

502  
145

0<sup>m</sup> 1 2 3 4 5 6 7 8 9  $\frac{18}{70}$ <sup>m</sup> 1 2 3 4 5

始



502  
145

英國劍橋  
大學教授 ジョーン・メイナード・ケインズ氏原著

講和條約の改訂

502-145



講和條約の改訂

釧橋大學教授

ジョン・メーナー・ド・ケイーン

福田久徳

大正著  
11. 9. 27  
内交

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

書籍の定価  
昭和十一年  
三月  
十日

爾語今次歐洲大戰の結果世界の經濟界は  
振古未嘗有の大攪亂を來し平和克復後の  
今日全世界を舉げて講和條約の跡始末に  
忙し〜鏡意改造復舊の事業に努力しつゝ  
あるも然も其内情に至りては「ヴェルサイユ講和  
條約殊に對獨賠償問題を離れて之を端ず  
るの無意味なるは脚一度歐洲に入る者の  
齊しく首肯せらるゝ所なり」と存候

余等客年秋より今春に亘り戦後の欧米旅  
行に際し偶々倫敦に於て「講和條約の改訂な  
る一書の出版せらるゝあるを見る本書は戦  
後歐洲の財政經濟問題の權威として知られ  
近くは「ゼノア」に歐洲改造會議を批判しつゝ、  
ありし英國のジヨン・メーナー・ド・ケインズ氏が裏に  
出版せる「講和の財政的結果」なる書物の續  
篇として「ヴェルサイユ」條約の改訂を要望せる  
ものに有之論旨卓抜殊に歐洲當面の財政的  
窮乏」及「救濟策」は徹底的の断案にして實に

近頃は「ゼノア」に欧州改造會議を批判しつ、  
ありし英國のジヨシメーナード・ケインズ氏が裏に  
出版せる「講和の財政的結果」なる書物の續  
篇として「ヴェルサイユ」條約の改訂を要望せる  
ものに有之論旨自身抜殊に歐洲當面の「財政的  
窮乏」及「救済策」は徹底的の断案にして實に  
今日迄賠償問題の経過は氏の豫言符節  
を合せて著々進展しつ、あるに徴するも氏  
が財政上の抱負は今や歐洲全土の國策を  
指導しつ、あるの概ありと可申候依て一本を  
購め歸來毎々福田香研氏に其の翻譯を  
委嘱したるが今や福成り著者の承諾を得  
て之を剞劂に附し各位の御一覽に供し申  
候余等は貴下依りて本譯書が御高見  
の他山の石たすを得ば欣懐の至に不堪故敢具  
大正十一年一月一日

伊藤 守 松

岡 岩 清治郎

加藤 勝太郎

## 自序

一九一九年十二月に發行した拙著「講和の經濟的効果」は第一版後何等の改修又は正誤を加へずに屢次版を重ね來たのであるが、其後種々の新事實發生した爲め該著の訂正を全く不適當ならしめた。仍て余は寧ろ該書に變更を加へず、更らに本著に於て時代の必要より生じた正誤若くは増補をなし、且つ時局に對する余の卑見をも蒐集するを良策と信じたのである。併し本著は嚴密に云へば所謂續篇に過ぎず、亦一篇の附録と名けても可なりであつて、其根本的の論據には何等新らしきものを加へぬ事とした。余が二ヶ年以前に提供した、救濟策なるものは今日にては日常の話柄となつて居る所であるが、余は本著に於て何等驚くべき事實を加へぬ積である。余が本著の目的は嚴

正に制限的のもので、即ち賠償問題の正當なる見解に對し、數多の事實と材料とを提  
供せんとするに過ぎぬのである。

佛國前首相クレマンソー氏は其別莊地なるラヴァンデの松林に就て左の如く言つたと聞  
く——此森の大事件はロイド・ジョージやウイルソン大統領の様な人物に出逢ふ機會は  
一切なく、只此處には閑靜なる數多の栗鼠が居るだけである——と。余は本書に對して  
も同様の便利ある事と主張したのである。

一九二一年十二月

劍橋大學に於て

ジョン・メーナード・ケインズ誌

### 講和條約の改訂内容目録

- 第壹篇 世論の狀態
- 第貳篇 ヴエルサイユ條約批准より倫敦第二回最後通牒に至るまで
  - 附註第一 石 炭
  - 附註第二 ライン河東の獨逸國土占領の合法不合法
  - 第參篇 負擔額に對する倫敦協定
    - 附註第三 ウィーズバーデン協約
    - 附註第四 馬 克 爲 替
  - 第四篇 賠 償 案
    - 附註第五 一九二一年五月一日以前の收入支出
    - 附註第六 聯合國間に於ける收入金の分配
  - 第五篇 恩給年金要求の合法不合法
  - 第六篇 賠償、聯合國債務、及國際貿易



第七篇 條約改訂と歐洲の平定

附録——公文書類

- 一、 スバ協約の摘要 (一九二〇年七月)
- 二、 巴里決定 (一九二一年一月)
- 三、 賠償委員會へ提出の要求 (一九二二年二月)
- 四、 倫敦第一回最後通牒 (一九二一年三月)
- 五、 獨逸の反對提案 (一九二二年四月)
- 六、 賠償委員會の評價 (一九二二年四月)
- 七、 倫敦第二回最後通牒 (一九二二年五月)
- 八、 ウィーザーバーデン協約の摘要 (一九二二年十月)
- 九、 國際政府公債一覽表

講和條約の改訂

英國劔橋大學教授ジエーエムケインズ氏原著

第壹篇 世論の狀態

輿論の要求と云ふ様な愚蒙な事を無暗に口にし其云つた事に迎合する以上に何等實行しない事が現代政治家の政策である。斯くて愚蒙な言語に従はなければならぬ愚蒙な行爲は、早晩自<sup>ら</sup>から暴露され當然の理智に立歸る機會が自然に到來するので、公衆と云ふ幼兒に對するモンテッソーリ式(伊太利婦人の教育主義にして幼兒自身の開發を目的とする)を執るのである。即ち幼兒が觸れんとする焰の美を褒め又は破損する翫具の音楽を稱へ若くは寧ろ進で之れに近寄らしめ、幼兒が火傷をして自ら警戒する利那社會の救主として之を引き離し訓戒を與へんとするのである。余は此の怖るべき政事振を稱して一種の尤らしき辨疏法と云ひたい。ロイド・ジョージ氏は實に不健全にして、實行の不可能なる、且つ歐洲の全生命を危くする講和條約に對し責

任を負ふたのである。彼は自ら辯護して左の如く言ふかも知れぬ。―該條約の不健全なることも、實行の不可能なることも、歐洲各國民の生命を危くする事も、余は能く知つて居る―公衆の憤慨と無智とが、民衆主義の社會に一勢力を占むるに至つた事も余は能く知つて居る―ヴェルサイユ條約は暴徒の要求と、重なる役者の性格とが共鳴して成つた最善の解決法であつた事も余は能く知つて居る、然かも余は全歐洲の生命の爲めに二ヶ年間其危難を避け又は緩和すべく自分の熟練と精力とを傾倒したので―と。右の如き氏の主張の幾部分は事實であつて抹削する事は出来ぬのである。講和會議の私的歴史は佛米の參加者によりて暴露された如くロイド・ジョージ氏は實に該條約の極端に反對し個性の敗衄を覺悟して能ふ丈の努力をなしたものとして幾分稱賛を受くべきである。而して其後二ヶ年間に於ける公的歴史に於ては自家立案の條約の惡結果に對して歐洲を保護し又全體の繁榮まででなくも少くとも其平和を保護し、而も毫も其事實を外に顯はさずして活動した事を證明したのである。故に彼は可能事の忠僕として正路には外づれながらも人道の爲めに働いた

もので、思ふに彼は正道に外づれて嘲笑と欺瞞の中に所謂民衆主義に適合せる最上策を執つたものとも言へる。

手段として眞理とか誠實とかを擇ぶ事は審美學又は個人の標準に基くもので、政治上に於ては實際の福利と矛盾せる僻説かも知れぬ。故に今日では其何れが是なるや我等は説明する事は出来ぬ。社會も只經驗によりて學び得らるゝのみである。政治家の信用殆んど地に墜ちんとする時只魔神のみ靜かに其間に働くものと見ゆ。兎にも角にも私的個人は内閣大臣が社會の公益の爲め其誠實を犠牲にすると同様な束縛の下に置かるゝものでない。思ふ儘に話したり書いたりするのは個人に取りて許されたる自由であつて、政治家が集合して吾人究極の福祉の爲めに働く協同事業に對しても一要素として貢献せらるゝものである。以上の理由によりヴェルサイユ條約の直譯を基として「講和の經濟的效果」を説くにも、又其實行の結果を試験するに就ても一の誤謬を許さぬのである。余は已に該條約の多くが不可能に屬する事を論じたが右と同一の理由により該條約を無害とする多くの批評家とは意

見を異にする。該條約に對する余の結論に就ては室内の私議は余の所見を最初より是認するが、屋外の公論も同様是認せしむる事は最も重要な事である。

現代に於ては二種の論議があつて、往時の如く眞理とか邪論とか云ふ事でなく、外部即ち屋外の公論及び内部即ち室内の私議是れである。言ひ替ふれば政治家及新聞記者等に依つて唱道さるゝ公然の論説と、政治家、雜誌記者、吏員等が二階の隅や室内等限りある周圍に於ける私人の討議である。戦時に於ては右の二種が可成相異なるを以て愛國的と云はれたが、今日と雖も尙同様に考ふるものもある。右は新しき事實でないが、併し其後幾分の變更を見た。或人はグラッドストーン氏は偽善者であつたと云ふが、果してそうであつても、彼は私的生活にも其假面を脱せなかつたのである。世界の議院と云ふ大舞臺に立つて一たび暴言を憚らなかつた悲劇役者連は晩餐の後迄も餘威を逞うしたのであるが、其幕の背

1、アレン・ヤンク教授は拙著の批評中に該條約を目的に戦敗國に對する嚴正にして色彩ある約款なれども經濟上の實願は全然失敗なりと論じた。併し氏は該條約に對する辯護論者であつて該條約を一種の見越し契約書と解するを正當とする云つた。

景にあつては何等の異觀をも見ることがない。思ふに公的生活の繪畫は、如何に色彩陸離として公憤の狂態、舞臺一面に照らさるゝ場合にも決して私的家庭にあつては保たるゝものではなく、世界の舞臺の觀覽席にある大群客は所謂生活よりは稍々大なる、所謂眞理より稍々純なるものを要求するのであつて、斯大舞臺に於ては假聲の響は至つて遲緩に渡り、所謂眞理の言葉も最も遠き聽衆には其反響漸滅して到達せぬ事が多いのである。又限られたる周圍にありて室内私議に與かる人々は屋外の公論には餘りに注意を拂ひ過ぎる事もある、餘り注意を拂はぬ事もある。何をか注意を拂ひ過ぐると云ふに、何事にも言葉や約束が甘ま過ぎて公然之れに反對しても無益と考ふるからである。何をか注意を拂はぬと云ふに、是等の言葉や約束は時來れば必ず變更さるゝものであり、又其所説は學者風であり、鬱陶しく、其眞意のある所、影響の及ぶ所を知るには不適當のもの許りであるからだ。是等の事柄は室内の人々も批評家と同様能く了解し居る所である。只批評家は決して發生せぬ事迄も自ら騒立て、時間と感情とを空費する丈である。けれども、一たび世界に

六  
向つて囁し立てられた事は室内の秘密呼吸や私話よりも其影響遙かに深きものあるを如何せんやである。但し室内私議は其知識に於る往々にして屋外公議に優るものあるを感せしむる事がある。

右の外尙ほ事情を錯雜させるものがある。英國に於ては（恐く他國に於ても然らん）二種の屋外公論がある。即ち一は日々新聞紙上に唱へらるるもの、他は普通人の衆團が勝手に事實と認むるもの是れである。此等二種の公論は所謂室内私議との相異よりは相互甚だ相同じき所があつて、或る方面は全く同一である。併し新聞公論の獨斷にして確定的なると個人の生きたる不確定的との間には截然たる區別はある。余は思ふに一九一九年に於てすら我英國人は償金の事を信じたものはなかつたのである。即ち何人にも此事に對しては疑問として斟酌を加へたものであるが、當分の間問題を進行せしめても實害なからうと考へしめ、又獨逸をして殆んど無制限に償金を拂はしむる可能的の信念は慥かに英國人に、「より」惡しきより「より」善き心地を生せしめたのである。斯くして英國屋外公論に於ける

最近の變化は、只半ば智的であり、又事情の更改に基くのである。即ち、今日償金問題を固執するは、實際上の害惡であり、感情的要求は最早以前程決定的ではない事が分つた。故に英國人は從來眼の一隅より蹶蹶の色を見せてなして居た議論に着手せんと準備して居るのである。外國の觀察者は新聞界が最後に聲を揚ぐべき此等未發の感情に就ては注意するものは甚だ尠くない。室内私議は漸次其勢力を及ぼし益々廣き範圍に滲入して遂には一種の公論となり、常識となり、自國の利益と迄感せらるるに至つたのである。故に是等言論界の階級種類に通曉するは目今政治家の務めであつて、彼等は室内私議を理解する丈の知識を有し屋外公論の内幕と屋外公論の外観とを内偵達觀する同情心と明察心とを要するのである。

右の如く余の卑見果して當を得たるや否やに關せず、此二ケ年間公衆の感情には驚くべき變化を來たした事は疑を容れぬ。平靜な生活をし、平素の行爲に立ち還へり、我隣人と愉快なる交際に復せんとする欲求は今や切實な緊要事である。戰時の尊大病は已に過去に屬

し、今や人々は現實と共に生きんと希ふので、ヴェルサイユ條約の賠償は將に崩壊せんとするのである。

余は次の數篇に於て二重の企畫を持て居る。即ち事件の記録に始まり、事實の叙述に従事し、之れを總ふるに如何にすべきやと云ふ提案を以てせんとするのである。勿論余は最後の結論に重きを置くものなれ共、又最近の過去を一瞥するは管に歴史的興味のみならんやと思ふのである。吾人若し最近二ヶ年間に發生した事件を、今少しく注意を以て回顧するなら、吾人の記憶は指導者なくば至て貧弱にして既往の事は將來に比し至て少しく知れるものである。強行的賠償の大要素の爲めには胸打たるゝ事のみ多く、從て余の最後の結論は此強行の要素は政治的に必要なきに至つた事、(第一)屋外公論は今や室内私議に讓歩し其内幕の信念に基きて行動するに至つた事、(第二)今日にては明々白白外部に宣言する事は決して無益の分別にあらざる事(第三)等である。

## 第貳篇

### ヴェルサイユ條約の批准より 倫敦第二回最後通牒に至る迄

#### 一、講和條約の實行と民衆投票

ヴェルサイユ講和條約は一九二〇年一月十日を以て批准されたもので、其領地條項は民衆投票を除く外、何れも其日以降有効となつた。スレスヴィグ民衆投票は一九二〇年二月及び三月に於て北方を丁抹國に、南方を獨逸に、何れも絶對多數を以て決定し、東普魯西民衆投票は(一九二〇年七月)獨逸に大々的大數を以て歸屬し上部シレジャ(一九二〇年三月)は約二に對する一の多數を以て全邦悉く獨逸の有利に歸し、南方及び東方の或る地域は波蘭土の多數に歸したのである。

1、尙詳細に記せば投票權利數百貳拾貳萬人、實際投票百拾八萬六千人の内七十萬七千人は獨逸に投票し四拾七萬九千人は波蘭土に投票した、故に十一分の七が獨逸に十一分の四が波蘭土に投票したのである。又自治體千五百貳拾五個の内八百四拾四團體が獨逸に屬し即ち多數である。波蘭土は六百七拾八團體を得た。波蘭土投票者は専ら田舎人であつた即ち參拾六市町に於て獨逸の投票數は貳拾六萬七千人波蘭土は七萬人なるに、地方にありては波蘭土の四拾萬九千人に對し獨逸は四拾四萬人を得た事實に徴して分る。

右投票を基とし又係争地域の工業的結合に考慮を置き、佛國の外重なる聯合國は、プレス及リブリックの南西地方を除き該州全部は獨逸に歸すべきものとの意見であつた。但し該プレス及リブリック地方は重要な石炭未採掘地あるに拘はらず、目今は耕作地の土質である。そこで、該問頭は佛國の承認しなかつた爲めに遂に國際聯盟に提出して最後の仲裁に附せられたのであるが、國際聯盟に於ては此の工業的面積を人種的區別又は國民的正義の利害として兩分し、同時に此の兩分より生ずる影響を避けんと考慮し、尙物質的繁榮上の利害關係に於ける疑はしき能率と云ふ經濟上の條項迄も設けて問題を錯雜せしめ、該聯盟に於ては此の各條項の有効期間を十五ヶ年に制限した。其理由は該期限迄に何事か該決定の訂正を要する事件或は起らんかと信じたのであらう。平たく言へば該境域は元來經濟上の事情に係はらず其一方には成るべく多數の獨逸投票數を得る様、而して他方に於ては波蘭土人の居る様に製圖されたのである。此結果を得ん爲め殆んど純粹なる獨逸民族の住居せる二町カトウイツチ及びゴグニシュートを波蘭土に讓る事が必要と考へられたに拘

はらず) 右の如き事情より云へば其境界圖は相當公平に作製されたとも見ゆるが。國際聯盟にては經濟及び地理の二方面をも考慮すべき事を命令したのである。余は此裁決法の理智を仔細に點檢する事を敢てせぬが、獨逸にて信せらるる所に據れば佛國の借勢力が働きて此結果を致したのだと云ふ。余は果して此くの如く勢力が實際の要素であつたか疑ふ所である。但し聯盟の役員達は自然の情として聯盟自個の利害の爲め非常に憂慮した事は必然であつて、若し聯盟評議會がなせる此裁決に一步を謬れば大事を惹起こさん事を恐れ、爲に佛國が承認すべき解決法を見越し已むを得ず一種の偏辯を顯はしたもならんか。余は思ふに斯る決定方法は國際事件の協定としては尙益々根本的疑惑を高めるのみである。總て困難と云ふものは單純な場合に生ずるものではない。國際聯盟は不釣合の主張と之れに反對するものとの間に爭議ありたる場合に召集さるるものであつて之れに對する良好なる裁決は只公平と無關心と事情に精通して權威ある人物があらゆる事情に精慮を注いで始めて良好なる結果を與へ得らるるのである。凡そ國際間の正義は宏大なる有機的單位を取

扱ふもので、決して個的特長が無視され易き小單位の集團を取扱ふものでないから、普通の法廷に於ける如き乾燥無味の理論と同一のものであつてはならぬ事である。従て現今に至る迄歐洲の混亂組織に遺傳し來れる往昔よりの爭議を南米若くは極東より來れる元老政治家に一任するは危険の行爲なるべく。是等遠方の政治家は在り合はせ署名済の公文書より嚴正なる法律的解釋を拔萃する事を以て彼等の任務と考へ、又有りもせぬ單純の理窟を可及的少量に抽象し裁量に供するのみである。右の如き判決は吾人に只驢馬の耳を持てるソロモンの裁斷を多數與へ得るに過ぎぬであつて、其ソロモンとても法律には目隠くしの眼を以て向ひ、只「生きたる雙兒を爾等の間に分かて」と云ふと同様の意味にて判決するのである。現今組織されたる國際聯盟なるものの意識中にはウイルソンの獨斷敎理が奥深く藏置されたもので、貿易及び文化的の關係以上に人種の差別及び國民主義を高調し、福祉よりも寧ろ國境を保證するので、只國際政府最初の試験が強烈なる國民主義の方向に何程の勢を及ぼすやを見んが爲めに偽哲理を吾人に與ふ許りである。以上挿句的の回想は全く

狭範圍の見解よりして聯盟評議會なるものは好判例の進捗には與て力ある事もあり得ると云ふ事實から起つたのであるが、余の此批評は單に不公平なる引證より「より」深く吾人に響くものと思ふ。衆民投票の完結と共に獨逸國境問題は完了されたのである。

一九二〇年一月和蘭は獨逸「カイゼル」を引渡すべく要求せられたが、關係各政府の内密の援助を得て和蘭は斷然之れを拒絶した。(一九二〇年一月二十三日)同月中戰時俘虜數千名の引渡が要求されたが、獨逸より強硬なる抗議ありたる爲め強くは主張されなかつた。而して其代り少くとも一回限り甚だ少數者丈け起訴されたが、是れとても聯合國の法廷に於ては、ライプデック法廷に於てはあつた。此訴件は少々は審問されたが、默認の上今日に至る迄其結果は杳として聞く所なしである。

一九二〇年三月十三日伯林に於て反動軍勃發(即カッパ・ブッシュ軍)したが、其結果は五日間首都を占領しシユールベル政府は「ドレスデン」に逃走したに過ぎなかつた。此の反徒の敗績は重もに一般罷業の爲めであつて、其後ウエストフアリア及びルールに於て共產黨の

騒動之れに次で起つたが、此第二回目の暴動に對しては獨逸は其地方に講和條約に許るされた以上に軍隊を派遣したので佛國は聯合國の許諾を経ずに直ちに此機會を利用してフランスに占領した。此事件は下に記せる聯合諸國會議の第一次開會(サン・レモ會議)の當時であつた。

右様の事件と又中央獨逸政府がバベリアに其權利を強行し得る資格の有無に就き疑惑があつた爲め、一九二〇年三月三十一日附講和條約中に規定された軍備撤廢の完了を數次延期せしむるに至り、遂に一九二一年五月五日の倫敦に於ける最後通牒に於て最後の強制を見るに至つた。其外所謂賠償問題尙残り居るのであるが本書の主要條項は實に夫れであつて即ち下記の如きものである。

一九二〇年中獨逸は條約中に豫定せられた某々特定の引渡と賠償とを執行した。即ち佛國及白國より奪ひ取つた證明可能の財物は悉く其所有主に回復せられ、商船は引渡され、染

1、一九二〇年五月三十一日迄に價格八拾參億法の證券其他證明可能の財産と五十萬の器械及び粗原料並に牛羊四拾四萬五千頭とが佛國に回復された。(一九二〇年六月十四日附佛國財政局報告)

料も石炭も或る數量迄交附されたのであつたが、獨逸は未だ現金を支拂はず、眞の賠償問題は其儘遅延されたのである。

## 二、サン・レモ會議(一九二〇年四月十)、ハイヌ會議(一九二〇年五月十)、

ブローロンヌ會議(一九二〇年六月二)、ブラツセルズ會議(一九二〇年六月三)、

スバ會議(一九二〇年七月五、六、七)

一九二〇年四月より一九二一年四月に至る一ケ年に渉る各聯合國の首相間に交換された數多議論の連續を明瞭に區別する事は困難な仕事であるが、要するに每會議の結果は常に流産的であつた。併し其結果の合計は積層的であつて講和條約を改訂せんとする計畫は漸次各方面に於て地歩を占め來たやうである。而して各會議共「ロイドジョージ」氏の政策が特殊の標的となつたのである。會議毎に氏は能ふ丈佛國を尻押したのだが、併し彼の要求が悉く遂げられたのではない。而して本國に歸りては彼と彼の佛國同僚との間に成つた豫備

1、一九二一年五月迄に賠償委員が受領した現金額は壹億貳千四百萬金馬克に過ぎない。



的協定を喝采して（一ヶ月後には大抵變化の運命を見たに拘はらず）完全なる理智に近きものと唱へ、又是なら獨逸も最後のものとして承認するならんと言ひ立てながら毎三回目には若し獨逸にして其協定に屈伏しなければ佛國の獨逸侵入を援助すべしと宣言したのである。時日の進むに従ひ佛國に對する氏の聲譽は餘り香ばしからぬに至つたも、尙ほ彼は着として其目的を達した。是れ必ずしも彼の政策の成功とは言ひ難きも、兎に角も彼の執念深かりし事實に依るものである。右聯合國の會議の第一回（一九二〇年四月十九日乃至二十六日）即ちサン・レモ會議は伊國首相ニッチ氏を議長として開會されたものであるが、氏は講和條約を改訂せんとする希望を隠くす事をせなかつた。其の時佛國首相ミルラン氏は立つて現條約を擁護したるに、ロイド・ジョージ氏（當時タイムスの所報に據れば）仲裁の立場を占めたのである。當時の形勢、佛國は到底如何なる新方式にても承認すべくもあらぬ事明白となつたので、ロイド・ジョージ氏は其全力を傾注して、最高理事會と獨逸政府との間に直接交渉談判を開かしむる事に盡力した。斯くの如き會議は講和談判會議にても其後の會議にても未

だ曾て見られぬ光景であつた。サン・レモ會議に即刻獨逸代表者を出席せしむる提議には失敗したけれども、翌月に至り該國代表者を賠償條項の適用を議せん爲めスバ會議に出席せしむる決議には成功したのである。是れが該談判の第一歩であつて其餘の會議に於ては該會議は只獨逸の軍備撤廢を宣言するを以て満足した。斯くしてロイド・ジョージ氏は講和條約の維持に就てはミルラン氏に讓歩しなければならなかつたが、歸來下院に於ける演説によれば、彼は右講和條約を餘りに直譯的に解釋した事を自認したのである。同年五月に於て各國首相等はスバ會議の係争事件を考慮すべくハイスに於て秘密會議を催したが、巴里會議の大部分を占め且つ又第二回倫敦最後通牒の骨子であつた年賦法（年賦法）と云ふ考案は今や確定的に議題に上ぼつたのである。そこで、獨逸が支拂ふべき年々の最低賠償金額及び其時の模様により支拂ふべき増加額を審議すべき計案を立てん爲め専門委員を任命したので、新考案の爲め茲に一條の路が開かれた。去りながら、其實際計數に至ては未だ實現する所がなく、其内スバ會議は一ヶ月間延期さるゝに至つた。翌りに至り各國首相連は再び

ブーロンヌに會合した(一九二〇年六月二十日)。此會議はハイスに於ける週末休日(一九二〇年六月十九日)後開かれた。所報に據れば、今回は獨逸の經濟回復に伴ひ聯合國が課すべき最低年金の原則を決定したとの事である。即ち該會議に於ては一定の金額さへ決裁されたのである。即ち三十五ヶ年間三十億金貨馬克を最低年額とすべしとの事である。而して此スバ會議は遂に更らに一ヶ月延期されてしまつた。斯くて、スバ會議は再開(ブラッセル會議一九二〇年七月二日及三日)され、首相連は前會の議事を逐ふて議せん爲め集つた。議事は多方面に涉つたが、就中假定收入賠償金を各請求國間に分配すべき比率を最重要のものとせられた。乍併賠償金其物に就ては具體的計畫は未だ採決されなかつた。其内に獨逸側専門家より提出せる覺書によれば、佛國に於て政治的に可能事とされた立案は獨逸に於て經濟的に不可能なる事が明白となつた。即ちタイムス紙一九二〇年七月三日の所載に據れば、獨逸經濟専門家の案は講和條約の根本的改訂を要求すると同様であつたので、聯合國は獨逸に對し決定的脅威を示して斷然命令に服従する事を強要するか、又は獨

逸の優柔不斷に迎合する様な脆弱の態度を持する危険を取るべきや如何を考慮するを要するに至つた。彼等の考慮は甚だ可なりである。若し聯合國に於て該條約を變更する方案に附き彼等に於て決定する事出來ざれば、彼等の間の歩調の一致は獨逸に對して一層嚴重な命令を發し、條約を全然更改せんと迫る事に於て始めて維持さるべきである。

一九二〇年七月五日に至り永らく傳へられた最後の會議が催された。該會議は十二日の永きに涉つたが、該會議の當初の目的とする問題、即ち賠償に就ては其細目の歸結に達するに至らず、此危險至極の題目が決定されぬ内に至急の要件の爲めにミルラン氏は巴里に呼び還された。當時取扱はれた重なる議題の一は、本篇の終りに記述しある通り附註第一の石炭の件であつたが、併し該會議の眞誠の意味は左の事實であつた。即ち該會議に於て獨逸の責任各相及び専門家と聯合國代表者が膝々相接して公開會議若くは秘密的接觸に於て懇談せんとした事であつた。スバ會議は何等計畫の實現するに至らなかつたが、併し外部の象徴は暗々裡の進行を示すものがあつた。

三、ブラッセルズ會議 (一九二〇年十二月十日乃至二十一日)

スバ會議に於る賠償問題に對し何等の決定に至らなかつたが、該問題は可及的速かに處分しなければならぬと再度決議されたのであつた。一九二〇年九月二十三日ミルラン氏は、佛共和國大統領に選ばれ首相としての後任はレイイギユ氏之れに代つた。而して佛國官邊の公論は一たびなさんとした譲歩より跡戻りをなし、ロイド・ジョージ氏がブロンヌ會議にて折角引き出し來つた佛國輿論には十分に耳を傾けず、今や彼等は賠償委員會の機關を元々取り來つた進路の上に馳せしむる事を選ぶに至つた。併し一九二〇年十一月六日に至り幾多の外交的文書の末、今一度佛英兩政府の完全なる協同一致が發表さるゝに至つた。そこで、賠償委員會によつて指名された専門家會議が開かれ、之れに獨逸専門家を列席せしめて報告を作り、更らに各國の大臣等は獨逸政府と會商して報告をなし、賠償委員會は此等の二報告に基き獨逸の債務を定め、最後に聯合國の首領會議に於る決を取らんと云ふのである。斯くしてタイムズ紙上の所載に據れば、長期の間荒野に迷回たる後更らに

ヴェルサイユ會議に復歸するのであつて、著者が企てた新聞紙の古るき綴込を再檢せば、少くとも當時なされた「塵塗れの運命」と云ふ説教者の言葉を益々強むるのみである。

斯くして、此の長き手續の第一幕は事實に於て開かれ、聯合國諸政府の永續的官吏は一九二〇年のクリスマス前にブラッセルズ府に於て獨逸代表者と會合し、一般の事實を確かめ時局を研究したのである。右は實に其前後に開催された政治家の會議とは異なり、専門家同士の會議であつた。然るにブラッセルズ専門會議の多分は、其後開かれた巴里の政治家同士の會議に於て大抵無視され且顛覆されたのであるから、今仔細に之を繰返す丈の價値がない。けれ共、兎に角獨逸と我々との關係には一生面を開いたので、兩者の官吏は非公式に會合し、如何にも合理的らしく討議したのであるが、彼等は國際官吏とでも名けらるゝ如き一群の代表者であつて、何れも皆謙讓伶俐にして、事實問題には一種の偏見を有する人々であるが、兩者共協議の進行解決に近づける事を信じ、且相互の尊敬も養成せられたに拘らず、此合理的談話を早くも放棄しなければならぬ事を互に遺憾としたのであつた。

ブラッセルズ専門會議は、曩きにブルンヌに於ける査定した平均支拂額以下に考慮する自由あるものとは思ひ居らず、従て聯合國諸政府に對し左の如く建議した。第一、一九二一年より二六年に至る五ケ年間獨逸の支拂ふべき年額平均は壹億五千萬金貨磅とする事。但し此平均年額は五ケ年に涉りて伸縮し得るものであつて、前二ケ年間に少くし、後二ケ年間に多くするを得る様にし、五ケ年後の支拂額は當分延期する事。第二、右金額の具體的要素は必ずしも現金たるを要せず、物品の交附を以て之れに代用するを許す事。第三、占領軍の年額費用は壹千貳百萬金貨磅に制限する事。但し此支拂は上記年金に附加するに及ばず、該金額以内の優先支拂たるべき事。第四、聯合國は獨逸に對し聯合國の船舶を築造せしめんとする權利を拋棄し、尙ほ現存獨逸船舶の引渡に對する要求を緩和し若くは延期する事。第五、獨逸は以上立案に基き其財政政策を定め、豫算を編成し、且つ契約不履行の場合に關稅を差押ゆる事を聯合國に許す事を承認せしむる事等が議決の結果である。

#### 四、巴里の決定會議(一九二一年一月二日 十四日乃至三十日)

ブラッセルズ専門會議の建議は永久的問題の解決に對しては何等協定をなさなかつた。然かも講和條約の内容より一進歩の思想を代表したのであつた。然るに同時佛國內に於ては前記立案の讓歩に對し反對の聲が擧げられたのであつた。首相レーギュー氏は先きにブルンヌに於て論議された立案を議會に於て實行する事は不可能の状態となつたので、錯綜せる政治紛糾の末同氏は退官し、ヴェルサイユ條約の直譯的擁護者としてブリアン氏代つて首相となり、ボアンカレ氏、タルヂュー氏及クラッツ氏は相變らず其反對者として立つたのである。斯くてブルンヌ及びブラッセルズの立案は全く鎔解爐中のものとなり、一九二二年一月下旬に於て更らに新會議を巴里に招集さるる事となつた。右様進行の一頓挫は、講和條約解決上英佛間の龜烈となるやも測られざる當初の疑ひであつたが、ロイド・ジョージ氏は曩きにブルンヌに於て確實に占めたらしかつた、地歩を大抵は失はねばならぬ事となつたので大に憤慨したのである。右の如き事情の消長の爲め、此上の交渉は時日の浪費であつて、進行は不可能である、且つ氏は各専門家が不可能と思

考した獨逸に對する支拂の要求にも餘り氣乗せず、數日間は佛國の紛争には全然好意を表はさなかつたが、事情の進行する間にブリアン氏は誠意の人であり、表面上は如何に非常識でも全く内密的には思慮ある人物である事が分つたのである。双互交話上の違約はブリアン氏の没落を意味し、又一面にはポアンカレ氏及びタルチュール氏の如き無鐵砲人の入閣となるやも知れぬ。今此二人者の言論を眞面目に視做し、決して獵官の爲めの偽計でないとするならば、一朝彼等二人當路者となれば、全歐洲を攪亂するは容易の業である。此の際に當りロイド・ジョージ氏とブリアン氏は共に腹藝のある人なれば、假令一時の行違はあつても、少しく忍びて互に相提携する事は策の得たものではなかつたか。當時此の説大に行はれたが遂に左の意味の如き最後通牒を獨逸に送るに至つた。

巴里會議より獨逸に對し提示した賠償支拂法は、一半は決定的、一半は不決定的に作成された。即ち前者は二ヶ年間年額壹億磅宛、三ヶ年間年額各壹億五千萬磅、更に三ヶ年間年

1、(此最後通牒の本文は附録第二を見よ)

額各貳億磅、其後三ヶ年間各貳億五千萬磅、最後に三十一ヶ年間毎年三億磅宛とし總て金貨を以てすべしと云ふのだ。而して不確定的と云ふのは、前記の金額に加ふるに、獨逸の輸出額の壹割貳歩に相當するものを年々支拂べしと云ふのだ。右案による確定支拂は總合計百拾三億磅にして、ブロンヌ會議の原案より少しく減額されたのであるが、之れに輸出税を加ふる時は原案より増した事になる。所謂不確定額は勿論計算不可能であるから詳細に立ち入る價值はないが、當時反對者なく、余の計算する所に據れば、此提示は前記の年期中一ヶ年間四億磅の要求となるもので、當英國又は米合衆國に於ける専門家達の計算した最高額の約二倍に相當する事が分る。

處が巴里會議の決定案はブロンヌ及びブラッセル會議と同様大事には至らず、ブリアン氏をして一呼吸をなさしめた遊戲中の一運動たるに過ぎなかつた。右は宣傳運動の結果茲に至つたと見立てらるゝもので、斯くの如く投藥の効能顯はれた事何物も之れに比すべきものなく、實に喫驚の至りである。斯くして、妖怪は造化の手より脱れ去り、其代り前

代未聞の時局を現出し、世界中最有力の政治家は無理に召集され、如何にせば可なるや彼等の知る能はざる事件の變化を討議すべく毎日々々會合するのであつた。けれ共ロイド・ジョージ氏は流石に注意して、假令吠ゆるも直ちに噛み付かぬ様取り廻はし、懲罰的償金の考慮を延期し、獨逸人をして倫敦に來りて口づから回答すべく誘引したのであつた。此に於てブリアン氏は方に議會に於て勝利を得て、タイムズ紙の報じた如く、氏は長き生活中演説者として又議員として今日の如く成功した事は未曾有の事であつた。當時反對黨たるタルヂュー氏の素破拔きは實に演劇的で、彼れ自身及觀客に取り少々響感を催せしめ、事實を誇張したに拘はらず「客年度の佛國政策はヴェルサイユ條約財政條項の執行不能なりし歸結に基したものである」と指摘し、尙本題目は平和論者ケイーンズ氏と獨逸代表ブルクトルフ・ランツウ伯の爲めであると公言するに及んで非常の喝采を博したが、巴里會議の決定に取つては寧ろ不公平な所論であつた。併し其頃には佛國に於てすら講和條約の完全無缺を稱揚する事は人をして冷笑を催さしむるものであつて、ブリアン氏は演壇

に立つて左の如く陳べたのである。

「余は公明正大のものである。余は質問の通告を受けし時は余は喜びを禁じ得なかつた。當時余はタルヂュー氏はヴェルサイユ條約に於ける重なる建築者の一人であるから、氏は該建築物の美點を知り居る筈なると同時に、其缺點をも知り居る筈である。従て該建築に最上を盡くした人に對し寛裕なるべきを疑はずと獨語したのであるが、更にタルヂュー氏は自家の仕事に對し已にあらゆる寛裕を示されし事を記憶し置かずには居られぬ云々。斯くして宣傳妖怪の子孫は漸次影を潜むるに至つたのである。

##### 五、倫敦第一回會議（一九二一年三月一日乃至七日）

獨逸に於ては巴里會議の要求は重大視されたので、非常なる激昂を惹き起した。併しシモンズ博士は倫敦行の招請を承諾し、配下の専門家は提案をなさん爲め仕事を開始した。

二月十三日スタトガルトに於て博士は斯う言つた。「余は曩きにブラッセル會議の節英佛代表者と合議一致したのであつたが、巴里會議は之を粉碎したので茲に行詰りの大異變

が起つた。獨逸の輿論は決して、此の如き計數を忘れぬ事であらう。今やブラッセル會議に於けるセイドウ案(五ヶ年間の豫備的協定)に立歸る事は不可能である。其故は獨逸人民は驚くべき要求の數々が常に幽靈の如く彼等の前に顯はるゝからである。(中略)我等獨逸人の堪へ得ぬ計畫に其儘署名せんより、寧ろ不正な命令を其儘承認すべきである。一九二一年三月一日倫敦に會合した聯合國に對し、シモンズ博士は反對提案をしたが、ヴェルサイユ會議に於けるブロクトル・ランツウ伯の反對提案と同様十分會得の出來ぬものであつたので、風説に據れば獨逸専門家中にても議論數派に分れたと云ふ事だ。博士は獨逸が實行し得べき事を明白に陳べず、巴里會議決定の計數より出發して無益の曲路を迂回し、全く相違せる計數に変更せんとしたもので、其方式は左の通りである。

即ち巴里案の支拂年金(輸出案の金額を除外し)總額を百拾參億磅となし、年利八歩と計算して其現在額を貳拾五億磅と假定し、其内より今日迄獨逸より引渡した物品價格(實際價格にあらず)を拾億磅として、其内より差引けば殘額拾五億磅を得、是れが獨逸の支拂ひ得べき最極度である、其内若し聯合國に於て四億磅の國際公債を募集し得るに於ては、獨逸は其利子及び償還資金の積立をも負擔し、其上五ヶ年間年々五千萬磅づゝを元金四億磅以外の償金、即ち合計拾壹億磅の償却に充つるのであつて、斯くて五ヶ年後に於ける償金支拂法は更に考慮するものとし、右全部の提案は上部シレジアの保留と獨逸貿易に對する總ての障礙を取除く事を條件とするもの也と云ふのである。右提案の實體は決して不道理のものでなく、又恐らく聯合國が結局承認し得べき良案と思はるゝも、該案の計數はブラッセル専門會議の計數よりは遙かに少きもので、而かも其實行の方法は自然反對論を挑發する事となり、立どころに拒絶されたてしまつた。

其後二日にしてロイド・ジョージ氏は獨逸代表者に向つて一場の挨拶をなし、彼國の罪惡を責め、彼等の提案が如何に無禮千萬なるやを指摘し、且つ彼國の徵稅額が大英國の夫れに比して笑ふべき程低率なる事を擧げ、而して後聯合國一同の爲めに公式の宣言をしたのである。即ち戰時法違反罪人引渡の件、軍備撤廢の件、拾億金貨磅を現金にて支拂ふ件等

に關し獨逸の約束違背を責め、遂に若し來る月曜日(三月七日)迄に獨逸が巴里決定を承諾するか、又はヴェルサイユ條約に基ける義務を遂行すると同等の他の満足なる方法(巴里提案に示せる讓歩に従ひ)を示さざるに於ては、聯合國は第一、デュイスベルグ・ルロルト及ライン河右岸のデュツセルドルフを占領し。第二、聯合國へ送荷せる獨逸物貨に對し獨逸國の受領すべき總代金を差押ゆる事。第三、獨逸國內占領地と他の土地との間に關稅線を設置する事。第四、占領地に入出入する物貨に對し受領濟の關稅金を差押ふべき旨の最後通牒をなして其演説を結んだのである。

斯くて後數日間其背景に於ては何等談判の進捗を見なかつたが、三月六日深更に及んでルーシユー氏及ダアバーノン卿は、獨逸に對し三十ヶ年間壹億五千萬磅の年金定額と輸出金額の三割<sup>2</sup>と云ふ選擇案を提議し、翌三月七日公式會議を再開するに至つた。當日朝群集は

1、其全文は附録第四にあり。

2、其後僅かに二ヶ月にして倫敦第二回最後通牒に際し提出された壹億磅の定額及び輸出額に對し貳割六歩案とを比較して見よ。

ランカスター・ハウスの外部を圍み、フォツシユ元帥とロイド・ジョージ氏を喝采し——彼等に支拂はしめよ、ロイド・ジョージ君——と云ふ叫聲が全般であつた。獨逸全權達は何れも好奇心を以て眺められ、フォン・シークト大將は劍を帶び軍服を着け、其上彼は普魯西、役人風に眼鏡を掛け、普魯西軍國主義の化身たるを示して居た。フォツシユ元帥、サー・ヘンリ・ウイ爾ソン元帥、其他聯合國軍人等も皆制服を着けて居た。

シモンズ博士は公式の回答をなした。其意は、若し獨逸にして公債を交附し及び上部シレジアの保留を許さるゝなら、巴里決議の舊案を承諾すべく、五ヶ年以後に於てヴェルサイユ條約は其權能を再始せられたい、其條項は巴里提案に従はん事を望む。戰爭の罪責は決して條約又は承認或は制裁等によりて決せらるゝものにあらず。只歴史のみ何人が世界に對して責任を負ふべきやを定むべきである。現在の吾人は戰爭と云ふ其事件に餘り近く生れて居るのである。と。彼は又指摘して曰ふには、脅威を加へられたる制裁は總て無法で

1、一九二一年三月八日タイムズ紙所載。



ある。獨逸は賠償に付ては來る五月一日に於て賠償委員會が判定をなす迄は決して法律的に約束違反と云はれ得べきでない。更に獨逸領域を占領する事は講和條約に従ひ合法的でない。又獨逸物貨を一部差押ゆる事は英國及白國の許るしたる行爲に反するのである。ライン地方に特別關稅を實施すると云ふ事はライン地方民の經濟利益の保護に關し講和條約第貳百七拾條の場合に限り許さるべきであり、條約義務の不履行に關する全獨逸人民を懲罰する爲めではない云々。

右制裁の不法と云ふ議論は爭論の餘地なき事であり、ロイド・ジョージ氏は右に對し更に答辯せんとも企てず、直ちに制裁を實行すべしと宣言したのであつた。斯くて交渉破裂の報導は巴里に於て長大息を以て受取られ、フォッシュ元帥は直ちに電報にて翌朝午前七時を以て進軍すべく彼の軍隊に命令した。仍て賠償問題に就ては倫敦會議に於て何等新案の現出なく、巴里決定案に對するロイド・ジョージ氏の默從は、遂に彼をして遣り過ぎをなさしめたのである。當時獨逸代表の態度に對する不愉快と、當初恫喝的策略の失敗は遂に

彼をして已むを得ず獨逸の侵入と、巴里決定案の強行に同意せしめたのである。又經濟的懲罰は合法的であつても無くても、現金取立ての目的に關しては明かに不結果であつて、寧ろ獨逸に對し事實不可能の事を強要して威喝せんとするもので、佛國或る官邊に於て公然唱道されたのであるが、其實ライン地方を獨逸聯邦より奪取せんとする計畫に出たものであつた。倫敦會議の重大なる特長は、實に一部は英國が此政略の遂行に加擔した事、一部は法律手續を踏付にしたものである。何故なれば、ヴェルサイユ條約の下にては、三市府を占領した事の合法的辯護は到底不可能であつて、ロイド・ジョージ氏は下院に於て之れを試みたのであつたが、討論の最後の幕に於て、檢事總長は遂に其審議を拋棄するに至つた。聯合國の目的は獨逸を強制して巴里決定案を承諾せしめんとするにあつた。併し獨逸が此提案の承諾を拒絶したのは其權利であり且つ講和條約に違反したのではなかつた。何となれば、夫等の問題は條約以外であり、該條約にて認めざる條項を含蓄したので、此等は承諾するも拒絶するも獨逸の欲する儘である。従て聯合國に取りては何等か他の口實

を看出す必要があつた。此方面の努力は眞のお役目的であつて、已に前にも述べた如く、戦時俘虜とか、軍備撤廢とか、貳百億金貨馬克とか、總て曖昧なる言立のみに出たのである。右の如く其當時(一九二一年三月七日)にありて、貳百億金馬克を獨逸に支拂はしむる事は明かに主張し難き場合であつた。と云ふのは講和條約に従へば、此金額を一九二一年五月一日迄に支拂はなければならなかつた。然かも其方法は賠償委員會の指定する方法と、回数とを以てするのであつたが、一九二一年三月に於ては、事實上該委員會に於ては現金<sup>1</sup>を以ての支拂を要求して居らなかつた。併し戦時俘虜及び軍備撤廢の點に於て、違反があつたと假定するも（講和條約の原豫備條項は屢更改されたので、如何程迄此二罪があつたか甚だ知り難かつた）、此等の攻撃を詳細に説明し、又懲罰を以て威喝せんとすれば、右の攻撃を辯疏する能はざる場合に懲罰を行ふ事が我等の義務であつたのだ。我等は曖昧なる攻撃をなす権利なきものである、而して又獨逸が此等の攻撃に對し、何事もなさなかつた場合でない。

1、其後數週にして賠償委員會は拾億金馬克（五千萬磅即ちライシユバンク紙幣準備金の大部分）を要求せんと最高會議を動かし、其後撤回した。

ければ、懲罰を以て脅威すべき権利はないのである。三月七日の最後通牒は、講和條約の代りに用ひられ、各種要求の強行に對し、權利の間歇的應用であつた。若し獨逸が講和條約の一部分にても違犯するなら、聯合國は該條約の他の部分に、彼等が相當と認むる更改を加ふる權利ありと考慮する筈であつた。兎に角ライン河を超えて獨逸に侵入する事は、講和條約の下にては合法的の行爲ではなかつたが、此問題は翌月に於て、佛國がルールを占領する意志を發表した時、最も重大となつたのであつた。其法律的效果の事は、本篇の終りにある附録第二に於て論議してある。

#### 六、第二回倫敦會議（一九二一年四月二十 九日乃至五月五日）

其後二ヶ月間は混亂状態であつた。所謂制裁は獨逸政府に於て少しも降伏の徵候なく、時局を益々紛糾せしめた。三月末に於て、獨逸は米合衆國の干涉を求め、該國政府を通して新たなる反對提案を送つた。而して此提案は、率直にして詳細である外、此月の始め倫敦

に於けるシモンズ博士の提案よりは具體的であつたが、其の重なる條件は左の如きであつた。

第一、獨逸の債務を現在價格金貨にて貳拾五億磅と取極むる事

第二、此金額を可及的多く好條件を以て國際公債にて公募し其正味手取金を聯合國に交

附し其利子及償還基金は獨逸にて負擔せしむる事

第三、右不足金に對し獨逸は當分の間年利四歩を支拂ふべき事

第四、右殘額に對する償還基金は獨逸國回復の程度により變更すべき事

第五、獨逸は上記義務の部分的履行上聯合國の承諾する方面に於て荒廢地方の實際改造  
工事を自ら引受け尙ほ商業的引渡をなす事

第六、獨逸は履行の出来る限り聯合國が米國に對する債務を代償する事

第七、獨逸は自己の善意の證として直ちに現金五千萬金貨磅を提供する事

1、全本文は附録第五に載せてある。

右提案をシモンズ博士の第一提案に比すれば、少くとも五割方良好なる事が分る。何故なれば、總額貳拾五億磅の合計より、一九二一年五月一日前迄になしたる引渡物品拾億磅(實は假想)を差引くとの陳述がないのである。若し假りに貳拾五億萬磅の國際公債を發行するものとし、其利息及び償還資金を百分の八とするなら、獨逸の提案は一ヶ年壹億壹千萬磅の即時拂に相當するもので、獨逸の經濟狀態回復の割合に従ひ、漸次増額せしむる望があるのである。然るに米合衆國に於ては、先づ非公式に該提案は聯合國に於て承諾せざるべきを確めたので、公式<sup>2</sup>の傳達を差控えたのである。此理由と又其後倫敦の第二回會議に於て此事が隱蔽されたので、此率直なる提案には遂に相當の注意が拂はれなかつたが、右提案は最も注意を用ひ、精細に編成されたものであつて、恐らく獨逸が履行し得べき最多額を顯はしたのであらう。けれ共余が已に陳べた如く、此提案は何等の感動をも與へず、

1、斯かる巨額の公債募集は事實疑はしきものである。

2、獨逸政府は又該案の選擇案として米合衆國大統領が定むべき如何なる金額をも承諾すべしと申込んだとの説もある。

新聞界にても多くは無言に付せられ、到る處に批評するものさへなかつた。何故なれば倫敦に於ける第一回と第二回の會議には、其間二ヶ月も中間があつて、其間に二個の重要事件が発生し、具體的に時局を變化せしめたからである。其一は一九二一年三月中にシレジアの衆民投票があつて、其結果の爲めであつた。獨逸がなした最初の賠償提案は、上部シレジアを保留すると云ふ事が條件であつて、此事は衆民投票前に於ては、聯合國が承認せなかつた處である。然るに今や獨逸は該州殊に工業地方の最大面積を事實上併有して了つたのだから、此結果は佛國の政策と、他聯合國の政策との間に分岐を生ずるに至つたのである。其二は一九二一年四月二十七日を以て、講和條約規定の債務合計を賠償委員會より獨逸に通告した事であるが、聯合國の財務大臣等は參千億金貨馬克を豫期し、巴里決定の時に責任ある公論は壹千六百乃至貳千億馬克を期待し、「講和の經濟的效果」の著者は彼の豫算を壹千參百七拾億馬克とした爲め、八方の非難を受けたのであつた。故に賠償委員會

1、制裁の強行と反對提案の失敗後フエーレンバツハ氏の内閣は交替しシモンズ博士も退きワイルツ博士之に代つた  
2、一九二一年一月二十六日に於てニューメル氏は貳千四百億馬克の豫想をした。

に於て全會一致を以て、壹千三百貳拾億馬克(即ち六拾六億金貨磅)と査定した旨發表した時は、社會公衆も政府も一大驚を喫したのである。そこで、講和條約の改善策として、獨逸が承認しなければならぬとされた巴里決定案は、決して改善策ではなく、獨逸は其當時講和條約其物より、或る點に於ては嚴重な條件に服従しなければ、直ちに領内の侵入を受けんとしたのである。余は右賠償委員會の決定案を第四篇に於て詳細に點檢すべきが、實に此問題は一新規軸を生み出したもので、倫敦の決定案など、殆んど不可行に屬せしめたのである。

右賠償委員會の決定案と、賠償期間の發表日として講和條約中に規定した、一九二一年五月一日の到着とは、全體問題の討議を再始すべき好機會を與へたもので、獨逸は巴里の決定案を拒絶し、制裁は彼國を動かすに足らず、講和條約討議の時代が復活したのであつて、講和條約の下に於て、賠償委員は更に一新案を立つべきである。

1、戦時公債の償還として白國に對して拂戻さるべき金額を除く。

右の通の事情の下に、聯合國は一九二一年四月の最終日に於て、倫敦に於て更に會合を催す事となつた。其計畫は實は最高會議の仕事であるが、形式は講和條約の總會議體を執り賠償委員會は巴里より召集され、最高會議の命令を其儘、該委員會の夫れとして宣言せしむる事とした。

該會議は大なる緊張の下に催され、ブリアン氏は、五月一日を以て、愈々ルールを占領する筈なりと發表して、議會を鎮壓する必要を感ずるに至つた。巴里會議で始まつた横暴不法の政策は、從來常に全歐洲の平和繁榮を攪亂する危険あるものと思はしむる要素を、十二分に含蓄するものであつたが、愈々今回こそは、善かれ悪しかれ決定的の出來事必ず起るべき頂點に達したので、益々寒心に堪へざる事情となつた。ロイド・ジョージ氏と、ブリアン氏は、互に相携へて斷崖絶壁の邊りを歩み、ロイド・ジョージ氏は上より眞下を臨み込み、ブリアン氏は脚下の光景の美觀を稱ひ、飛躍一番する時の快心を豫想するのであつたが、ロイド・ジョージ氏は其病的常習の佇立傍觀に安んじ、結局は其足を引戻す事と

なるべきが、同時に彼はブリアン氏の立場に同情するに堪へぬのであつた。併しブリアン氏に至つては、果して如何であるか。

右の如き氛圍氣の裡に會議は始まつたが、總ての事情を綜合し、重なる事項を考慮する時は、其結果は概して善き意味の勝利であつた。併しそれは決して聯合國が講和會議の範圍に於ける正道に立歸らんと決定したからと云ふ譯にてはなかつた。即ち此會議に於て協定された新提案は、果して實行し得べきやと云ふのではなく、其事柄が講和條約の發展上合法的なるや否やであつて、此點にありては、去る一月の巴里決定案と著るしく相違した所であつた。而して如何に講和條約が悪しきものであつても、此度の倫敦計畫は講和條約より更に悪しき政策に對し遁路を與へたものであつて、其行爲は只優勝實力を有するからとて勝手なる無法であつた。

倫敦に於ける第二回最後通牒は、或る點に於ては無法であつた。なせなれば若し獨逸が其條件を拒絶すに於ては、ルール谿谷を占領すべしと云ふ、非合法的脅喝を用ひたからであ

る。併し夫れは寧ろブリアン氏自己の爲めであつたのだ。氏の最低要求は、少くとも本國に歸り、例の絶壁に立つて魔術を施さんと云ふ虚勢を取らんとしたのであつた。而るに該最後通牒にては、講和條約の調印に於て、約束もせなかつた事に對しては、何等要求もせなかつた。此理由により假ひ實行不可能の要求を含んたとしても、獨逸政府が權能なき最後通牒を承諾するは、道理あるものと余は斷定するのだ。然るに元來講和條約は、善にあれば惡にあれば、獨逸の調印したものであつて、右新案は該條約の負擔を増加する事なかつた。而して該新案には、相當の永久的決定は其儘とされたるも、或る點に於ては獨逸の負擔を減したものである。一九二一年五月に於て、新案は批准はされたが、全く講和條約に準據したものであつて、恰かも獨逸が二ヶ年以前に豫期した通りに履行されたのである。該案に従へば、即時決行すべく要求されたのでなく、(即ち六ヶ月以内に履行せよと云ふのである)而かも何れも實行不可能の事のみであつた。即ち該講和條約による、五月一日に支拂ふべき殘額六億磅と云ふ不可能の債務は、右により抹消され、加之ルールの占領も取消され、遂に平和は維持されたのであつた。

獨逸國內に於ても、假令脅威なりとも、實行不可能の事を不誠意に明言するのは、誤謬である。と云ふ説を持する人々もあつた。併し已に調印した條約の下で、合法的通告に屈従する事は斯く明言をしても差支なく、又實行可能の制限内に對する誠意を、米合衆國の大統領を通して示した其通告を中斷しても差支ないのであるが、獨逸國內に於ける重なる難局と云ふものは、實に右の如き感情の現存であるので、英國や米國に於ては、強力以て獨逸をして單に實行の完成のみならず、其事實承認しなかつた信念を起さしむる様壓迫する事は、如何に深く彼國民の自尊心を害するものなるを知らなかつたのだ。今日文明諸國に於ては、暴力を以て非行爲者に自白を強ゆるは、假ひ其罪惡の證を確認する場合と雖も通例なき所であり、且つ我等が確信するからと云つて、同じく信任せよと審判者の様に對手を強ゆるは尙更ら蠻行である。然るに聯合國は獨逸に對し、此の卑劣で有害な方法を取つたものゝ如く、彼等が非合理と信する事を其代表者の口を通して、合理だと云はしむる

屈辱を劔尖を以て彼等に強ひたのである。去りながら、倫敦の第二回最後通牒に於て、聯合國は最早斯る狂暴の態度に出でず、又斯る要求をもしなかつたのである。仍て當時余は獨逸が聯合國の通告を承認し、之れに服従するに最善を盡すべき事を望んだのであるが、全世界の新聞界が如何なる事を云ふも、決して不合理不正義のものにあらず、歐米兩洲が結局理智を以て處置し、經濟的解決を與ふる迄少しく待ち居る事を得策と信するのである。

#### 附註第一 石 炭

石炭問題は賠償に於ける非常なる重大事件で、(講和條約にては餘りに誇張されたるも)獨逸は之れに據りて重なる支拂をなすを得、又國內の經濟に反動を與ふるのである。即ち一九二一年の中程迄は、獨逸の賠償は殆んど全く石炭を以て、支拂の財源となしたのであつて、斯くの如く此問題は聯合國及び獨逸政府が、始めて直接談判したスバ會議の重要な事件であつた。講和條件に従へば、獨逸は一ヶ月三百四拾萬噸づゝの石炭を聯合國に引渡すべき筈であるが、拙著「講和の經濟的效果」(七四乃至八九頁)中に詳細に説明した理由により、此合

計計數は寧ろ修辭的のもので、決して實現し得べきものでない。従つて一九二〇年の初季に於て、賠償委員會は其要求を一ヶ月壹百六拾萬噸に減じ、同じく第二季に於ては一ヶ月壹百五拾萬噸に減額したのであるが、實際獨逸は第二季に於ては、一ヶ月七拾七萬噸丈を引渡したに過ぎぬであつた。實に此計數は餘りに低額であつて、該季間に於ける石炭の供給は全世界を通じて減縮し、從て價格は非常に昂騰したのであつた。そこでスバ會議の大目的は、獨逸石炭の供給を増加して、佛國に得せしめんとしたのであつた。右會議は石炭を得る事には成功したが、其條件は必ずしも獨逸に不利でなかつた。即ち幾多交渉懸引の末、引渡數量を一九二〇年八月より六ヶ月間、毎月貳百萬噸づゝと定めたのであるが、獨逸代表者は聯合國を説破して、坑夫の手當を好くせざれば、此數量を引渡す能はず、即ち外債募集の要ありと論じ、聯合國は此石炭に對し、具體的の支拂をなす事を承諾し、此代金を以て坑夫の爲めに十分の食料を外國より輸入したのである。而して右代金の大部分は形式に於ては貸附金であつたが、併し其貸附金とても賠償引渡物(即ち船舶)の價格に對し

先取権があるので、結局は此引渡物一部の價格として、獨逸に拂戻す事になつたのである。故に此約束の下に獨逸が受取つた現金は、約三億六千萬金貨馬克程に上ぼり、壹噸四拾志として計算すれば、該引渡物(船舶)價格の全部に相當したのである。

丁度此頃は獨逸國內石炭相場は、壹噸に付貳拾五志乃至參拾志であつたので、獨逸政府は國內の石炭生産者に對し支拂ふ以上に具體的に外國通貨にて代金を受取つたのである。右の如く壹ヶ月貳百萬噸と云ふ巨額は、事實獨逸の運輸業及工業上の供給に不足を告ぐるものなれ共、當時貨幣の不足は激甚を極めたのであるから、一九二〇年の秋冬中食料費用の支拂(及び戰前債務の支拂に對し)には大なる補助となつたのである。以下は石炭引渡問題今後の沿革を叙する上に便宜となるから掲ぐるのである。其後六ヶ月間はスバ會議の決定

1、スバ會議の協約(附録第一を見よ)に據れば獨逸が引渡した石炭は總て壹噸に付五金馬克づつを現金にて拂渡さるべき筈であるから、陸路引渡の場合には獨逸内地相場と英國輸出相場との差額は貸方(即ち賠償受取金の超過)となるのである。スバ會議の當時に於ける此差額は壹噸約七拾志(百志より參拾志を引けるもの)なれ共海上にて引渡さるべき石炭の未確定數量の場合には此差金は前渡されぬのである。而して其前金渡の比例は佛國六割壹歩、英國貳割四分、白國、伊國壹割五歩の割にてなされた、尙ほ詳細は一二四頁を見よ。

額の殆んど全部を獨逸は履行した。即ち毎月貳百萬噸の引渡に對し、八月は貳百〇五萬五千貳百貳拾七噸、九月は貳百萬八千四百七拾噸、十月は貳百貳拾八萬八千〇四拾九噸、十一月は壹百九拾壹萬貳千六百九拾六噸、十二月は壹百七拾九萬壹千八百貳拾八噸、一九二一年一月は壹百六拾七萬八千六百七拾五噸であつた。然るに一九二一年一月に至り、スバ協約は一頓挫を來たし、其後は獨逸は其代金として現金を收受する事なく、引渡を繼續せねばならぬ事となつたが、該協約の下にある累積不足額を補はん爲め、賠償委員會は二月三月共一ヶ月貳百萬噸宛の定額を要求し、其後も毎月要求を繼續したのであるが、他の要求と同様此要求は只紙片の要求たるに止まつたのである。即ち獨逸は其要求を實行する事出來ず、二月中壹百八拾八萬五千〇五拾壹噸、三月中壹百四拾壹萬九千六百五拾四噸、四月中壹百五拾壹萬〇參百參拾貳噸、五月中壹百五拾四萬九千七百六拾八噸、六月中壹百四拾五萬參千七百六拾壹噸、七月中壹百參拾萬九千壹百參拾貳噸に過ぎなかつたのである。而して賠償委員會に於ては、事實石炭を要望しなかつたので、暗黙の間に右の數量に満足



したのであつた。然るに一九二一年の上半期は、前六ヶ月の時局よりは實に著るしき逆勢を示したのである。英國の石炭罷業にも拘はらず、佛、白兩國は共に十分に其石炭の供給を補足して了まつた。尙ほ鋼鐵業の沈衰の爲め、實に石炭には飽足したのであるから、若し獨逸にして賠償委員會の全要求額を充たしたならば、受取國は實に奈何共する事能はなかつたであらう。斯くの如き情勢であるから、折角受取つた石炭は輸出商に賣渡され、佛、白兩國の石炭坑夫は、失業續出と云ふ危険に瀕したのである。

獨逸産出石炭の統計を左に掲ぐる事にする。但し本表中にはアルサス・ローレン、ザール地方、バラチナ地方の産出額を除く。(但單位百萬噸)

産地	年 度					
	一九一三年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年	一九二一年 前九ヶ月間
獨逸上部シレツ	一三〇・一九	一一〇・六六	一九〇・五四	九二・七六	九九・六六	七六・〇六
獨逸上部シレツ ヤを除く	一七三・六二	一五四・四一	一四九・一九	一二七・六九	一三二・三六	一〇〇・六〇
獨逸上部シレツ ヤを含む	一〇〇%	八八・九%	八五・四%	六七・八%	七五・七%	七七・二%
一九一三年額 に對する比率						

粗質褐炭の産出(余は此褐炭を普通石炭率に換算して、反對を試むるの危険を避けた)は、一九一三年の八千七百拾萬噸より、一九一九年には九千參百八拾萬噸、一九二〇年には壹億壹千壹百六拾萬噸、一九二一年の初三季には九千〇八拾萬噸に上ほつた。

スバ會議の協定案には、獨逸の貸方に記せらるべき石炭引渡代價を高下する暫行的便宜法を設けたのであるが、該協定案の終了と共に、其條件は又々注意を要する事となつた。講和條約に據れば、獨逸の貸方に記入せらるべき石炭の陸路引渡價格は、獨逸國人に販賣する坑口渡價格に國境迄の運賃を加へたるもの、海上渡價格は輸出價格に據るべし。但し英國の輸出相場以上たるべからずとある。處ろで、各種内國的理由により、獨逸政府は世界の普通相場より非常な低廉に本國民に販賣すべく、坑口渡相場を定めたのであるが、其結果は賠償代用石炭の受渡に際し、其眞價格より遙かに低廉なる價格を以て、貸方に記入さるゝに至つた。即ち一九二一年六月迄の各種炭平均の合法最高價格は、壹噸約貳百七拾馬克(但貳

1、此の重要な税金は一九一七年始めて課せられたもので一九二〇年乃至一九二一年には四拾五億馬克に上つた。

割の税率を含む)にして、當時の換算相場は約貳拾志として、英國相場の三分の一乃至二分の間なる價格であつた。

尙又一九二一年秋期の馬克爲替相場の下落は、一層其開きを増加した。其故は獨逸石炭の價格は、紙幣馬克にては具體的に昂騰したに拘はらず、又英國の價格は激甚の下落を見たに拘はらず、相互爲替の作用は他の昇降要素を無効に歸せしめ、爲めに一九二一年十一月に於ける英國石炭の相場は、獨逸ルール地方より來る最上有煙炭の三倍半の割合にて、計算せらるゝに至つたのである。斯くして獨逸製鐵業主は、英國製鐵業者との競争上、有利の位地に置れたるのみでなく、佛、白兩國の工業者も最も低廉なる石炭を獨逸政府より供給せられ、人爲的に大に利益を受けたのである。

右の事情により獨逸政府は、本件に付ては寧ろ進退兩難の位置に立つたのである。即ち國庫大臣の立場より云へば、石炭税の増加は歳入の増加に對する、最も有効なるものゝ一ツに相違なく、又二ツには夫れが賠償貸方金額の増加にもなるから、二重の祝福であつたが、

一方に於ては斯る提案は、之れに反對する二個の團體を結び付くるのである。即ち其一是工業用に廉價なる石炭を要する工業家、其二是家庭煖爐に低廉なる石炭を要する社會黨である。故に歳入と云ふ見地よりすれば、石炭税は貳割乃至六割の收入増加に相當するのだが、政治上の解釋よりすれば、貳割乃至三割の増加を目下の最大限となすべく、其一内地消費者の爲めに相場の低廉なる利益ある事勿論である。此機會に於て余は「講和の經濟的効果」中の石炭問題に關する記事を、左の如く少しく修正したのである。

其一、該著(七十七頁乃至八十四頁) 第四篇に取扱つた石炭問題の結果に對し、上部シレジアの運命は非常に關係あるものである。該書に記載した處では、獨逸は總人口の三分の一は波蘭土側に投票し、三分の二は獨逸側に投票すべきや疑を容れずと主張したが、事實は殆んど其主張通りとなつた。又衆民投票は余が期待せざる方法にて、舉行せらるゝに非ざれば、工業地帯は必ず獨逸に歸すべしと云つたが、佛國政策の關係よりして必ずし

1、ワイルツ博士の最初の政府は石炭税を參割に増加する提案を準備した。但し當分貳割五歩に減額し得べき機能をも附せられた。當時の豫算に據れば該參割の増税は九拾貳億馬克の歳入を得らるゝものである。

も其通りとなるべしとは信認したるにあらず、依て獨逸は該面積を失ふならんとして計算したのである。國際聯盟評議會の勸告に基き、聯合國實際上の決定にては、余が前にも論じた如く(九頁乃至十一頁)該工業地帯は兩請求國の間に分割すべきを規定されてあつた。右に付き普露西商務省の豫算によれば、上部シレジアの石炭合計數量の八割六歩は波蘭土の手に歸し、其壹割四歩丈が獨逸に残るものとされたが、實際は獨逸の保有量稍々多くして、採掘高の六割四歩丈が波蘭土に落ち、三割六歩は獨逸に歸したのである。右の通りに付「講和の經濟的効果」中に擧げたる獨逸産額正味は、上部シレジアを除外し、石炭坑自用を差引き、將來壹億噸に達すべしと云ひたるは、約壹億壹千五百噸と訂正せらるべきである。但し獨逸が保留するものとする、上部シレジアの部分は其内に算入しての計數である。

1、又同省の豫測に據れば上部シレジア産亞鉛の八割五歩六と亞鉛製煉所の全部は波蘭土に歸すべしとある。戦前にありては上部シレジアの亞鉛は世界總量の壹割七歩を占め居ると云はれた位なれば仲々重大問題である。又該地の鐵及び鋼産額の六割歩は波蘭土に歸した。余は此の計數の正否を確むる事は出来ぬが或る筋の計算にては此割合以上が波蘭土に歸すべしと云ふのである。

其二、同著中の脚注に於ける誤謬を左の如く訂正したい。即ち該書中波蘭土の戦前需要石炭年額と記したのは、戦前波蘭土の戦前需要年額とすべき筈であつた。本文に於て領土の減少に伴ふ此誤謬は、差程の影響ある譯ではない。併し右脚注の爲め、讀者の迷ひを來たす事もあらんを恐れて、茲に陳謝するのである。併し同時に又黨派的批評家が、波蘭土國名の前に戦前の二字を脱しあつた爲め、執拗にも之れを問題にせん事を恐れ、著書の精確の爲めに此事を掲げ置く。果して右には解釋論が生起したのであつた。即ち波蘭土議會は、此脚注に對する愛國議論の爲めに、一九二一年一月二十日の全日を費やし、國費を以て其折の首論者演説(代理議長ウイルトツッキ氏の演説)を各國語に譯し、世界に發表する議決を通過したのである。ウイルトツッキ氏は曰ふ。該書は「英國王冠の眞珠」と云ふ有名なる書籍の著者ケイーンズ氏の著書ならん、果して然らば斯る著者の書籍は、世界に向つて名譽と信用を博するものなるべく云々。此は少しく不謹慎の言葉である。尙氏の結論には左の如く述べて居る。併し英國も亦事

實を信じ置くを要す、ケイーンズ氏の著書は人道主義の精神と利己主義以上に立つに必要なる了解とを含蓄したものなれば、若し氏にして自己の誤謬よりして、政治家の思想に混亂を惹き起した事實を自認せば、氏は宜しく活眼を開いて、上部シレジアの天然財源の開発に對し、波蘭土が實に其要素なる事を看取し、且つ波蘭土の友人となるを要す云々。右に對し余は其寛大にして雄辯なる批評を謝し、其計數を左の如く訂正するのである。——講和條約により新波蘭土國として結合されたる波蘭土諸州が、一九一三年に於て消費せる石炭は、壹千九百四拾四萬五千噸にして、其内八百九拾八萬九千噸は自國內に産出したもの、七百參拾七噸は上部シレジアより輸入するものに係る(同年<sup>1</sup>上部シレジアの全産額は四千參百八拾萬噸である)。

シレジア衆民投票の前後に於て、兩國側共實に夥しき宣傳が行はれたので、其經濟問題に對して波蘭土側に於ては、左の如き著書がある。即ちウイールツリツキ氏著「上部

<sup>1</sup>、右は波蘭土當局の計數なれ共當時現存の面積に對する戰前計數は精確を期する事難いのである。右合計はスコット博士によつて詳細質問されたのである。

シレジアの眞事實」オルスチユースキ氏著「上部シレジアと解決問題、及び獨逸民族生活上の影響」及び「波蘭土及び獨逸に對する上部シレジアの經濟的價值」。獨逸側に於てはシドニー・オスボルン氏著「上部シレジア問題と獨逸の石炭問題」、「上部シレジアの問題」其外シドニー・オスボルン氏編輯の精密なる地圖附各種印刷物。シユルツ・ガウエルニツツ教授の諸雜誌、スレスロウ商業會議所配布の書類。

其三、獨逸が賠償石炭を引渡す能力に對する余の觀察は、該國が有する褐色炭の探險に<sup>1</sup>より得らるべき代價に關し、余の計算不十分なりとの理由を以て、各方面の批難を受けたのであるが、此の批評は餘りに公平なものでない。何となれば褐色炭の要素に對し注意を喚起し、反對を唱ひたのは余が始めてであるが、本件の専門的知識は當初より拒絶した所である。

<sup>1</sup>、タイムス紙上アレニエル氏と余との論争を見よ。

余は尙又<sup>1</sup>専門的議論の前に本物件が、何程迄重大意味を有するかは、判定に苦しむ所である。休戦條約以來今日に至る迄其産出は著るしき増額を見たので、<sup>2</sup>一九二一年は一九一三年より三割六歩の増加を示すに至つた。

而して當時石炭の供給、激甚なる不足を告げ居つて折柄であるから、右の産出は時局救済に對し、必ず相應の補助となつたには違ひなかるべく、而か此種石炭の所在は地表に近きものであるから、其の採掘には器械又は資本は餘りに多くを要せぬのであつた。併し褐色炭の<sup>ブリックレット</sup>磚炭は、其使用には若干の目的に限られたものであるから、此後具

- 1、「講和の經濟的效果」の八四頁に於て余は左の如く陳べた。諸君は宜しく記憶せらるべし、上記の計算は獨逸の褐色炭の産出を考慮に加へざるものなり……石炭の損失は褐色炭の利用又は目下の使用法節減により償はるべきものなりやの點に迄論じ得べき資格あるものにあらず共、或る筋の説によれば獨逸は褐色炭の採掘に今少しく注意を拂はゞ獨逸は石炭の損失を償ふべき具體的の補助を得べし。
- 2、詳しく云へば、一九二一年の中期に於ける産額は一ヶ年約壹億貳千萬噸の割合を示して居る。當時法律上の最高代價は壹噸に付六拾紙馬克(即ち五志以下)であつたから、其産出上の國家の利益は之れを代價に換算して餘り具體的の金高ではなかつたのである。

體的事業擴張は果して經濟的に實行出来るや否やの證據は疑はしきものである。<sup>1</sup>粗質褐炭を磚炭にする手續きは、恐らく徒勞の事と云ふべく、之れを大仕掛に製出する工場を新設する價值あるや否や、是亦疑問に屬するのである。

或る専門家の説にては、褐色炭の將來及び獨逸財富の要素としての價值は、全く其蒸餾の改良如何に存するので、(其障礙の重なるものは、該品が多量の水分を含有するにありとの事)之れにより各種の油、アンモニア及ベンジン等が、商業用として分離複製さるゝのである。褐色炭の將來は實に看過すべからざる事は確かであるが、獨逸の造富力に於ける要素として、其聲を大にする傾向ある事、猶ほ最近のポツターシユと同様にあらずやと思はるゝのである。

- 1、産出高の増加を得ん爲め坑夫の數を比例以上に増加して一九一三年の五萬九千人より一九二一年の初半期には拾七萬壹千人としたので其結果は褐色炭の産出費は普通石炭の割合より大に昂騰した。尙ほ其熱量的價值は重量標準の石炭一單位に對し非常に少く、磚炭に製造しても運賃率を以て補助するに非ざれば、炭坑附近の限りある方面に於るのみ普通石炭と競争する事が出来るのである。

## 附註第二 ライン河東の獨逸國土占領の合法不合法

一九二〇年、一九二一年の兩年は、ライン河東の獨領は佛國の遠征又は遠征の威喝を以て充たされたのである。一九二〇年の三月には、佛國は聯合國の合意を経ずして、フランクフォルト及びゲルムスタットを占領し、其七月には聯合國全體となりて獨逸に侵入せんとする脅威は、スバ會議の決議を強行する上に成功し、又一九二一年の三月には、巴里決定案に同意を得んが爲め、同様の威喝を用ひたるも不成功に終つたので、遂にヂュイスマブルグ、ヂュロルト及びヂュツセルドルフの三ヶ所は占領せらるゝに至つた。佛國は同盟國の故障にも拘はらず此占領を繼續したが、當時倫敦第二回最後通牒を承認せしめん爲め、上部シレジア問題が未決定である間は、其主張を維持すべしと云ふフォツシユ將軍の説<sup>1</sup>に基いた最初の口實は消滅したのである。

一九二一年四月には、佛國はルール地方を占領するの意ある事を宣言したが、他の聯合國

<sup>1</sup>、一九二一年八月巴里會議に於てカルンン卿は佛國に此不法占領を拋棄する様勸告を試みたが成功せず、遂に所謂經濟上の制裁は一九二一年十月に至り起され、兩度の口實は今や消えたるも占領は猶ほ繼續された。

の壓迫の爲めに實行を阻止され、同五月には倫敦に於ける第二回最後通牒は、ルール谿谷を占領すべしとの脅威によりて見事に實行された。斯くの如き一ヶ年未滿の短日に於てライン河を涉りて獨逸に侵入すべしとの宣言は五つ度びなされ、二回は實際に舉行されたのである。

我等は今獨逸と和平を保ち居るものと想像されて居る。而して和平の時に於てライン河を超えて獨逸に侵入する事は、被侵國が抵抗の出來ぬ状態にある時でも非常手段の行爲である。又我等は國際聯盟の規約を確守し、斯かる行爲を避くべきである。然るに何時にても獨逸が條約の如何なる箇條にても違犯の場合、即ち條約の或る條文が直譯的履行に不適當なる場合には、右様の行動はヴェルサイユ條約に於て許るされて居ると云ふのが、佛國のみならず時々英國に於ても執られた議論である。中にも佛國は一九二一年四月に於て、獨逸が如何なる形式にても資源を有し居る間は、賠償の點に於て故意的に違犯であると云ふ説を持ち、尙獨逸が故意的違犯を有する限り、聯合國は何國たりとも戰時法の犯罪と認め

られずして、獨逸國內に侵入掠奪しても差支なき事を主張したのである。又前月迄は各聯合國は一體となりて賠償條項以外講和條約の他の條項によるも、他國に侵入する事は不正にあらずと論じたのである。右の如く法文に對する尊信は今や至つて僅少なるも、講和條約中に規定した合法的立場の事は、的確の研究を要するのである。

ヴェルサイユ條約には、明白に獨逸が賠償條項に違反した時の事のみを規定してある丈で、他の條項には何等の規定もないのである。夫故斯る場合の破約は、他の一般條項の破約と同様の關係にある、仍て余は賠償條項の破約と、他の破約とは別々に論じて見たいのである。賠償篇附屬書第二ノ第七節第十八節は其條文左の通りである。

第十七節、當條約の此部に於ける義務の履行を獨逸に於て怠りたる場合には、賠償委員會は即時關係各國に斯る怠慢の事を通告し、且つ委員會が必要と認むる場合に該怠慢に對する行動に付適當の建議をなすべし。

第十八節、獨逸が故意に怠慢の場合には、聯合國及び參加國が取るべき權利ありとし、

又獨逸も亦戰爭行動にあらずと承認する處置中に經濟及び財政的禁止又は強制手段を含ましむる事を得、又關係政府が事情により必要と認むる其他一般の處置も亦然りとす。

又該條約第四三〇條中にも一條項あり、之れによりて若し獨逸が賠償金に關する義務の履行を怠る時は、一旦占領した後明け渡したる地と雖も、再び占領するを得と規定してある。仍て佛國政府が主張する論據は、上記第十八節中の「其他一般の處置」と云ふ明文に基くのであつて、此條文により全く自由の手段を取り得る事を論議するのである、併し全體の文意は、其他の處置とは經濟的財政的の強制手段を意味するものである。此見解は該條約の他の部分は、獨逸領土の占領權利を極めて狹義に解釋してある事により確實である。而してタルヂュー氏の著書にもある通り、講和會議に於て佛國と他の參加國との間に於て、著るしき意見の相違ある問題である、ライン河の右岸に於て、領土占領と云ふ條項ある事なく、而して破約の場合に於る占領の條項は、第四三〇條に掲げられたのみである。本條は

破約の場合に於て、該河左岸の再占領を規定したもので、佛國の見解を正しとすれば、本條は實に正鵠を夫し、且無益のものと云ふべく、來るべき三十ヶ年間、獨逸が若し講和條約の如何なる條項にても違反した場合に際し、何時にても聯合國の内何國にても、獨逸の如何なる土地にも侵入し得ると云ふ論理は、講和條約の表に於て最も理由なきものと云はなければならぬ。乍併賠償篇附屬書第二の十七、十八節は如何なる場合にも賠償委員會に於て特別の手續を盡くした後始めて効力を生ずるので、關係各國（或は米合衆國を含むべきか）へ違反の通知をなし行動を起さしむる事は、實に賠償委員會の任務と云ふべく、若し其違犯が有心故造（何人が之れを爾かく判決すべきや其條項なし）なる時、問題の條文始めて効力を生ずべきである。而して該條文には、聯合國の内單獨の一國が單獨の行爲に對しては何等保障ある事なく、實際賠償委員會に於ては今日迄此手續を執つた事はないのである。又他方に於ては、若し獨逸が講和條約の他の條項の下に於て違犯の行爲あつたとするも、聯合國は國際聯盟に訴ふる外他に方法なきものであつて、此場合に於ては、國際

聯盟の一國と、聯盟外の一國との爭議を規定する盟約第十七條を適用すべきもの、言替ふれば前記の如く賠償委員會の手續きを離れ、講和條約の違犯は常時平和にある兩國間の條約の違犯と同様の立場にあるべきである。

聯盟の一國と聯盟外の一國との爭議の場合に對する上記第十七條に據れば、評議會が正當と考ふる條件の下に、非聯盟國は聯盟國と同様の義務を承認すべく勸告を受くる筈である。而して此勸告が承認さるるものとすれば、該盟約第拾貳條乃至拾六條の條項が適用さるべきである。但し評議會に於て必要とせば、相當の變更を加ふる筈である。斯る勸告が發せらるる場合には、評議會は直ちに爭議の事情を審問する爲め審理會を設け、其場合に最も有効適切と信せらるる行動を執る筈である。

又右第拾貳條乃至第拾六條は、他の條項もあるが、就中條約の解釋に關する爭議、國際法の問題に關する爭議、國際義務の違犯を引起すべき事實の存在に關する爭議、斯る違犯の



爲めになすべき賠償の範圍、性質に關する爭議等の場合に於ける仲裁法を規定さるゝものである。夫故該講和條約及び盟約の調印者たる聯合國は、上記の如く賠償委員會に與へられたる權能及び盟約第拾七條の場合の外、講和條約に獨逸が違犯した場合には、絶対に豫防さるゝもので、其他の行爲は總て不合法である。

右の如くであるから、獨逸と聯合國との爭議の場合には、聯盟の一員たる義務を承認し、爭議の事情の爲めに直ちに審理會を設くべく獨逸に勸告する事は、前記第拾七條の規定に従ひ聯盟評議會の義務である。仍て余は一九二一年三月國際聯盟評議會に對し、獨逸政府のなした抗議は其論適切と思ふのである。併し賠償案中に恩給年金を含めた事と共に、國民と國民との間不法爭議起り、一方の過失明白なる時、我等は勿論所有公債を發すべきである。此事に掣肘を受くるは人道を無視するものであり、且つ愚かにして惡しき事と信ずるのである。

### 第參篇 負擔額の倫敦協定

一九二一年五月五日聯合國より獨逸に通告し、其後數日にして獨逸に於て承認した賠償協定は、講和條約の決定的計畫であつて、之れにより獨逸は來るべき二時代間に、其債務一切を償却すべき筈であるが、是れ實に其當時の情勢によりてなされたもので、永續の見込は覺束ない、故に仔細に其條項の點檢を要するのである。

該協定は三部に分たる。第一、公債の引渡に關する條項。第二、伯林に於て聯合國保障委員會に關する條項。第三、實際支拂に用ゆる現金又は物品に關する條項等である。

第一、公債の引渡、本條項は講和條約中と同一條項の最近の變形に係るもので、聯合國財政大臣等が獨逸の債務中の或部分が、將來の賠償支拂に對する公債を個人放資者へ賣却

1、其通告書の前文に云ふ、一本協定はヴェルサイユ條約第二三二條に據るものにして、本條中には債務の償却期を三十年間とする明文あり、而して期末に至り若し未済額あれば之を延期又は其他の方法にて取扱ふべしと記しあり、されど實際の支拂上には三十年の初一期に於て已に支拂を怠られたのである。

2、本條は附錄第七に於て其全部を掲ぐ。

さるゝ事に由つて、現金に引換へらるゝ事を豫期して獎勵的に設定されたもので、之れが爲め、獨逸が流通性公債の引渡を必要とするものである。而して此等の公債は、獨逸の負擔を増加するものではなく單に獨逸が年々賠償委員會に支拂ふべき金額の權利を構成する證書たるに過ぎぬのである。聯合國が此種公債を賣出す利便は明白である。若し聯合國が此等公債を賣却し得るに於ては、彼等は獨逸の違約の場合の危険を他に轉嫁し得るので、獨逸が萬一違犯する場合には、世界中の多數の國民に利害を感せしむるのみならず、彼等の豫算上急迫に要する現金をヨリ多く得る事となるからである。併し所謂希望は幻惑的のものである。愈々協定を實行さるる事となれば、獨逸政府は其最低支拂能力の制限内に於ては相當金額の國際公債を募集する事は事實可能なれ共、隨分世界中には愚蒙の放資者もありて、巨大なる公債を一手に買占むるもの多數あるべき事は疑を容れぬ所である。現に目下紐育市場に於て相當金額の公債を賣出すものあり、其約壹割は佛國の損失となるのである。右の獨逸公債は年五分の利率と、償還基金積立百分の一

にて賣出さるゝに付此壹割の損失を回復せんとせば、公債實價を五拾七位に引下ぐる事必要なるべく、或は額面價格の半額以上で賣出す事は甚だ樂觀に過ぎたものであらう。假ひ可能とするも世界は其貯金の大部分を之れに放資せんとはせざるべく、從てA公債の場合にても該相場にて賣抜く事は稍難き事である。加之右公債の應募は獨逸最低能力を最低に見積つたものに付、右公債賣出に付聯合國の經濟上の結果は、上記の利率にて自己が借金すると同様となるべく、仍て獨逸國よりも信用薄き聯合國にありては、自家の信用にて借り入るゝ場合に比し、其便利は甚しき相違はなからうと思はる。右の理由なるにより、公債に關係する細目は多分實行を期したものではなく、從て餘り重要視されぬもので、講和會議時代の口實の遺物である。今其概略を左に陳ぶる事にす

1、單一の聯合國(例へば葡萄牙)に於て該公債の分配を乞ひ、之れを最上の相場にて賣出さんとする事は適當ではなかるべく、ヴェルサイユ條約第八部附屬書第二の十三にありては右公債賣出しに關する問題は賠償委員會の一致の決議によつてのみ有効とせらるゝのである。

獨逸はA公債にて百貳拾億金馬克(即六億金磅)と、B公債にて參百八拾億金馬克(拾九億金磅)と又其殘額債務(約八百貳拾億金馬克、即四拾壹億金馬克と見積らる)をC公債にて交附する筈にて、右三公債共利率は年五分と償還基金は年壹歩である。右ABCの三種公債實際募集は、第一、第二、第三と順次に發行さるゝもので、A公債は一九二一年五月一日より、B公債は一九二一年十一月一日より賠償委員會へ交附さるゝ筈、又C公債は追て賠償委員會に於て、獨逸が新協定に従ひなすべき支拂が、目的通り有効なるや否やを認むる迄は發行されぬ。

茲に注意すべきは、A公債の正味手取金は一ヶ年參千六百金磅、即ち獨逸能力に對する元價、又B公債の正味手取金は、一ヶ年壹億壹千四百萬金磅の元金となり、合計壹億五千萬金磅の手取金となるものにて、余が期待した可能價格に超過するものだが、或る局外専門家の計算には達せぬのである。此専門家の意見は尊重に値ひし、能く獨逸の支拂能力を見積つたものである。又等しく注目すべきは、右AB公債の額面格即ち貳拾五億

金磅は獨逸が米合衆國に通電せる反對提案に於て、該國の合計債務として承認した計數に符合するものであるから、C公債は早晚延期さるゝのみならず、終局は取消さるゝならんと思はる。

第二、保障委員會、此新組織は伯林に於て永久に設けらるべき團體であつて、其形式位地は賠償委員會の小委員會である。其委員は賠償委員會を代表する聯合國代理者と若し米合衆國が任命を承諾するなら、該國代表者により成立するのである。

該團體に對し、獨逸の財政組織の監督管理上、講和條約が賠償委員會に授けた廣大無限の權能を讓渡さるべきであるが、其正確なる職權は、實際に於ても、細目に於ても、尙ほ不明瞭である。該法の明文に従へば、該委員會の名を以て總ての勘定が開かれ、之れに對し、獨逸の總輸出價格の貳割六歩と云ふ獨逸關稅の正味收入金を金貨又は外國通貨にて拂渡され、又賠償支拂の保證として、其他の税金をも拂入れらるゝのである。而し

1、此委員會は中立國取引所に於て公債が賣出された場合、其公債所有者が代表を出す資格に達した時中立國選出の三名の代表者と協力する筈である。

て斯等の収入金は専ら金貨又は外國通貨にて受取らるゝのでなく、紙幣馬克にて受取らるゝのである。そこで該委員會にて此等紙幣馬克を外國通貨に換算する事となれば、其結果は獨逸の外國爲替に對し、責任を有する事となるから、其儘に放任するには尤も注意謹慎を要する事となるべく、若し然らざるも、獨逸が外國通貨にて支拂をなす上に約束する條項に就て、所謂保障委員なるものが如何なる重味を有するやは了解に苦しむ所である。余は想ふに保障委員會の真正にして有益なる目的は、賠償委員會の伯林出張所としてであり、最も重要な附屬物である。而して「保障」に屬する條項は單に口實の一に過ぎず、政治上の所要と財政條項との混合より成るものである。元來保障なる言葉は、不可能事が生起する場合、其事を確實にするに用ゆる或る工夫であつて、通例（特に佛國に於て然り）能く口にせらるゝ所であるが、保障と制裁とは同一のものではない。ブリアン氏が第二回倫敦會議の節、其態度の弱き事及び佛國の「眞の保障」を拋棄する事を責めらるゝ時、是等の保障條件を擧げて憤然として其攻撃に對抗して可いのである。彼

は此に於て、倫敦に於ける第二回會議は、啻に保障委員會を設置するのみならず、更に新保障として、獨逸の税關を手中に收むるを得と指摘する事が出来たのである。而かも之れに對し何等の答辯を試みるものは無い筈である。

第三、現金又は物品にて支拂ふ條項。

公債及び保證と云ふ事は、一は器械、他は呪文である。我等は今や該協定の堅牢な部分即ち支拂の條項問題に入るのである。

獨逸は全債務額が支拂はるゝ迄、毎年左の通り支拂ふべき筈である。

第一、貳拾億金馬克<sup>2</sup>。

1、此等の無答辯と云ふ事はフオーゼオト氏の如き代表者に對する適當なる答辯である。一黨人又は一幼兒が愚かな徒ら事を欲するならば、彼が理解の出來ぬ辯解を試みるより、同様な惡戯事をする方が可いかも知れぬ。此方  
 2、獨逸の債務は總て金貨馬克の名目として定められたるので、磅名目の金貨は弗名目の換算によりて高低するの  
 である。左表は金貨馬克を金貨磅に換算するに便なれば茲に掲ぐ。

四弗	五拾貳仙	百貳拾金馬克の磅價格
三弗	八拾四仙	百參貳拾
三弗	五拾貳仙	百四拾拾
		磅磅磅

負擔額の倫敦協定

第二、獨逸の輸出價格に對する貳割六歩に等しき金額、又は獨逸が提案し賠償委員會が承認する其他の方法に従ひ定められたる同一の金額。

右第一項は毎年四期、即一月十五日、四月十五日、七月十五日及十月十五日に支拂はるべく、第二項は毎年四期即二月十五日、五月十五日、八月十五日及十一月十五日に支拂はるべき筈である。

右第二項の金額は、獨逸將來の輸出價格の相當なる見積を基として計算されたもので、實際講和條約の原要求よりは少額なのである。講和條約に於ける獨逸の債務合計は、白國債務を含めて壹千參百八拾億金貨馬克であり、之れに對する年五分の利息と、一分の償還基金の一ヶ年負擔金は八拾貳億八千萬金貨馬克となる。而して新立案に據れば、獨逸輸出價格の一ヶ年分は、貳百四拾億金貨馬克と云ふ驚くべき巨額に達する筈なるが、最近の將來に於ける新協定の負擔額は、下記の如く恐らく講和條約の負擔金の半額以下に降るべきであらう。右の外講和條約に於ける要求が、大に減少さるゝ尙ほ他の貴重なる

要點がある。講和條約には恐るべき條項を含むものであるが、之れに據れば初年度に於て支拂ひの出來なかつた利子附名義上の債務であつて、複利法によりて累積さるゝものである。然るに右新案によれば、斯る條項を記載して居らぬ。又C公債は獨逸よりの受取金が未だ手に入らざる迄は、利子を附せぬ筈であるのみならず、既往の利息に對する條項は受取金に剩餘ある場合に於て、單利法を以て支拂ふべしとの事である。今右新協約が従前に比し、如何に重大な進歩を顯はすかを理解せんとするには、極めて最近の過去に於て流行した思想を追懷するを必要とする。左に掲ぐる一表は極めて興味あるもので、元金額と年々支拂額とを一定の比較數に改算する爲め、元金名目の見積が六分附の年金に代用されたのである。

## 見 積 比 較 表

年 金 額 (拾億金馬)

二一八・八〇

一、一九一八年英國總選舉の時發表した  
カンリツツフ卿の立案<sup>2</sup>

1、此條項の結果は「講和の經濟的効果」に於て論じ置いた。  
2、パラツチ氏の「講和條約中の賠償方法及び經濟事項」及びラモント氏の「巴里の實際事情」を参照せよ。

負擔額の倫敦協定

二、一九一九年九月五日佛國議院に於けるクロツツ氏の豫想

一八・〇〇

三、一九二一年四月賠償委員會の評價法

八・二八

四、一九二一年五月倫敦の協定

四・六二<sup>1</sup>

拙著「講和の經濟的効果」(一九一九年)に於ける見積りは、貳拾億馬克であつて、右表ク  
 ロツツ氏の見積百八拾億馬克と殆んど同時に作つたものである。タルヂュー氏の記する  
 所に據れば、講和條約中に一定の償金額が記入し得らるゝや否やが討議された時、米國  
 代表者の壓迫の爲め、折衷案として英佛兩首相が承認した最低額は、一ヶ年百〇八億金  
 馬克に相當するもので、即ち其後二ヶ年にして米國の壓迫の爲めではなく、事實の壓迫の  
 爲め、彼等が承認した金額の約貳倍半に相當するのである。尙又倫敦協定に於て時論を  
 和ぐる爲め、決定された今一つの現象がある。償金支拂の日附を變更して初年度に於て  
 獨逸の負擔金を輕からしめた事である。即ち賠償金支拂の期限は毎年五月一日に起り、

1、輸出總額を百億金馬克と假定して計算した、即ち一九二〇年の實際計數の二倍なり。  
 2、「講和條約の眞想」に據る。

翌年四月三十日に終るのであるが、一九二一年度に於ては、同年五月一日より、一九二  
 二年四月三十日に至る一ヶ年間は、四期拂を變更して二期拂となして、輸出税を支拂は  
 しむるのである。従て此協定は從來に比し稍々當を得たものであるから、一般に真正に  
 且つ永久の解決法として、歡迎承認されたのは怪しむに足らぬ事である。併しながら暫  
 行的平和の維持法として、呼吸の休息法として、又愚劣なる期待の過渡法として尤も重  
 要なるに關はらず、永久の解決手段としては未だ首肯する事能はず、從來の各方法の如  
 く姑息たるを免れず、尙ほ改正を要すべきである。

負擔額全部を計算するには、先づ獨逸輸出品の價格を見積る事が必要である。一九二〇  
 年には其價格約五拾億金馬克に達し、一九二一年には尙ほ夫より多額とならんも、夫は  
 金の價格が前年の三分の二に下落した事實を以て打消さるゝのである。仍て一九二一年<sup>1</sup>

1、一九二一年五月より十月迄六ヶ月輸出價格は約四百億紙馬克(聯合國に引渡した石炭及支拂代金を除き)で輸入  
 價格は五百參拾億紙馬克である。而して月々輸出價格を其月の平均爲替相場にて金馬克に換算すれば、右六ヶ  
 月間の輸出價格は拾八億六千五百萬金馬克、又一ヶ年四拾億金馬克以下である。

五月を以て始まる一ケ年は、四拾乃至五拾億金馬克が豫算として穩當ならんと思はる。今後の精密な豫算は勿論不能であつて、獨逸の經濟回復の程度と、一般國際貿易の狀態と、又金相場<sup>1</sup>の標準如何に由るのであるが、若し強いて見積りすれば、次ぎの二三年間は一ケ年六拾億より百億位が最上ならん。右六拾億金馬克の輸出價格に對する貳割六歩の税額は、凡そ拾五億金馬克なるべく、之れに毎年の定額貳拾億馬克を加ふれば、全額參拾五億となる。而して輸出額百億馬克に達すれば、年々の合計金額は四百五拾億金馬克以上となるべし。然る場合には最近の將來に於ける支拂年額は、左表の如きものとならう。但し該表の單位は金貨馬克拾億とした。而して該表中一九二二年五月一日以後の支拂法に於ては、輸出全額の基礎を六拾億と百億との兩位として計算したのである。

1、「講和の經濟的効果」一八九頁に於て余は余の豫算が拙著當時と餘り離れざる貨幣相場の上に作られた事を明言した。其後金相場は一旦は昇り而して又下落した。故に今回の見積りも亦同様の備考を必要とする。故に長年月に渉り獨逸債務を定むるに當り、若し支拂期間金相場の變更により眞の負擔額を整理する條項を設け置きたらんには、總ての計算は尙ほ實際的であつたらうと信ずる。

日	一九二一—二二年 (四拾億の場合)	一九二二—二三年以降 (六拾億の場合)	一九二二—二三年以降 (百億の場合)
五月二十五日			●三九
七月十五日			●五〇
八月十五日	一〇〇	●三九	●六五
十月十五日		●五〇	●五〇
十一月十五日		●三九	●六五
一月十五日		●五〇	●五〇
二月十五日		●三九	●六五
四月十五日		●五〇	●五〇
合計	二・五二	三・五六	四・六〇
1 英貨	一五六・〇〇	二二一・〇〇	二八六・〇〇

右の金額は現金支拂を要せず、物品にて引渡す價格をも獨逸の貸方に記入するを許さるゝのである。此物品引渡の金額は一ケ年拾貳億より拾四億金馬克と見積つたのであるが、其結果は第一石炭引渡の數量金額の如何に由り、第二荒廢地復舊に要する物件に就

1、英貨百萬磅單位、四弗を以て壹磅とする概定計數により爲替相場の豫想に據らず。

き佛獨間交渉の如何に由る。石炭引渡の價格は已に前にも論じた如く、種々の要素あるべきが、其相場は重もに獨逸國內の相場に支配せらるゝのである。一ヶ月貳百萬噸の引渡は壹噸貳拾金貨馬克として、(此は最近の將來に於て之れより上ぼる事なかるべく、又或は之れに達する事もなかるべきか) 石炭價格は四億八千萬金貨馬クの貸方勘定を生ずるのである。ルーシユール・ラテナウ改造協約<sup>1</sup>に於ては、佛國へ引渡すべき石炭を含める物品價格は來る五ヶ年、毎年拾四億金馬クの合計となるは、可能事として見積られたのである。此場合若し佛國が石炭にて四億金馬克を受取るものとすれば、殘餘の三割五歩以内は賠償勘定にて貸方となるべければ、此事實現するに於ては物品の總引渡價格は拾億金馬克に達する事が出來よう。けれ共政治上經濟上種々の理由により、此計數には或は達する事が出來なからう。併し石炭及び改造物件よりして一ヶ年七億五千萬金馬克丈迄引渡し得らるれば、其結果は尤も満足なものとしなければならぬのである。

一九二一年中は其支拂方法に就て、避くべからざる困難が発生せぬ様協定されたのであ  
 1、附註第三を見よ

つた。即ち同年八月三十一日の拂込(同年四月獨逸の反對提案に於て即時拂にせんとしたものに超過せぬ金額)は正當に支拂はれたのだが、其一部は同年五月一日迄に蓄積された外國預尻勘定、其一部は外國爲替にて紙幣馬克を賣出したものより、又其一部は國際銀行團より一時借りしたものと内より支拂つたのである。又一九二一年十一月十五日の拂込は、同年五月一日以後の石炭、其他の物件の價格のみに由つて支拂はれたのである。一九二二年一月十五日、二月十五日の拂込は、若し獨逸政府が努力せば、物品の引渡、一時借及び獨逸工業家の在外資産等によりて完済し得るのであるが、一九二二年四月十五日の支拂に至つては大に困難を告ぐべく、更に五月十五日、七月十五日及び八月十五日の支拂は、餘り急速に相次ぐものであつて、同年二月より八月に至る間に於て、獨逸は何時かは必ず避くべからざる違約に苦しむ事とならう。此時が則ち最大限の休息<sup>1</sup>

1、一九二一年八月に於て余は始めて此豫言をなした。而して本書を刊行せんとする時獨逸政府は一九二一年十二月十五日を以て賠償委員會に對し彼等は外債募集に失敗した爲め、物品引渡の外は一九二二年一月、二月の拂込に對し壹億五千萬乃至貳億金馬克以上に調金する能はずと通告したのである。



法である。言ひ替ふれば獨逸は只常収入のある限り、其支拂を實行し得るのである（永き間には必ず此事あらん）而して若し流通性資本を利用し得る時來らば、此に始めて上記の結論に更改を要する事となるのである。獨逸は尙ほ未だ手を觸れざる重要な資産を有して居る。即ち該國民が米國に於ける敵國財産保管所の手に預けある財産であつて、其價格は拾億金馬克以上あるべし。而して此財産が直接間接に賠償に利用さるゝを得とすれば、獨逸の違約は從て尙ほ延期し得らるゝのである。

又或る具體的程度に於ける外國の信用貸金流用を獨逸に許容する事、則ち獨逸中央銀行保有の地金を抵當として外國の銀行者より借入れ、三ヶ月期限の證券にても収入として

1、米合衆國は一九二〇年一月十日現在の合衆國の領土、植民地、所有地内にある獨逸國民の總ての財産、權利、利益を保留し及び清算する權利を有す。斯る清算の手續は該國の法律及び規則に従ひ合衆國の處分に任かすべきものとす、即ち憲法の制限内に於て上院の處分に任かせる左の適用をなすを得。第一、係争の財産は獨逸の原所有主に返還するを得。第二、斯る財産は獨逸領内の財産、權利、利益に關する合衆國民の請求權の執行又は獨逸國民が負ふ債務の執行又は合衆國が戦争に参加したる後獨逸政府の行爲より生ずる米國民の請求權の支拂及び合衆國が戦争中の獨逸同盟國の行爲に關する同一の請求權の執行に之れを適用するを得。第三、斯る財産は獨逸の貸方勘定として賠償委員會に之を讓與するを得。

受諾するを得ば、今少しは違約の期限を延ばすを得んか。此の結論に達する爲め、左記の三見地よりして此問題を解決するを得るのである。

第一、獨逸國外に於て支拂をなす事、即ち輸出の問題及び貿易の殘高問題

第二、税金を課して支拂をなす事、即ち豫算の問題

第三、獨逸國歳入に比例して賠償金額を定むる問題

余は獨逸が向後數十年間、假想的状態に於てなすならんと云ふ事ではなく、最近の將來に於てなし得らるゝ限度に於て、順次之れに論究を試みようと思ふ。

第一、獨逸が海外に於て支拂をなし得んが爲めには、先づ第一に獨逸が輸出品を有するのみならず、其輸出額が輸入額に超過するを必要とする。一九二〇年は利用すべき計數を有する最近の年であるが、之れに據れば營に超過額なきのみならず、却て缺損額を示すのである。即ち輸出額は約五拾億金馬克であるに、輸入額は五拾四億馬克である。而して一九二一年に於ては、統計の示す限りに於ては決して進歩でなく正に退歩である。

獨逸が非常に巨額なる貿易を行ひつゝありとの謎は、廣く流行した處であるが、一九二一年五月より十月に至る六ヶ月間の統計は、之れを金馬克に換算して左記の如き計數を表はすのである。

一九二一年	紙幣		馬克		1金貨		馬克		單位百萬 輸入超過
	輸	入	輸	出	輸	入	輸	出	
五月	五、四八七		四、五二二		三七四、四		三〇七、九		六、五
六月	六、四〇九		五、四三三		三三八、八		三九七、七		五九一
七月	七、五八〇		六、二〇八		四三三、七		三三八、七		七五、〇
八月	九、四一九		六、六八四		四七七、二		三三四、八		一四三、四
九月	一〇、六六八		七、五二九		四三六、六		三〇七、七		一一八、九
十月 <sup>2</sup>	一三、九〇〇		九、七〇〇		三三三、六		二四六、〇		二〇六、六
六ヶ月合計	五三、四六二		四〇、〇五六		二四四三、三		一八六四、八		五七八、五

1、紙幣馬克を金貨馬克に換算する割合は左の如し。百金馬克の紙馬克は五月は一四六五、五、六月は一六四七、九、七月は一八三二、八月は一九九六、四、九月は二四四三、二、十月は三九四二、六。  
2、豫定計數。

右六ヶ月に於て獨逸は拾億金馬克の上に、上記の如き輸出額の貳割六歩、即ち四億八千四百八拾萬馬克、合計拾四億八千四百八拾萬馬克(即ち全輸出額の八割に相當)を支拂ふべき筈であるから、賠償の外獨逸外國貿易上に於ては、一ヶ年拾億金馬克以上の不足である。然るに獨逸輸入額の多くは、該國の工業上又は食料供給の上に必要であるから、右輸出額の大數を六拾億馬克と概算して、之れを以て賠償債務に入用なる參拾五億金馬克の餘裕を得る様に輸入額を制限する事の出來ぬのは確實である。左りながら、若し輸出額を昇ばして百億馬克となす事が出來るなら、賠償金額の方は四拾六億馬克となるのであるから、獨逸國たるものは其債務全體を償還せん爲めには、輸入額は増加する事なくして、一九二〇年及一九二一年の輸出額を二倍とならしむる様、其金額の増加を計らねばならぬのである。余は此事が聯合國の出來る丈の援助と時日とを以てせば不可能とは云はぬが、現在の如き状態の下にありては、何人が實行可能と云ふであらうか、又若し獨逸が成功したとするも、輸入の爲めに妨げられぬ此巨額の大輸出と云ふ事を聯合國の

製造家達が罪惡と考へぬであらうか。一九二一年の倫敦協定の下に於てですら斯くあるべしと云ふのに、一九一八年の總選舉の時には其六倍も大なる滑稽計數が當時の題目であつたのである。

第二には豫算の問題であるが、由來賠償支拂の事は獨逸政府の債務であるからには、課税に依つて其額を得ねばならぬ。此點に就ては金馬克と紙馬克との關係を此處に挿説するの必要がある。何となれば債務は總金馬克の名目にて決定されたのに、収入の多くは紙馬克の名目にて決定さるゝのである。即ち其關係は至つて變動し易きものなるが、最も能く紙馬克と米國の金貨弗との換算率を以て計算し得らるゝものである。而して此高低率も長期より短時日の方最も重要である。其理由は若し長期に涉れば獨逸國內の總ての價格(收税の價格も)は獨逸國外に於て紙馬克の價格に於ける變更によりて、自然的に調節さるゝからである。乍併其成行は寧ろ遅々たるものである。若し一ヶ年丈の豫算となれば金紙の開きが突然に起るのであるから、獨逸金庫の財政計畫を全く顛覆するやも

計り難いのである。右の如き騷擾が一九二一年の下半年に於て殆んど其例なき程度に於て起つたのである。壹磅相場が貳百紙幣馬克の時に紙幣にて課税されたものが、壹磅壹千紙馬克の時には勿論非常に不足を告ぐるのである。斯る場合に迅速に其課税法を調節する事は如何なる財務大臣と雖もなし得ぬ事である。第一、馬克の外國相場が急速に下落する時は、内地に於ける下落の速度は甚だ遅々たるもので、此調節は非常の長時日を要し、其終了の時は人民の負擔資格は從來より減少すべきであるが、夫れ逆も紙馬克にて收入し得べき所得の金價格を得るには、尙ほ時日を待たざるを得ぬである。英國本土收納局の經驗は明かに直税額の所得は、重もに前年度の課税資産に依らねばならぬ事を證するのである。右様の理由により馬克相場の頓挫は、一九二一―二二年度の豫算を根底より覆へし、又恐らく一九二二―二三年度前半期の豫算をも破壊するものと思はるゝが、若し幸ひにして一九二一年末に於ける計數の上に余の結論を置く事が出來るとすれば、余の議論は大袈裟のものとならん。馬克相場の移動する砂上にありては、議論の根據を置くべき土臺を確立する事は寧ろ難事である。一九二一年の夏に於ては、金馬克は

平均貳拾紙馬克であつた。而して勞働者が消費物を紙馬克にて購買する力は、海外に於ける金紙の開きに對し尙は約二倍の力あり、仍て其相場は内外均衡を得たものと云はれたのである。併し夫れとても從來に比し時局は大に改善されたのであつた。一九二一年十二月本書著述の時は、壹金馬克は紙馬克の四拾五乃至六拾の間に昇降しつゝあつたが、夫れにても獨逸國內紙馬克の購買力は、海外に於ける相場に比し一般に約三倍の効力があるのである。

右政府の歳入歳出の計數は、一九二一年の夏期に於て作つた製表に基くのであるから、壹金馬克は貳拾紙馬克の比率に據る事恐らく最上の方法なるべく、其結果として余の議論は寧ろ控目にしたのである。從て讀者は宜しく左の如く記憶すべきである。即ち若し馬克相場が現今の比率に留り、自然的に調節する様長く維持するものとすれば、左記の計算に於ける収入、外出及不足等も總て三倍となる筈である。

壹金馬克に對する貳拾紙馬克の比率を以てすれば、參拾五億金馬克（輸出價格を六拾億馬克と假定して）の賠償債務は七百紙馬克、又四拾五億（百億の輸出價格と假定して）金

馬克は九百億紙馬克と同様である。

而して一九二一年四月より一九二二年三月三十一日の會計年度に於ける獨逸の豫算は、賠償支拂を別として、經常費を九百參拾五億馬克として、歳入を五百九拾億と立てたのであるから、現今の賠償金要求額は現時の歳入全部以上を併呑するものである。歳出は疑ひもなく減縮し得、歳入は少しは増加し得るのであるが、併し該豫算は歳出が半減され、歳入が二倍さるゝに非ざれば、賠償金の最低額だにも當らぬであらう。若し一九二

- 1、通常歳入、歳出は四百八拾四億八千萬紙馬克、又臨時歳出は五百九拾六億八千萬馬克、合計歳出壹千〇八拾壹億六千萬馬克と計上され其内に各種賠償項目に當つる百四拾六億馬克を含むべく計上された、右は一九二一年五月一日以前の細目に關するもので、倫敦協定の支拂に關して適用するものでないけれども、混雜を防ぐ爲め上記の如く經常費豫算より除いたのである。又臨時歳入は百〇五億と計上し合計五百八拾九億八千萬馬克となるのである。
- 2、前記の計算中には占領軍の費用に就ては何事も觸れぬのであるが、該實費の事項は講和條約に於ては賠償金其物の外に獨逸の負擔とされたものである。此等の費用は賠償金に先立ち請求さるゝもので、亦倫敦協定にては何等取扱はれざるも思ふに倫敦協定の年金以外に必ず請求さるゝものである。され共聯合國が實際之れを請求するや否やは疑はしいのである。從來駐在軍の實費は頗る巨額であつて一九二一年の中期迄に貳億磅に達する位にして殆んど全歳入金（下項附註第五）を併呑する位である。兎に角聯合國が獨逸の軍備撤廢條件が實行さるゝや否やを確認すると同時に獨逸が占領實費に對する年々の支拂高を貳億四千馬克に制限すべしと云ふ協約一九一九年巴里に於てクレマンソー、ロイド、ジョージ及びワイルソンに依り調印されたものが實行さるべき時期は今や其時である。若し此減額が實行さるゝものと豫定し得るならば賠償金及占領費に對する獨逸の全負擔額は輸出額の最低制限を基礎として金馬克參拾八億即ち紙馬克七百六拾萬億となるのである。

負擔額の倫敦協定

二一三年度の獨逸豫算に於て、賠償條項を別として收支均衡し得る様計上出来るものなれば、そは大なる努力と非常の成功を意味するものであるが、財政専門の困難以外に政治的又は社會的方面に於て注意を値ひするものである。思ふに聯合國は直接に獨逸民個人より支拂を受けず、政府と云ふ暫定的抽象體に重きを置き、個人の支拂ふべきもの及其金額の決定強行を其團體に負はしむるのである。而して現今に於ける獨逸の豫算は假令少しも賠償金なるものなくとも、收支の均衡を去る遠きものなれば、其負擔を如何なる階級如何な關係者間に分つべきやの問題には、尙ほ出發點にも達せずと云ふを公平とするのである。

而して尙ほ此問題は根本的である。若し支拂其物が金額の名目にて顯はされず、又暫定的抽象團の義務として顯はされず、特定の個人に對し一定の金額の請求權と云ふ様に解釋さるゝ時は、其意義は別の形容となるのであるが、此時代には未だ到達せぬ。此時代が到達する迄は眞實の困難は尙ほ未だ感得されぬであらう。如何となれば此時代來れば

其爭議は聯合國と獨逸政府との間でなく、實に獨逸國民中の各階級各部分間の爭論となるのである。而して其爭論は實に激烈殘酷にして、生死問題として利害關係を惹き起す事となり、自己保存、自家利益の觀念とも最も強烈なる影響が互に相戦はれ、社會の性質目的上各種の觀念思想が相混闘して、政府が若し斯る方法にて其債務を減せんと企つるなら、其政府は必然勢力を失墜する事とならん。

第三、獨逸國民の現時の収入と云ふ第三資格試験に對し、償金要求が如何なる關係を保つべきや。七百億紙馬克（若し我等の計算基礎として該計數を假りに適用するものとすれば）の負擔は獨逸の人口を約六千萬人として、男女老幼に拘はらず一人に付壹千七百拾馬克となる譯である。然るに今や各國共現今の状態にては、貨幣價格何れも大變化を受けたのであるから、貨幣の名目にて國民の収入を豫算する事は甚だ困難ならしめた。一二九〇年のブラツセル會議にて、一九一九年及一九二〇年の初期に於ける調査を基礎として、獨逸國民一人の収入を參千九百紙馬克と見積つたが、其時此計數は寧ろ低額

であつたのみならず、馬克の下落の爲めに更に尙ほ低額となつたのである。獨逸アルゲマイネ・ツァイツング記者は一九二一年二月十四日の紙上に於て、賃銀の律法的減額の統計と収入税とを基として一人貳千參百參拾參馬克と見積つたが、此計數も亦同様寧ろ低く過ぐるのである。其理由は一は該統計は馬克の下落尙甚だしくなかつた時期に成つたのであると、一は該統計が口實的虚構の爲めに飾られてあるからである。又アルベルト・ランズブルグ博士の豫算も亦一の極端を示すのであるが、(ジー・バンク紙一九二一年三月)博士は一人六千五百七拾馬克と見積つたのである。今一つ最近の豫算はベステル・ロイド紙(一九二一年六月五日)上に於けるアーサー・ハイチエン博士の夫れである。即ち一人の収入を四千四百五拾馬克とするのである。そこで、余は一九二一年八月一日の一新聞紙論説欄に於て、余は最も妥當なる見積として、一人五千馬克の計數を採用せ

1、該豫算は男一人の月収入約八百紙馬克、女工一人月収入約四百紙馬克の平均を基礎としたもので、此計數を壹金馬克に付拾貳紙馬克の割合にて換算し合計國民の収入を參百乃至參百四拾億金馬克と計算したのである。此計數を正しと假定するも右職工給料の豫算が其合計數の上に於て何故に斯くも巨額となるか判定する事は容易の業でない。

んと試みたのであるが、此計數を得たるは全く以上の諸見積りと又月給、賃銀の一般平均率を参考に供したのである。其後成行を觀望したのであるが、右の計數は其當時には寧ろ高率であるとの説を持つのである。又此結論に達したのは下記の如ヘフランクフォルト・オン・メンのモリツ・エルサス博士に出狀して得たる調査の結果による。茲に同博士の許るしを得て其計數を次ぎに掲ぐる。

獨逸戰前に於ける最も著名なるものは、ヘルフェリツシユ氏著の一九一三年間統計書である。該書に據れば一九一三年度の國民収入は、四百乃至四百拾億金馬克にして、之れに國有團體(鐵道、郵便局等の如く)の正味収入貳拾五億馬克を加へ、合計四百參拾億の全國民所得となり、一人の収入六百四拾貳馬克となる。右の内四百拾億金馬克(國有事業は利益を含まざるに因る)を基本とし領土の減少壹割五歩とせば、正味は參百四拾八億五千萬馬克を得るのであるが、若し紙馬克の名目にて現時の収入を見積らんとするには、右計數の何倍とするを相當とすべきや。一九二〇年度に於て商事雇人が平均収入する馬

克は、戦前の四倍半に相當するに對し、同時職工の賃銀は之れに比し五割以上の増加、即ち戦前の六倍乃至八倍を示すのである。スタチテツセ・ライシユサムトに據れば、一九二一年の初に於て商事雇人は一九一三年に比し、男は六倍三分の二女は拾倍の所得を示すのであるが、職工賃銀に於ては、一九二〇年の比例と同様拾倍の増加となるのである。一九二一年八月フランクフルテル・ツアイツング紙の賃銀指數は、一時間の賃率は戦前の標準より拾壹倍となるが、就業時間に於て拾時間より八時間に落ちたのであるから、實際收得の賃銀は八倍八となるのである。

然るに商事雇人の男賃銀は右の比率より少き爲め、又紙馬克名目の利益金は特別の場合に限り此増加率を保つ爲め、又借家持、地所持、其他専門階級の収入は右の比率より少き比例に過ぎぬから、一國全體の名義的収入（一九二二年八月に於ける）の八倍増加と云ふ事は、寧ろ見積り過ぎぬと云つて可なりである。此に於てヘルフェリツシエ

1、商事雇人男の数は女の二倍である。

戦前統計を基とし、一九二一年八月國民全體の収入を貳千七百八拾八億紙馬克、一人別四千六百四拾七紙馬克とするのである。右統計數字中には戦争の爲めに死んだ壯者とか、又は外國放資或は商船の爲め、從來利得したる國外の収入減損とか、又は官吏の増加とかに由る人員又は金額の増減の事は一切計上されぬのであるが、只軍兵の減員と女雇人の増加等の爲めに、以上の増減と互に相差引き得らるゝのである。目下極度に不安の状態にては右様の問題に對し、直接統計的調査を行ふ事は殆んど不可能である。故にエルサス博士の一般的方式は尤も時宜に投したるものと余は思ふ。博士の調査の結果に據れば上記の計數は先づ以て正當の處にて、恐らく多く誤らざるもので、亦以て我等の計數の上に相當の可能性を與ふるのである。一九二一年の八月に於ける獨逸の一般収入が、戦前の夫れに對し平均拾倍となつたと主張するものはなかるべく、而して博士の戦前見積の拾倍とは一人収入六千四百貳拾馬克となるのである。何れにしても一般國民収入の統計は、至つて不精密のものであるが、一九二一年中程にては、一人一ヶ年四千五百より

六千五百馬克の収入と云ふ假定の下に平均五千馬克とする事、稍々正鵠に近きものである。右の如く馬克の價格不安定であるから、以上の見積りは長時期の間有効で、修正を要せぬと云ふ譯でないけれ共、右の平均なれば高位、低位共兩方に應用し得る故、下記の計算を根柢より覆へす事はなかるべしと思はる。即ち若し馬克相場下落すれば、一人平均の紙馬克の収入増加する事となるべく、併し此場合には賠償債務の紙馬克價格も同様昇るのである。(賠償契約は金馬克にて規定してあるから)併し眞正の緩和は金塊價格の下落、即ち世界的物價の騰貴に依つてのみ出来るのである。

賠償金負擔に就ては、獨逸中央政府及び地方政府共、増税に據らなければならぬである。極端の經濟手段を取るにしても、此負擔金は一人一ヶ年壹千馬克(貳拾紙馬克を壹金馬克として)以下とする事は出来ぬのであらう。即ち國民全體にて六百紙馬克にして現在の經常歳出より遙かに下位である。依て一人五千紙馬克に對して、貳千壹百七拾馬克、即ち四割三步を徵税により支出する事となる。而して若し輸出價格壹百金馬克に達し、

一人平均収入六千紙馬克となれば、之れに對する割合計數は貳千五百馬克、即ち四割貳歩となるのである。

若し國民が富裕であれば、自家の利害擁護心の爲めに驅られて此位の負擔は堪へ得るかも知れぬが、一人の年收五千紙馬克は、貳拾紙馬克壹金馬克の換算として拾貳金磅半に相當し、其内より前記の税金を差引けば、約七金磅を得、即ち一日六片以下となるのであるが、夫れが一九二一年八月に於ける獨逸民の購買力<sup>1</sup>で、當時英國國民の購買力九片乃至壹志に相當するのである。若し獨逸が相當の猶豫を得らるゝものとすれば、該國民の収入は増し従て其支拂資格も高上するのであるが、目下の負擔にては貯蓄は不可能であるから、支拂能力の墮落は一層甚しいであらう。歴史のあらん限り何れの政府と雖も、斯る難局の下に苦しめる國民より、其収入の半額に近い資源を割かしむる鞭撻は果して有効なるや否や。右の理由により余は斯く論結する。倫敦協定は一九二一年の終末に

1、獨逸國內の紙馬克購買力に對する詳細調査は一九二一年九月出版の經濟雜誌上エルサス博士の論文を参照ありたし。



於て一休息を與へたのではあるが、從來の協約に比し決して永久的のものでは無いのだ。

### 附註第三 ウィズバーデン協約

一九二一年の夏、佛國改造大臣ルーセル氏と、獨逸改造大臣ラテナウ氏との秘密會見の顛末發表せらるゝや、非常な興味を惹き起したのである。即ち同年八月豫備協約が締結せられ、同じく十月六日を以て<sup>1</sup>ウィズバーデンに於て調印されたが、結局賠償委員會の認可を得る迄未だ實行されなかつたのである。該委員會は該協約の原則を承認したのであるが、同時に該委員の權能がヴェルサイユ條約に許るされた以上に涉るとの理由により、重なる聯合國政府に移牒した。此に於て英國代表サー・ジョン・ブラットベリは、該協約は若干の修正を加へて承認すべき事を英國政府に通告し、卿の報告は公表されたのである。

ウィズバーデン協約は實に錯雜した公書であるが、其内容は容易に説明され得るのであつて、大體上二部に分たる。其第一は佛國の私立商社が獨逸私立商社より現金を支拂ふ事な

<sup>1</sup>、此協約の概略は附録第八に掲ぐ。  
<sup>2</sup>、附録第八を見よ。

くして、改造に要する材料の供給を受くる事を得る手續を設定するものである。第二は獨逸は其供給材料の代價全部を直ちに受取る事なく、其一部分は賠償委員會の貸方に記入し、殘部は當分の間佛國の借方となし、後日に至り賠償勘定へ繰入れらるゝのである。此條項の第一部は何人も無條件にて承認した。即ち此協約は荒廢地域の改造を要する具體的物料を以て賠償を奨励するもので、便宜と經濟と又直接の感情上各方面の満足を得たのであるが、此供給の事は已に講和條約に於て規定されあるもので、此回の新手續の重なる價值は賠償委員會と云ふ機關を佛獨當局者の直接交渉に振替へたのである。第二の條項は其本質前者と異り順序、比例等聯合各國間の現行約束に影響を及ぼすもので、獨逸よりの収入金分配に關し、成るべく佛國の方へ多額の分配を得せしめんとするものである。成程佛國に優先權を與ふる事は願はしき所であつて、英國は宜しく全く其の請求權を廢棄すべきであ

1、偶然にもウィズバーデン協約なるものは講和條約面よりほつと、公平に物品引渡の價格を取極めたのである。講和條約に據れば此等の價格は賠償委員會の專斷にて取極め得るのであるが、ウィズバーデン協約にては此任務を佛獨及局外の三者より成立つ仲裁委員會に一任するのである。而して其價格の取極めも佛國の物價を四ヶ月毎に調査し其價格が獨逸相場より五歩以下とならざれば之を以て基礎とするのである。

る。加之此協約は獨逸側に於ける疑はしき善意を含むものである、從來獨逸は非常なる精力を以て（余も亦其事實を認む）倫敦決定は獨逸の堪ゆる以上の強求をなすものなりと抗議したのであつた。然らば先きに不可能として抗議した協約に自ら進んで入り、之れが爲めに其負擔程度を増加すると云ふ事は、不穩當の行爲であらねばならぬ。獨逸代表ラテナウ氏は右は倫敦決定をより以上有効なる振合に取代ふる第一歩であり、又若し最大最急の債權者佛國とさへ妥協し得ば他の諸債權者は怖るゝの要なしと云ふ論法を以て、自家の行爲を擁護するやも知れぬ。又他方に於ては、佛國代表ルーセール氏は口には言はざるも、余の説と同様或は倫敦決定の行はれざる事、又實行的政策の將に來らんとする事を能く知り居るならん。又彼はラテナウ氏との會見を以て、ライン河岸關係者間の親密なる交情を示す徴證と考ふるやも知れぬ。併し余をして忌憚なく言はしむれば、右様の考慮は却て反對の方面に導くものではないか。

サー・ジョン・ブラットベリーは本協約に對する英國政府への報告<sup>1</sup>に於て、或る修正案を提

1、附録第八を見よ。

出したのであるが、右によれば前記第一條項の利益を保存するの結果となるが、第二の條項は佛國側聯合國の妨害となるから、之れを否拒するの結果となるのである。

乍併、余の考ふる所に據れば、此問題は餘りに重大なる期待を置かるゝのである。何となればウイーズバーデン協約又は同様の協約の下に於ては、實際物料の引渡は決して世間に持て囃さる如き、巨大の金額となるらしくないからである。即ち講和條約第八部附屬書に於て取扱はるゝ石炭、染料、船舶等は、ウイーズバーデン協約の適用には凡て除外されるもので、該協約は明かに工場及び材料の引渡に限るものとして、佛國は之れを以て時に荒廢地方の改造にのみ應用するのである。佛國の商社及び個人が、右の如く制限された目的（其價格の大部分は現場の勞力費にして、獨逸から輸入し得らるゝ様な物料ではない）の爲めに獨逸に注文し、又獨逸の供給し得る物資の數量は、次ぎの五ヶ年間には決して聯合國が佛國の優先權を妬む程大金額とはならぬのである。

今一ツの余の宿論は次ぎの如きものである。ウイーズバーデン協約の所謂重要なる點は、

之れが他の聯合國との類似協約の先例を作くるもので、獨逸は荒廢地回復の目的以外に、現金より寧ろ物品にて支拂ふて可なりと云ふ約束に利用するの結果を來たすと云ふに就ての意見である。世間普通に信せらるゝ處によれば、若し獨逸に對する我々の要求が現金でなく、我々の選ぶ特定の品物を引渡して差支なしとなれば、我々は世界市場に於て獨逸産品との競争を防ぐ事が出來、其必然の結果として獨逸をして外國通貨を得んが爲め、如何なる低價にても海外に於て投賣りせしむる事となると云ふのである。物品にて支拂ふを利便とする建策の多くは、之れを批評するには餘りに漠然である。併し是れは獨逸は何の途輸出しなければならぬ物品の場合に於て、直接に物品にて支拂を受くるの利便あるべしと云ふ想像と混雜するより起るのである。一例を云へば、講和條約の附屬書、即ち物品の引渡なるものは、重もに石炭、染料、及び船舶のみに限らるゝものである。此等の物件は我々の國産と競争とはならぬもので、余は該例に於て少しの利便を感せぬである。之れに反

1、此問題に對する理論的方面は第四篇に於て更らに論じて見やう。

して獨逸が之れを最良市場に賣出して其代金を拂渡さず、直接に物品にて引渡さば、聯合國は管に不便なるのみならず損失を受くるのである。特に石炭の場合に於て然りであつて、若し獨逸が佛國とか白國とか、又は附近の中立國の最高市場に於て、現金を以て其產出物を賣却し、其現金を我々に支拂ふ方、當分入用もなきに又不經濟な線路を経て、聯合國へ物品にて引渡すより遙かに有利である。況んや中立國は石炭を要求し、又聯合國の實際入用なるは其代價の現金なるに於てをやである。又或る場合に於ては、獨逸が引渡したる石炭は、聯合國は之れを他へ轉賣する事もあり、此種の物品には運賃諸掛りは全價格の大部分を占むるもので、此等は所謂無益の失費となるのである。

若し我々より獨逸が供給し得る商品を一々擧げんとすれば、決して大なる結果を得る能はず、寧ろ當方より彼國の出來得る範圍に於て金額を指定し、彼等が最も好都合なる方法にて其金額を調達せしむる方利便である。加之其指定した金額が相當であれば、其年々の支拂額は國際貿易の全額に比し、決して大なるものとならず、其支拂が經濟生活の均衡を紊

さぬやう我々は神経を悩ますを要せぬ。而して經濟生活脅威の程度も、戦前獨逸の如き商工上恐るべき大競争者が、自然的に回復するは甚だ遅緩なものである。

余は右の如く科學的推論の關係より觀察をなすものゝ、一方に於ては物品にての支拂を主張する計畫は、政治的に現時の難關を脱るゝ一法として、甚だ有益なるを認むるのである。實際上に於て斯る引渡品の價格は、我々が目下要求する現金より著るしく少額となるべきも、現金の代りに物料を引渡す事は、却て容易であり、且つ事實上我々の要求を緩和減少するには、現金の場合よりは遙かに有効である。加之獨逸をして自から物品を處分せしめて、現金を支拂はしむるに對する抗議は、今尙ほ澤山ある保護論者の潜在感情に迎合するのである。若し獨逸にして成るべく多數の物品を、低價を以て世界の所有方面に賣放ちて支拂をなさんと努力を繼續したとすれば、多くの人々は間もなく之れを我々聯合國を困敗せしむる計畫とするであらうが、斯る考を有する人々に對して、之れを説伏する事は尤も容易である。即ち獨逸の惡意ある競争貿易を防止せんとならば、我々の要求を減縮するに

如かずと是れである。斯くの如く政策の變更は、實に種々虛妄の論議と結び附けられ、遂にタイムス紙上の論說欄にまで、理智矛盾に心附かずして論戰さるゝに至つたのである。即ち該紙上に於て、當代の人々が目下盛んに要求し居る所を掲げ、各々我こそは正論なりと稱して、爾く考ふる事又は口にする事が侮辱であり、不利益である事を自覺せぬである。余は寧ろ其論議を阻止したのである。善事は必ず成功に伴ふ議論のみを喚起する事は極めて稀れである。

#### 附註第四 馬 克 爲 替

一國不換紙幣の金價格が下落する原因は、其政府が公債及課税にて貨幣を蒐め得らるゝより支出する方多額にして、其不足額を紙幣にて補ふ場合か、又は其國が外人に對し放資物の購入若しくは負債の辨濟の爲め、多額の支拂をなす義務を負ふ場合に起るもので、以上の原因が近々に發生する際には、其基礎が確實であつても、不確實であつても、投機即ち豫想が暫らくの間は行はるゝものである。併し投機の影響は、突發的に大影響を與ふるに

より、多くは誇張さるゝを常とする。而して何れの影響にしても、問題の邦國と其他の國との間に於ける負債の残額を即時拂にする時のみ行はるゝのである。即ち直接には外人に支拂をなす債務が其働をなし、間接には通貨の膨脹が働くのである。其理由は一は紙幣の増發は現時の標準價格に於て、地方の購買力を増す事によつて輸入を奨励し、輸出を阻害し、又一は斯る事が必ずあるべしとの期待が一種の投機心を誘導するのである。通貨の膨脹は夫れが輸出入に反動を與へ、投機心を奨励するまでは、爲替の上に何等の影響を及ぼさぬである。而して投機心は早晩一度は消滅するもの故、此に始めて爲替に於ける通貨膨脹の結果が、輸出入の上に反動して響くのである。

右の原則は一九二〇年以來の馬克の爲替相場の上に不都合なく適用され得る。最初は上記の各影響は同方向には働かなかつたが、通貨の膨脹は馬克の下落を來たし、又獨逸人の外國投資も同様馬克の下落を助長したのであるが、外國人が獨逸公債及び獨逸通貨になした放資(其放資と短期投機との界線は判然區別し難い)は、他の方面に突進したのである。即

ち馬克の相場が百馬克に付一磅との割合迄に奔下した時、世界中多數の人々は何日かは戦前の相場に復歸する反動期あるべし、故に馬克又は馬克公債を買ひ入れ置く事は、好放資ならんとの説を抱くに至つた。此放資は遂に大仕掛に行はれ、外國通貨貳億乃至貳億五千萬金磅と云ふ巨額が、獨逸人の使用に一任さるゝに至つた。此に於て獨逸人は此資源を得て少くも先づ食料品を充實し、及び工業用の粗原料を仕入れたのであるが、此等の需要品は輸出に對し輸入の超過となり、若し外國通貨の所有なければ、必ず夫れ丈の代金支拂を特に要したのである。加之該在外資金は獨逸個人をして、其財産の一部を獨逸より外國に移動して、其國の放資となしたものもある。兎角する内に通貨の膨脹は尙ほ進んで已まず、一九二〇年中にはライシユバンク(獨逸中央銀行)の紙幣流通高は二倍となつたが、紙馬克の兌換價格は同年初めに比し、僅少の下落を示せるに過ぎなかつた。加之一九二〇年の末に至るまで、又一九二一年の初期四ヶ月間にも、獨逸は賠償の爲めに未だ現金を支拂ふに至らず、スバ協約に従ひ石炭の引渡に對し、寧ろ現金を受取つたのである。併し一九二

一年の中程後より夫迄は相互反動の釣合をなした、前記の各影響は總て同方向に働き始め、何れも馬克の價格に反響を及ぼした。其後通貨の膨脹愈々甚だしく、一九二二年中には中央銀行の發行高は二年以前の三倍となり、輸入は駁々として輸出に超過し、馬克に放資した外國資本家は大恐慌をなし、各自の持高を増加する事は思も寄らず、争て之を減せんとしたのである。而して最後に獨逸政府は、賠償勘定に對し現金の支拂を要求するに至つた。此に於て外國資本家は、馬克を買占むる代りに、争て之を獨逸國より賣出したのである。自然の勢として馬克の相場は頓挫して、今や新買手の望み次第、賣手の堪へ得らるゝ相場に迄下落したのである<sup>1</sup>。

右の成行に付何等秘密ある事なく、容易に説明し得らるゝのである。馬克を故意に下落せしむる獨逸の陰謀に信用を置き過ぎる事は、爲替相場を支配する影響に對し、滔々たる一般社會の愚蒙を顯はすのである。而して其愚蒙たる紙馬克を買占むる國際的の狂人によつ

1、毎日爲替の賣買と云ふものは賣手買手共必ず符合しなければならぬと云ふ一定不變の原則を能く承知し居るものにて爲替相場の秘法を了解するには尙幾多の經驗を要するのである。

て顯はされ、益々獨逸の金錢上の利益を助長するのである。後年に至り紙馬克の頓挫は、重もに賠償義務の履行の爲めと、外國資本家より馬克買戻しの爲め、支拂をなす必要より生じたもので、其結果は馬克の外國價格の下落は、單に通貨膨脹の爲めの影響より起るものより遙かに超過を示すのである。若し獨逸内地の馬克相場が、壹磅に付壹千馬克以上の價格となる様金紙の釣合を執る事とすれば、獨逸は現今より尙ほ發行數を増加し得る譯である。故に若し其他の影響が取除かるゝならば、詳しく云へば賠償要求が改修され、外國資本家が再び同情を起すならば、獨逸の回復は著るしきものあらん。之れに反して獨逸若し賠償要求に對し、果斷の計畫を敢てするなら、爲めに該政府の經常費は非常の額を以て其歳入に超過し、通貨の膨脹と内地の物價標準とは、遂には馬克の外國相場下落を引き起

1、獨逸には中央銀行と同様大藏省證券あり短期支拂であつて公衆一般及び中央銀行外の諸銀行にて所有するものあるから、其内地相場が法定通貨の流通を許す迄は隨意に其發行高を増加し得る。而して其外に政府は歳入に對し歳出の超過あれば之れに對し新發行をなし得るのである。獨逸政府に對し印刷機械の使用を強要する人々は大藏省證券の所有者が満期に至り現金の支拂を欲せば現在未拂の該證券を拒絶して差支なしと思ひ居るや如何。獨逸財政の諸問題錯綜せる今日斯かる易々たる方法にて解決はなし得るのである。

す事必定である。

前記の状態、其何れにしても獨逸は不幸なる將來に面し居るのである。若し目今の爲替相場の下落が繼續し、内地物價の標準が之れに従ふて整理さるゝ場合には、社會各階級間に富の分配法が改革さるゝこととなり、遂に社會の一災害を醸すに至るべく、之れに反し爲替相場に回復を來たす事とならば、現今の如き工業上の人爲的獎勵と、馬克の下落に乗ずる相場投機は止み、是亦財政上の一困難とならん。何れにしても獨逸の財政策に責任を有するものは、彼等の面前には無数の難問題横はり居るのである。故に賠償債務が相當に取極められぬ迄は、此解決し難き問題に付き頭腦を悩ますは殆んど無益である。而して堅實と云ふ事が實際政策となつた時、最も賢明なる方法は、如何なる標準にもせよ、物價を安定せしむる事及び貿易を安固の基礎に立つるのである。

1、加之、馬克相場の改善は獨逸が馬克の外國所有者に負ふ眞正の負擔額を増加し又國庫大臣に對する公債負擔力を増加するのである。壹磅に付壹千馬克以上の爲替相場は少くとも夫れが右の二負擔力を適當に減する利便を有するのである。

#### 第四篇 賠償案

ヴェルサイユ講和條約は、獨逸が賠償として支拂ふべき損害の種類を規定したのであつて、其損害の金高を評價する事を規定したのでない。此評價の任務は賠償委員會に譲り、該委員會は一九二一年五月一日迄に獨逸政府へ其評價金高を通告すべく命令されたのである。講和會議中講和條約に、此評價の一條を挿入する計畫が試みられ、米國代表は特に此説を歓迎したが、何等の協約とはならなかつた。佛國及英帝國の一般の希望を満足せしむべき相當の計數を得る事は出来なかつた。米國代表の承認する最高計數は、下に記す如く、壹千四百億金馬克であつて、賠償委員會最後の評價に對し左程の多額でなかつた。又佛、英兩國が承認する最低額は、壹千八百億金馬克であつたが、是れは後に至り判明した如く、彼等自らの要求權利に屬する金額よりは、遙かに超越するのである。

1、講和會議中此反對説の内容は左記の諸書中より蒐集され得る。ブラツチ氏の「賠償及び講和條約中の經濟事項」四一五頁、ラモント氏の「巴里に於ける事件の真相」二六二―二六五頁、タルヂュー氏の「講和條約の真相」二九四―三〇九頁。  
2、タルヂュー氏の著書(三〇五頁)を見よ。

講和條約の日附より賠償委員會の決定公表までの間、此金額に付非常に反對論があつた。余が茲に此問題を詳細に陳べんとするは、國際事項に就き誠意を盡くさんとする何人と雖も、此問題に就ては實に公平な議論を要するからである。拙著「講和の經濟的効果」の重なる論點は左の如くである。

- 一、獨逸に對し聯合國が計畫する要求は支拂不可能である事
  - 二、歐洲に於ける經濟上の協同一致は實に近密なもので、右の如き要求を強行せんとする計畫は何れの關係國をも破滅するものである事
  - 三、佛白兩國に於て敵國が加へたる損害の金額は寧ろ誇張されたものなる事
  - 四、聯合國の要求中に恩給年金及び遺族手當金を加へたるは信義の破壊たるべき事
  - 五、聯合國が獨逸に對する正當要求權は獨逸の支拂能力内に限らるべき事
- 余は右第一第二に就ては、第三篇、第四篇に於て補足的觀察をなしたので、其第三は本篇に於て、又其第四に就ては第五篇に於て取扱ふのであるが、此第三、第四は最も重要であ

る。何となれば右第一、第二は時日の問題であつて、今日にては何人にも之れに異論を挟むものはないが、獨逸に對する正當要求額に至ては、事件の壓迫の爲め今日まで未だ著しき焦點となされなかつたのである。併し若し之れに對する余の論點が具體化さるゝならば、世界は實際の協定をなす上に容易に其方法を見出す事と思ふ。茲に一言せんに、正義の要求と云ふ事は、一般に可能要求に反對する事である様に考らるゝのである。従て吾人が已むを得ず事件の壓迫の爲めに、可能要求を認容すべく餘儀なくさるゝならば、所謂正義の要求は不満足ながら其儘止むのである。之れに反して、若し吾人の要求を佛、白兩國の荒廢地にのみ限り、完全の改造賠償は獨逸の能力範圍とするならば、感情と實行との協調は能く保たれ得るのである。右の見解を以て余は茲に拙著「講和の經濟的効果」の所説を一層明瞭にせんが爲め再び持出すのである。即ち侵入地に加へたる物質的損害額は著しく（或は自然的に）誇張された問題である。右所説はクレマンソーとポアンカレの如き、高名な佛國人が相連合して余に加へた攻撃をも含むもので、余がルーシエー氏、クロツツ



氏其他佛人の陳述を引用した時、余の所説は事實に基いたものでなく、全く佛國に對する敵意より出でたものとせられたのである。けれ共余は猶ほ左の如く佛國に勸むるものである。即ち佛國の利益は的確と誇大の陳述を避くる事によりて貢獻さるゝ事、佛國の要求が穩であればあるほど、佛國に優先權を得せしむる爲め、世界の援助が得らるゝ事等である。特にブレニエル氏は余の統計に對し、僻説を立てんと目的を以て、盛んに宣傳を用ひたのであるが、評價の末尾に數多の〇字を附したのは、餘り高尚な心理の符號ではない。のみならず、餘り手荒らく計數を用ひて、佛國の聲名を辱かしめ、佛國の誠實を疑はしむる人は、永き間には決して佛國利益の擁護者とは云はれぬであらう。

歐洲回復の仕事は吾人が専門家のみならず、一般公衆をして佛國は如何なる物質的損害を

1、右の陳述はクレマンソウ氏がタルヂエー氏の著書の序文に書いた左の文章に依る。タルヂエー氏の英文譯に「經濟問題に深遠なる知識を有する」を「經濟上の或る知識を有するも理想と人格とは絶えてない」とあるは寧ろ寛容な書振りである。

經濟問題に深遠なる知識を有するケイーンズ氏は「無暗に聯合國の要求（佛國のとして讀め）の罪惡を責立つる（反對者は彼一人でなく、講和會議中にも同様の説を陳べた人もあつた）のであるが、若し著者が出版を公にしなれば予は何事をも言はぬのであるも、斯く猛獸的非難攻撃を恣いまくにするのは明かに或る方面の人心を暴露するものである。

受けたか、獨逸が如何なる物質的賠償資源を供給し得るかを、冷靜に考慮せしむるに非ざれば、實際に着手する事は出来ぬであらう。タイムズ紙は其論説に於て（一九二〇年十二月四日）ブレニエー氏の論文を引用し、侮蔑的口調を以て次の如く論じた。ケイーンズ氏は彼等の損害を只統計的事件として取扱ふのであると。けれ共、吾人が感情的晴雨計として又感情の輕便な道具として、統計を取扱ふ事を主張する限りは、混沌と貧究とは永續するであらう。次に記載する計數的審理に於て、一致を望みたい事は斯うである。一吾人は事實を測度せんが爲め、計數を用ゆるのであつて、愛とか、憎とかを直譯的に言ひ顯はすのではない。

恩給年金、遺族手當金、白國の債務等の細目は、當分の間一方に差し置き、吾人は北佛に於ける物質的損害に關する已知數を點檢して見やう。佛國政府の要求は一九一九年講和會議の開會中と、一九二一年春期賠償委員會が評價を決定した時と大なる變更はない。只其間法貨價格の高低は少しく混亂を惹き起したのみ。一九一九年始めに於て、ヂュボア氏は

下院の豫算委員を代表して、六百五億法<sup>フランク</sup>を最低として挙げ、一九一九年二月十七日に於てルーシエー氏が工業改造大臣として上院に於ける演説は、其時の相場を以て七百五拾億法の原價を計上したのである。又一九一九年九月五日財務大臣として下院にての演説に、クロツツ氏は佛國が所有物（多分海上の損害をも含めたものならん）に屬する損害全額を壹千參百四拾億法<sup>フランク</sup>と計上し、又一九二〇年七月中當時の賠償委員長たるヂュボア氏は、ブラッセル會議の報告中に於て、戰前價格を基礎として六百貳拾億法と計上し、一九二一年一月ヂュメル氏は藏相として壹千百億法<sup>フランク</sup>を合計し、最後に一九二一年四月佛國政府が賠償委員會に送つた實際の要求は、當時の時價<sup>2</sup>を以て壹千貳百七拾億法<sup>フランク</sup>であつた。其時迄に法貨の爲替相場及び購買力は、非常に下落したのであつたが、其事を除き上記の各見積りの間には、一見した様な大差異はないのである。賠償委員會の評價に對しては、此要求を紙

1、恰かも同時に獨逸債金委員會は戰前相場の基礎を以て其原價七拾貳億貳千八百萬金馬克、言ひ替ふればヂュボア氏見積の約七分の一と評價した。  
2、此要求の細目は發表された部分丈附録第三に記載し置いた。上記計數は工場損害、家屋、家財の損害、敷地、國有財産、公共物等の損害を含む。

幣法<sup>フランク</sup>より馬克に換算するを必要とする。而して此目的に適用する換算率が即ち激論の問題である。一九二一年四月に於ける實際の換算率を基礎とすれば、金馬克は約三・二五紙法<sup>フランク</sup>であつたが、佛國代表の主張によれば、此下落は暫定的であつて、永久の協定に就ては之れに據るべからずと。仍て其永久換算率は壹金馬克に付約一・五〇乃至一・七五法<sup>フランク</sup>の換算率を要求したのであるが、此問題は終に賠償委員會の米國委員たるポイデン氏の仲裁に任かす事となり、同氏は多くの仲裁委員のなす通り、其中庸を取り壹金馬克に付二・二〇紙法<sup>フランク</sup>とすべしと決定した。けれ共氏は此決定を何故に、かくなせしやの理由を説明する事は出来なかつたであらう。恩給年金に關する要求に對しては、如何に實行困難にしても、法の金價格を豫定し置くを必要とするも、物質的損害額に對しては斯る協定<sup>3</sup>は必要でない。何故なれば佛國の要求は、改造工事の時價を基礎として編製されたもので、其金價格は法貨<sup>フランク</sup>の

1、一九二一年五月二十日佛國下院に於けるルーシエー氏の演説に據る。  
2、此新換算率によれば紐育に於ける法相場は約拾壹仙に相當する。  
3、佛國下院に於けるルーシエー氏の陳述は此換算率は恩給年金同様、物質的損害にも適用すべき事を意味するもので、余は次表にて之れを豫測した。

金價格の増加と共に昇すを要せず、爲替の回復は法相場場の下落によりて、早晚平均さるゝものである。右に付ては其評價當時に於て法貨の内地購買力と、外國の金爲替相場との打歩を設定し置いたが適當であつたかも知れぬ。併し一九二一年四月に於ては、法貨相場は其購買力平準を距る事遠きものでなかつた。仍て余は三紙法を以て、壹金馬克とする方正確に近きものであつたと計算するのである。従て貳・貳〇法の換算は獨逸に對し、佛國の要求を夥しく具體的に誇張せしむる結果となつたのである。

此換算率に據れば、壹千貳百七拾億紙法の損害要求は五百七拾七億金馬克となり、其内容細目左の如くである。

細目	純法貨(單位百萬)	金馬克(單位百萬)
工場損害	三八・八八二	一七・六七三
家屋損害	三六・八九二	一六・七六八
家財家具	二五・一一九	一一・四一七
空地	二一・六七一	九・八五〇
官有物	一・九五八	・八九〇

公共物

二・五八三  
一二七・一〇五

一・一七四  
五七・七七二

右合計は貳拾八億八千六百萬金磅に相當するもので、詳細の點檢の下に其真正を疑はるゝ位、誇大妄誕を極めたものである。余が「講和の經濟的効果」を書きし時は、該損害程度は統計の據るべきものなく、侵入地に於ける戦前の富を参考して、相當要求の最大限を定むるのみであつたが、今や該要求額を點檢する上に、夫れ以上に利用すべきものあるを知つた。

左記の細目は一九二一年四月六日、佛國上院に於てブリアン氏の陳べた演說中より拔萃したもので、其後數日中に發表した公文覺書により確められ、其當時の立場を説明するに足るのである。

1、ブリアン氏の擧げた損害額は一九二〇年六月即ち當時より十ヶ月早き時期に於て荒廢地復舊委員長としてタルヂュー氏のなした報告より一般に低率を示すものだが、其差は甚だ具體的ならず。今や比較の爲め左に之れを掲ぐ。同時に改造に要した金額をも併記した。

細目	破壊數	修理數
全破壊家屋數	三一九、二六九	二、〇〇〇
部分破壊家屋數	三一三、六七五	一八二、〇〇〇
鐵道線路	五、五三四キロ	四、〇四二キロ
運河	一、五九六ク	七八四ク
道路	三九、〇〇〇ク	七、五四八ク
橋梁、堤防其他	四、七八五ク	三、四二四ク
耕作適地(ヘクタール)	破 壞 三、一〇〇,〇〇〇	耕 耨 一、一五〇,〇〇〇
工場、製作所	破 壞 一、一、五〇〇	改築操業中 三、五四〇
		改築工事中 三、八一二

其以前の見積りはデユボア氏が佛國下院の豫算委員會の爲め作り一九一八年の議會公文第五四三二號として發表されたものである。

右の通りであるから、家屋工場の再築及び修理(目下尙工事中)の外荒廢地の大部分は、獨逸が未だ支拂をなさざる前、講和會議の二ヶ年内に佛國民の日々の勞役によつて已に改造されたのである。此事業は實に偉大のものである。即ち佛國農民の忍耐努力によりて、佛國をして世界富國の一とならしめたのであるが、之れに反して巴里中央政府財政の腐敗は、過去一世紀に涉りて彼國資本家の貯蓄を消耗したつたのである。吾人若し北佛を見物するならば、正直な佛國民が成した跡を視得らるゝのである。されど此仕事を基としてなされた

1、一九二一年七月一日附を以てオアス州代議員フルニエ・サルログエズ氏によつて作られた(恐らく政府筋の材料ならん)見積書がある。左記は其抜萃である。

細目	全破壊數	修理數
住居家屋	二八九、一四七 一六四、三一七 二五八、四一九 一八二、六九四	
公共建築	二、四一五 九三二、一	
學校	二、二四三 三、一五三 二、〇九三	
郵便局	二、七七二 一、九七三	
病院	一、九三〇 二、二八八	
賠償案		一一九

要求金額を回看する時は、佛國財政の空氣中に彷徨して其不誠實、無信仰を感想せざるを得ぬ。

今右荒廢地の細目と要求金額とを比較検査して見やう。

(一) 二九三、七三三棟は全部破壊され、二九六、五〇二棟は半ば破壊されたのであるが、其内後者は大半修繕されたのであるから、半分修繕と看做し、全破壊家屋数を四四二、〇〇〇とするも低き見積りではなからう。而して翻つて看るに佛國政府が家屋損害の要求額は百六拾七億六千八百萬金馬克即ち拾億六百萬金磅であるから、之れを損害家屋數にて除せば壹棟貳千貳百七拾五磅となる。是れが重もに農民鑛夫の小屋及び小町村の長屋に對する要求なのである。タルヂュー氏はルーシエル氏の言葉を引ひて云ふには、レン・ソウリエル地方の家屋は、戦前には壹棟五千法(即貳百磅)であつたが、戦後の再築には壹萬五千法を要すと、是れは成程不相當には響かぬのである。一九二一年四月に於て

1、壹磅の爲替を米金四弗として見積る。

は、巴里に於ける建築費は(其時は數ヶ月前より非常に高價となつた)紙法貨にて戦前計數の三倍數半として見積つたのである。併し假りに戦前價格の五倍の法貨として見積り壹棟貳萬五千法とするも、佛國政府の提出した要求は尙ほ事實の三倍半過大と云つて可なりである。

思ふに右の差額は、佛國官權が間接損害の一部として、家賃の損失を擧ぐる事ならんが、荒廢地に於ける商業上若くは金錢上、間接の損害に對する賠償委員會の態度は如何なるものであるか、余の知らざる所であるが、斯る要求は講和條約に於て許さるゝものと思

1、アレニエール氏は余を批評するに力を用ひたのであるが、一九二一年一月二十四日タイムズ紙上に於て佛國一建築家の承認を得たものとして改築費一棟平均五百磅と見積り又獨逸の見積りとして戦前の平均を貳百四拾磅と發表した。尙又同文に於て破壊家屋を三〇四、一九一破壊家屋を二九〇、四二五即ち合計五九四、六一六と記載し、且つ此問題に付き感情を看過せぬ事の必要を指摘して、五百磅に乘するに家屋數を以てせず人口數を以てし其答七億五千萬磅を得たと云へり。感情の乘法と云ふ事には何と答ふべきや言葉を知らず、此類の爭論に關し何等の懸念ぞや。(此の他の計數は誤植、誤字、誤算に滿ち「ヘクタール」と「エーカー」とを取違へる等枚擧に違あらず、實に荒廢一撃を加ふれば容易に荒廢地積とならしむるを得るのである。斯くの如き亂雜至極の難物に對し批評を加ふる事は不公平であらう。此等の問題に於ける記者としては「ラフエール・シヨル・レヴェイ」の手合と同一である。

はれぬ。斯る損失は假りに事實であるとするも、他の方面寧ろ聯合國の領土を通じて發生する損失と其實質に於て相違する所はないのである。此項に於ける最高の要求額としても、決して上記の計數には達せざるべく、要するに該要求は過大だとの結論を傷けずして、斯る餘分の理由を附加する事の誤謬なるを唱ふるものである。拙著「講和の經濟的效果」に於て家屋財産の損害を貳億五千萬金磅と見積つたが、今に至る迄此額の正當に近きを思ふのである。

(二)右家屋損害の要求額中には、家財家具を除いてある、此二項は別の請求權として、百拾四億壹千七百金馬克即ち約七億磅を計上してある。此計數を點檢する爲めには、破壊された總家屋のみならず、一家屋にても破損された場合に於ける、家財家具が全部破壊されたものと假定せねばならぬ。是は實に過大の請求である。けれ共家屋の構造は損壞されずに多くの場合には、家財は掠奪された儘復舊されぬかも知れぬと（復舊されたものも澤山ある）云ふ事實を承認して置かう。そこで破壊又は損害された家屋の總數は、

五拾九萬棟であるから、之れにて七億磅を除せば壹棟に付壹千八百拾磅となる。農夫又は坑夫の家屋の家財家具の價格が平均壹千磅以上と云ふ。余は其見積の如何に過大なるかを想像して已まぬのである。

(三)乍去、要求額の最大なるは工場の損害であつて、其額實に壹百七拾六億七千三百萬金馬克即ち約拾億六千萬磅である。一九一九年に於てルーシエル氏は、石炭坑の再築實費を貳拾億法郎<sup>フラン</sup>即ち標準相場にて八千萬磅と評價したのである。英國炭坑の戦前總價格は僅僅壹億參千萬磅と評價されたが、英炭坑の戦前産出高は、佛の被侵入地の産額の拾五倍に相當するから、右の見積りは高いのである。併し假りに之れを承認するとしても、他に計算に入れざるを得ぬ項目約拾億磅程ある。即ちリユー及びルーベの大纖維工業は、其粗原料を全部掠奪されたのである。併し其工場は思ふ程被害なかつたと見え、一九二

1、タルゲユー氏の説に云ふ其後相場の騰貴の爲め紙法の名目にてはルーシエルの評價は尙ほ當を得ざる事を證明した。併し茲に紙法を標準相場にて磅に換算したからルーシエルの評價は當を得たものとせねばならぬ。  
2、ヒンス炭坑は完全破壊の目的物であつて貳拾九坑を有し一九一三年には壹萬六千の坑夫にて四百萬噸を産出した。

○年には該地方の毛織工業は、戦前の九割三步八、綿紡績工業は戦前の七割八歩八の職工を使用したと云ふ事實によつて判明するのである。又ツールコアン<sup>1</sup>に於ては、五拾七ヶ所の内五拾五ヶ所、ルーベールにては四拾八ヶ所の内四拾六ヶ所の工場が操業して居るのである。

全部壹萬壹千五百の工場が、干渉を受けたと稱へらるゝが、是れは村落の仕事場までも含むもので、約四分の三は貳拾人以下の職工を有するに過ぎなかつた。而かも其半數は一九二一の春までに操業を再始した。然らば彼等工場主の爲めに平均幾何の要求をなすべきであらうか。而して其要求額より炭坑に關するものを除き、其殘額を壹萬壹千五百の工場にて除せば、平均八千五百磅となるが、其過大なる事は家屋及家財の場合と同様一見して了解すべきである。

(四)次に残れる重要な事項は空地であるが、此項に對する要求は九拾八億五千萬金馬克、

<sup>1</sup>、此等の計數はタルヂュー氏より得たもので氏は最も明白に改造事業は已に始められ、今や半ば完成したのだと陳べて居るのである。

即ち約五億九千磅である。タルヂュー氏の引用によれば、講和會議中ロイド・ジョージ氏は、佛國要求の過大を指摘して左の如く言つた―若し佛國が北佛荒廢地改築に對し要求の全額を得たとしても、佛國は如何にして之れを使用すべきや、加之其土地今猶ほ彼地に現存するではないか、成程其土地は處々隆起狀をなし居るも決して消滅したのではない。若し佛國がシユマン・デ・タメの様な土地を競賣に附するも、買手は必ずあるであらう。ロイド・ジョージ氏の説は事實によつて正理とされたのである。一九二一年四月に於て、佛國首相は上院に對し「耕作地の九割五分は再地均を了はり、九割は耕耨されて收穫を擧げつゝあり」と聲明するを得たのである。或る人々は左記の如き説をなすものもある。即ち土地の肥沃力は地表を攪亂する爲めに實際改善され、數年休地とした爲め却て増加されたのだと。偕て斯種の損害回復は暫らく置き、被害地方の十一區域全部の耕作地(森林地を除き)の面積は、約六百六拾五萬エーカーであつて、内貳拾七萬エーカーは破壊地帯に屬し、貳百萬エーカーは墾濠地帯、四百貳拾萬エーカーは單に占領

地帯たるに過ぎなかつた。仍て全面積に對する要求は平均して壹エーカー約九拾磅、初めの二項を平均して壹エーカー約貳百六拾磅としたのである。右要求は空地として記載されあるも、多分農家用納屋、(家屋より外)の農具、家畜及び一九一四年の農産收穫物等をも含むのであらう。經驗の證明する所に據れば、土地の永久的性質は小面積丈け著るしく滅失されたのであるから、最後の數項目が要求の重なる部分を構成する事であらう。又森林地の破壊も亦要求すべきである。而して右の諸項目に對し高き評價をなすも、實際要求された金額の三分の一以上の合計には達せぬのである。

右の議論は精確ではない。けれ共賠償委員會に送附された要求は、取るに足らぬものである事を顯はすには十分である。余は右の要求が事實の少くも四倍に相當るものと信ずる。勿論余は該要求の或る細目を看過したかも知れぬが、此種の議論には萬一の誤謬を防ぐ爲めに、成るべく廣い範圍を殘し置くが可いと思ふのであるから、該案要求が事實の平均二三倍より少からぬものなるを確言する。

余が佛國の要求問題に就て、夥しき時間を費やしたのは夫れが最大のものであり、又他の聯合各國の要求より箇條が多いからである。外面上は白國の要求に對しても、佛國同様の批評を適用すべきであるが、白國の要求に就ては其大部分は、非戦人民に對する徵税と個人の損害とより成立するのであるから、物質的損害も佛國に比すれば小仕掛のものである。白國工業は目下已に戦前の能率を以て操業しつつあり、此上の改造費に對する賠償は決して大袈裟のものではない。白國內務大臣が一九二〇年二月議會に於て陳べた處に據れば、休戦條約の當時破壊されたのは、個人の家屋八萬戸、公共建築壹千百棟であつたと云ふ、即ち此項に對する白國の要求は、佛國の夫れに比し約四分の一であるべき事を暗示するのである。併し佛國の被侵入地の富は白國より豊大であるから、白國の損害は佛國の四分の一より必ず少額なるべき筈である。白國が實際提出した要求は、財産、船舶、非戦闘員、俘虜(恩給年金、遺族手當金を別とし)に對する合計白國法にて參百四拾貳億五千四百法である。然るに白國財政省が一九二一年發行した調査公報によれば、該國の富の總額は貳百九



拾五億貳千五百萬法<sup>フランク</sup>であるから、白國法<sup>フランク</sup>の價格が低減したとするも、右の請求額は是れ亦法外である。而して其過大の程度は佛國の場合と全く同様であると云はざるを得ぬ。

英國の要求は恩給年金及遺族手當金は別とし、殆んど全く船舶の損失より成るもので、滅失及び損害噸數は明白に知られて居るのである。併し積荷の價格に至ては、困難な想像問題である。そこで、滅失したものに對しては、一グロス噸に付船腹三十磅、積荷四十磅の平均で余は「講和の經濟的効果」(一一二頁)に於て、五億四千萬磅と評價したが、實際提出した要求額は七億六千七百萬磅である。要するに復舊の原價が計算さるゝ時日に於て、其額が定まるのである。而して其噸數の多くは、戰爭の終末又は少しく其前に造船されたものであるから、一九二一年より遙かに高價に附いたのである。併し夫れにしても尙ほ餘り高價に過ぐるのである。思ふに該要求額は船腹、積荷、平均一グロス噸壹百磅として評價されたのであらう。若し夫れ以上の過額あれば夫は其船舶が損傷されたか、迫害(沈没にあらず)されたかの點には何等の區別を置かなかつた爲めであらう。兎に角此要求額は

正當の評價と云ふより、寧ろ尤もらしい論據を假作したもので、余は飽迄「講和の經濟的効果」の見積を固執するのである。

余は他の聯合國の要求額を點檢する事は差し控え、總て公表されたものは、皆附録第三に掲ぐる事にした。上記の觀察は總て物質的損害に對する要求に關するものであつて、恩給年金、遺族手當金には何等關係がない。併し此二項も實は至て少からざる金額である。此二項は講和條約により計算さるべきもので、恩給年金の場合にあつては、講和條約實行の日附に於て、佛國の例に倣ひ定めた金額、又遺族手當金の場合には、毎年度佛國にて實行の平均標準額を基礎とし動員家族に對し給與するものである。言ひ替ふれば總て佛國の例に倣ひ適用さるゝもので、給與を受くべき人員が知れ居るに付、其結果は計算する事が出来る、之れに何等誤謬の餘地がない。右實際の要求額は左の如くである。但し單位は拾億金馬克で、換算率は一金馬克に付二・二〇法、又壹磅に付貳拾法である。

佛	三三	拾億馬克
英	三七	
伊	一七	
白	一	
日	一	
ルーマニヤ國	四	
合計	九三	

右の表中にはセルビヤを含まず、此國に對しては別の計數を掲ぐる程の價格なし、又米合衆國に對するも同様である。仍て眞正の合計は一〇〇<sup>拾億</sup>ミリヤードとなるのである。右要求の合計數は實際幾何となるや、又此合計は賠償委員會の最後の評價と如何なる關係を保つや。右要求額は各國の通貨を以て掲げたものであるから、眞正の合計に達する事は容易の事業にあらず。次表に於て佛法<sup>フランク</sup>は一金馬克に付二・二〇（上記の如く賠償委員會の採用した

1、此は「講和の經濟的效果」(二四八頁)に掲げた見積と同一であるけれども、余は其外左の如く附加したのである。余は各要求國別の計數より寧ろ合計數字の精確に信を置く」と此但書は必要である、何故なれば余は佛國の要求には見積り過ぎ、英伊には少なく見積つたのである。

換算率)法を以て換算し、磅換算は約平準率を以て換算され、白國法<sup>フランク</sup>は佛法<sup>フランク</sup>と同率、伊國リラは其倍率、セルビアのヂナルは其四倍、日本は平準率として總て換算されたのである。

佛	九九	拾億馬克
英	五四	
伊	二七	
白	一六、五	
日	一、五	
ユウゴ・スラヴィア	九、五	
ルーマニア	一四、	
希臘	二、	
合計	二二三、五	

右表中波蘭土、チエツコ・スロヴァキアは、要求を許されぬので除いてある。米合衆國は何等の要求をなさず、其他些少の要求は總て附録第三に譲る事とした。即ち賠償委員會へ提出された要求全額は、大約して貳千貳百五拾億金馬克、其内九百五拾億馬克が恩給年金、

族手當金に充てらるゝもの、壹千三百億金馬克が其他の項目に對する要求額である。

茲に於て賠償委員會に於ては、其決定を發表する時、各請求國或は各要求の項目に従ひ内譯を詳示せず、總て大約數の合計を以てしたのである。即ち該委員會の決定額は壹千參百貳拾億金馬克、即ち要求額の約五割八歩であつた。而して此金額は少しも獨逸の支拂能力に關係する事なく、單にヴェルサイユ條約にて規定した要求項目に従ひ、合理合法的とした評價に過ぎぬのである。他の事項に就ては種々意見の相違あつたに拘はらず、此決定は滿場一致であつた。斯る場合に際して關係代表者が、自家の利益を擁護せんが爲め、團體を作るは禮儀上不適法の事である。此全會一致と云ふ事は、聯合國は惡事或は偏頗をなすには、不適當であるとする假定の賜物である。

右の結論に達した議論に就ては、當英國に於て何等公表されなかつたが、佛國に於て一時賠償委員會の長であつたポアンカレ氏(其事件に精通され居る事勿論である)は、一九二一年五月十五日一新紙上の論文に於て、端なくも其一斑を顯はしたのである。即ち最初は

佛英兩國代表者間に意見の相違あり、英は壹千〇四拾億金馬克にせんと務め、最も巧妙、情熱的の辯論を以て自案を擁護したのであつたが、遂に双方妥協の末茲に至つた事實を暴露した。最初賠償委員會の決定案が發表され、提出の原要求額案に大斧鉞を加へられた事を知つた時、余は余の私案に近似したのみならず、國際的正義の大勝利として之れを祝福したのであつて、今日に至るまで尙ほ其事を思ふのである。賠償委員會は聯合各國政府の要求の誠實を其儘承認しなかつた事は如何にも大膽であつた。如何にも恩給年金、遺族手當(此二項は比較的精密の計算に適するのだから、此二項丈で四割貳歩と云ふ様な大削減とはならない筈である)の外、要求の各項を削減する事實に巨額であつた。即ち例を擧ぐれば、恩給、手當二項の要求額九百五拾億より、八百億に、減じたのであるから、他の要求各項を壹千參百億より五百億に(即ち六割減)減却したのである。乍併此計數は大に削減されたには相違なきも、余は尙此判決が公正なる法術の前に擁護され得るものとは信ずる

1、最初英國代表サー・ジョン・アラッドベリ氏は壹千〇四拾億の計數を固執し熱心なる技術を以て英國政府の主張を辯護したのであつたが、遂に佛國代表デユボア氏との間に妥協案が成立したのである。

能はぬのである。ポアンカレ氏がサー・ジョン ブラッドベリ氏の説とした、壹千〇四拾億馬克こそ恐らく嚴正公平なる評價に近きものであらう。

余が事實の摘要を完了するには、更に二つの細目を附加せねばならぬ。其一賠償委員會が評價した合計額は獨逸及び「同盟國」に對する要求全額を含む事、詳しく言へば其損害はオーストロ・ハンガリー國、土耳其國及びブルガリア國が加へたものを含むのである。仍て若し此等諸國が支拂ふものとすれば、夫れ丈け全額より控除されねばならぬ。然るにヴェルサイユ條約賠償篇の附屬書一項には、獨逸をして全額に責任を負はしむる事に作成してある。其二右合計額は戰爭中聯合國より白國に立替へた金額を除外してある事。倫敦協約（一九二一年五月）の時には、此項に於ける獨逸の債務は假りに參拾億馬克と見積られたのである。併し當時は弗、磅、法に對する金馬克の換算率幾何を以てすべきやの事は決定してなかつたのである。依て本件は賠償委員會の米國代表者ポイデン氏の仲裁に任せのであるが、一九二一年九月の末に至り、ポイデン氏は其換算率は休戰條約當時の相場に據

るべきものと判決を發表した。故に余は之れに講和條約に規定した如く、年五歩の利率を含め此債務は一九二一年の末に於て、六拾億馬克と見積るのである。其中三分の一少し以上が英國に拂はるべきもの、三分の一少し以下宛が佛國及び米國に支拂はるべきである。仍て余はヴェルサイユ條約の明文により、獨逸より支拂はしむべき最高額は、壹千百億馬克として最終結論を立つるのである。而して之れを要求の各項目に分類して、恩給、手當に七百四拾億馬克財産及び非戦闘員に對する直接損害に參百億馬克、白國の戰時公債に對し六拾億馬克とするのである。此合計は獨逸の支拂能力より巨額であるが、恩給、手當を除いての要求は、彼國支拂能力の範圍内に入る事容易であらう。恩給及び手當を要求の内に入る事は長期に渉る論點で、巴里に於ける激甚の爭議であつた。余は勿論此要求が休戰條約の際、獨逸が降伏した條件に矛盾する事を支持した人々は、正論なりと主張したのである。余は次篇に於て更に論じて見やうと思ふ。

附註第五 一九二一年五月一日以前の収入及び支出

ヴェルサイユ條約の條項に據れば、獨逸は一九二一年五月一日迄に若干の減額を除き、拾億金磅を支拂ふ筈であつたが、如何にも事實の幅廣く、且つ可能の程度遠きもので、最近の過去迄何人にも此臆測にも附かぬ巴里の空想の産物に付、多くを言はなかつたのである。併し一九二一年五月五日倫敦協約に於て、夫れが全く廢棄されたのであるから、古るき議論に立戻する必要がなくなつた。併し右過渡の時期に於て、獨逸が實際如何なる支拂をなしたかを記して見るも興味ある事であらう。次ぎに記するは一九二一年八月中、英國金庫局に於て發行した一表中より拔萃した細目である。

自一九一八年十一月十一日獨逸引渡物件價格表  
至一九二一年四月三十日

現金收入	九九、三三四・〇〇〇
物品收入	
摘要	
金貨馬克	

船舶	二七〇、三三一・〇〇〇
石炭	四三七、一六〇・〇〇〇
染料	三六、八二三・〇〇〇
其他	九三七、〇四〇・〇〇〇
合計	一、七八〇、六八八・〇〇〇
不動産其他財産	二、七五四、一〇四・〇〇〇
總計	四、五三四、七九二・〇〇〇
英貨換算	二八四、五〇〇・〇〇〇

右の内不動産とあるは、佛國に引渡したザール炭田、丁抹國に引渡したシユレス・ウイツグの官有物、波蘭土に讓渡した官有物(但若干の除外あり)等より成立つものである。而して現金の全部、船舶の三分の二、染料の四分の一は英國之れを保有し、船舶及び染料の一部、ザール炭田、石炭の全部「其他」の引渡物及獨逸軍の遺棄した有價物資等は佛國之を受取り、若干の船舶、石炭其他の一部分シユレス・ウイツグ官有物の内丁抹國の支拂ふべき報償金等は白國の手に落ちたのである。又伊國は石炭、船舶の一部、其他雜物件を受

一九二一年五月一日以前の収入及び支出

取り、波蘭土に於ける獨逸の官有物は、波蘭土の外何國にも讓渡されなかつたのである。併し右の通り收入して金額は、賠償の方へは振向けられず、其内より一部分は、スバ協約により三億六千萬金馬克は獨逸へ返還され(第一)、一部分は占領軍の軍費(第二)に振向けられた。

一九二一年九月賠償委員會は、休戰條約後より一九二一年五月一日迄、聯合國軍の獨逸國土占領費の概略見積を左の如く發表した。

米 國	英 國	佛 國	白 國	伊 國	合 計	實 費
						一人一日實費
					二七八、〇六七、六一〇弗	四弗五拾仙
					五二、八八一、二九八磅	拾 四 志
					二、三〇四、八五〇、四七〇法	拾五法貳五
					三七八、七三一、三九〇法	拾六法五〇
					一五、二〇七、七二七法	貳拾貳法

1、左記の立替金高より成立つ。英國五百五拾萬磅、佛國七億七千貳百萬法、白國九千六百萬法、伊國壹億四千七百萬リラ、ルクセンブルク五千六百萬法。

右各國金額を金馬克にする換算率に就き、例の如く議論があつたが、其合計を參拾億金貨馬克と見積り、其内拾億は米國に、拾億を佛國に、九億を英國に、壹億七千五百萬を白國に、五百萬を伊國に支拂ふべきものとされた。

一九二一年五月一日に於て、佛國はラインに於て約七萬人、英國約壹萬八千人、米國は少數の駐兵をなし居たのである。故に右經過期の最後の結果は左の如きものであつた。

(一)波蘭土へ讓渡した官有物を除き、休戰後二ヶ年半獨逸國より得た流通性富の全部は、恰も其徴收實費即ち占領軍の駐在費に相當し、賠償金には少しも繰入るゝを得ぬ事。

(二)乍併、合衆國は其軍隊駐在費の支拂を受けなかつたから、他の聯合國間に約拾億金馬克の餘剰を受取つたのであるが、其受取方は平等でなく、英國の如きは其實費より四億

1、獨逸當局は之れより稍々多くの計數を公表した。即ち一九二一年九月に於て該國藏相より中央銀行へ提出した覺書に據れば一九二一年三月末占領軍及ライン州事務局の實費は參拾九億參千六百九拾五萬四千五百四拾貳金馬克にして、最初占領諸國にて支出し後獨逸より回收すべき金額である。尙ほ獨逸當局が直接支出した金額は七拾參億壹千參百九拾壹萬壹千八百貳拾九紙馬克である。

一九二一年五月一日以前の收入及び支出

五千萬乃至五億金馬克程不足し、白國は實費より三億乃至參億五千萬馬克程餘分に、又佛國の如きは、實費より拾億乃至拾貳億馬克程餘分に受取つたのである。

講和條約の明文にては、各聯合國が自己の配當分より少く受取つた場合には、多く受取つた國より其差を現金にて請求して差支ないのである。此件と又一九二一年五月より八月迄に獨逸國が支拂つた金額割當の事が、一九二一年八月十三日巴里に於て假調印となつた財政協約の問題であつた。此協約は半ばは白國が賠償として獨逸より受取つた最初の金額より貳拾億馬克の優先權の讓歩と、半ばは英國が講和條約に取極めたより少き獨逸引渡し石炭代金を聯合國同志にて計算する事を承諾した事より成立つた。此讓歩の爲め一九二一年五月一日後受取つた第一回の現金(拾億馬克)は英國と白國とに分たれ、英國は占領軍費の未拂分に對し、四億五千萬金馬克、其殘額は白國の優先權に對する第二

1、右金額は不完全な報道より得たもので其精確は保證せぬ。

2、之れに反して船舶價格の件に就ては英國の意見が採用された。

回分として受取つたのである。右協定は佛國の新聞界にては、佛國の上に新らしき負擔を置くもの、少くとも現在の佛國權利を剝奪するものとして傳へられた。けれ共其は事實ではなくて、却つて講和條約の明文とスバ會議とが、佛國に對し及すべき一種の峻嚴を緩むる爲め協定されたのである。

右引渡物の實際價格は見積當時より如何に落下したかを示す最も著るしき例證である。

賠償委員會の説によれば、獨逸が商船の處分により得べき貸方金額は、約七億五千五百金馬克に達する筈であるが、此金額が斯く低位なるは船舶が船腹下落後に處分されたからである。さるにても右龐大な財物の評價として堅實なものと云はなければならぬ。何となれば一時は獨逸に斯る巨大の支拂をなさしめんとする人々に對し、祈禱迄捧ぐる事が

1、此協約の爲めブリアン内閣が影響を受けた政治上の難局の爲め、右の如く英白兩國にて其分配を受くる事にして時局は整頓された事は明白である。其結果は一九二一年九月三十日に於て英國は前記の金額を含めてスバ協約石炭前金五百四拾四萬五千磅を、又占領費として四千參百萬磅を已に受取り又徵收中である。斯くして三ヶ年間の賠償の結果として英國の徵收實費は其實收入より超過する事七百萬磅に達したのである。

2、船腹高き好景氣時代の沈没船賠償債務に對し物價暴落中賣却した價格を以て見積りをなすは正しくない様に見える。余が「講和の經濟的效果」に於ける見積りは壹億貳千萬磅である。

慣例であつた位であるからである。然らば獨逸に對する要求書は幾何であつたかと云ふに、實に壹千參百八拾億金馬克で、其利息は一ケ年六分として、八拾貳億八千萬金馬克である。即ち獨逸國全體の商船も一ケ月間の實費にも當らぬ位の巨額である。

附註第六 聯合各國間收入金の分配

聯合各國政府は一九二〇年七月のヌバ會議の際、其序を以て從來巴里に於て非常の難局となり、未解決の儘遺された賠償問題を決定したのだ、其問題と云ふのは賠償收入金を各國間に分配する比例の事である。

講和條約の規定に據れば、獨逸國よりの收入金は前以て聯合國間に決定された通り、平等と權利との基礎の上に立てられた割合に據て分配さるべきである。タルヂュー氏の記する

1、タルヂュー氏は其著「講和條約の事實」(三四六—三四八頁)にて講和會議の此問題に於て流産的議論を載せて居る。佛國はヌバ會議に於て曩きに請求してロイドジョージ氏の爲めに拒絕されたものより少く有利の割合を得たのである。  
2、此協議本文の摘要は附録第一を看よ。

所に據れば、巴里に於て遂に各國の一致を看なかつた失敗は、前記の條項を不精確とならしめたのだが、ヌバに於ては遂に左の如く協定されたのだ。

佛國	五割 貳步
英 <sup>1</sup> 國	貳割 貳步
伊國	壹割
白國	八步
日本及葡萄牙	各四分の參步

1、一九二一年七月各領土首相會議に於て右英國の分配分を更に帝國內各領土の間に左の如く按排された。

合衆王國	八六・八五
小殖民地	・八〇
加奈陀	四・三五
濠洲	四・三五
新西蘭	一・七五
南亞弗利加	・六〇
ニューファウンドランド	・一〇
印度	一・二〇

聯合各國間收入金の分配



其他の六歩半はセルボ・クロート・スローヴン州、希臘、ルマニア其他スバ會議の不參加國の爲めに保留された<sup>1</sup>。右協定は英國側に於ける幾分の讓歩を意味するもので、英國側の要求は本來賠償額の基礎以上に、恩給年金加算の爲め、大に増加されたのである。而して巴里に於てロイド・ジョージ氏の主張した要求の比例（佛英は五と三との比例たるべし）は恐らく事實に近きものであらう。余の見積に據れば、佛國四割五歩、英國三割三歩、伊國壹割、白國六歩其他は六歩とする方が、講和條約に於ける各要求に能く一致したものであらう。乍併概して云へばスバ會議の分配法は、具體的正義に適合したものと云へる。右と同時に白國へ壹億磅迄優先權が確認された。即ち戰爭中聯合國より、白國へ貸與し、講和條約第貳參條により獨逸の債務となつた、右の公債は最初に收入された現金の内にて取

1、スバ協約は尙ほ左の如く規定した。即ちアルゲリ國及從來埃國であつた諸州よりの收入金半額は前記同様の比  
例を以て按排し其他の半額の内四割は伊國に、六割は希臘、ルーマニアとユーゴスラヴィアとに分與さるべき事。

2、獨逸は白國が一九一八年十一月十一日に聯合國及參加國より借入れた金額と其利息一ヶ年五分の割を以て總て償還すべき事を約諾す云々。スバ會議に於て協定した此償還金優先權の事は講和會議規定とは少しく異なる所がある、即ち講和條約にては一九二六年五月一日以後の事は規定してゐないのである。

扱はるべきである。此公債金高は利息を含み一九二一年の末には參億磅近きものとなるであらう。其内壹億壹千萬磅は英國へ、壹億磅は佛國へ、九千萬磅は米合衆國へ支拂ふべきものである。仍てスバ協約に於て獨逸より現金にて受取るべき金額及び物品にて受取るべき貸方勘定は、左記の順序を以て獨逸の債務履行に適用さるべき筈である。

一、一九二一年五月一日までに支拂ふべき、占領軍實費見積額壹億五千萬金磅也

二、スバ協約に従ひ食料支拂金として獨逸に前渡すべき金額約壹千八百萬金磅也

三、白國優先權に對し壹億金磅也

四、聯合國より白國への前貸に對し償還として約參億金磅也

右計金額約五億七千萬金磅の内約壹億五千萬金磅は佛國へ、壹億七千萬金磅は英國へ、壹億金磅は白國へ、壹億四千萬金磅は米合衆國へ支拂ふべきである。而して該協約の明文の下に於ては、何人と雖も合衆國へ斯くも大金額を支拂ふ事に満足するものはないであらうと思はる。佛國は已に上記の如く該國分前の約三分の二に相當する金額を受取り、白國は

約三分の一を受取り、英國は三分の一以内を受取り、米合衆國は何等の分配を受けないとすれば、從て生ずる所の理窟は、獨逸の切迫支拂金に付如何に好都合に臆測するも、比較的少額が最近の將來に於て、佛國へ分配されべきである。一九二一年八月十三日の財務協約は、佛國に對する右様の優先條項の峻嚴を緩和する目的であつた。該協約の詳細は未だ公表されぬが、戰時中前貸金額の償還に付き、スバに於て協議された條項と稍々異なるものを設くる爲めだと云ふ事である。此協約に於ける佛國公衆の人氣は、人民を五里霧中に置く好き例證である。スバ協約の効果は佛國に於て決して理解されて居らなかつた、其結果として佛國の立場を大に改善した。此八月財務協約なるものは、非常に該國現今の權利に干繋あるものと信せられたのである。ヂューメル氏は佛國公衆に事實を告白する膽力を有しなかつた。若し事實を打明かしたなら、該協約を假締結するのは氏が國家の利益を擁護する爲であつた事が明白となつたであらう。

米合衆國と云へば講和條約の下に於て、該國が破格の位置を占むる事に注意を喚起する。

講和條約を批准しなかつたとして、占領軍費（勿論米國が獨船を抑留し居た爲め、幾分差引勘定となるも）又は白國へ前貸金の點に於ても該國の權利を失ふものではない。從て米國は明文に従ひ最近の將來に於て、獨逸交附の現金の内頗る多額を收受し得る權利を有し居るのである。乍併已に前段に於て陳べた如く、右の要求に對し他に差引勘定となるべきものあるに付き、吾人は之を等閑に附してはならぬ。則ち講和條約に従へば、獨逸が或る聯合國に私有財産を有する時、交換所の精算方式と同様其債權者が、聯合國民に貸方勘定あれば先づ第一に之れに適用し餘金あれば之れを賠償勘定に繰入るのである。米國に於ける獨逸の財産處分に就ては、未だ何等の決する所はないが、其餘剩の評価物は約三億弗<sup>2</sup>あり、議會に於て反對の決議なければ敵國財産管理所に於て保留するであらう。此等評價財

1、一九二一年八月二十五日締結批准された獨米講和條約は明かに獨逸が一九二一年七月二日議會の決議に係る總ての權利、特權、償金、賠償及利益を米國に與ふる事及びヴェルサイユ條約中に明記され合衆國の權利、利益をも併せ與ふる事を言明し、右ヴェルサイユ條約は批准されざるも其内容に至つては同様たるべき事を記載しあり。

2、一九二一年八月ワシントン政府公報によれば該管理局が有する獨逸財産は其價格參億壹千四百拾七萬九千四百六拾參弗である。

産を抵當として獨逸の爲め、貸金をなす交渉行はれたるも、法律上の難件の爲め進行を留め居るが、兎に角此重要なる獨逸財産は、今尙ほ米國管理の下にあるのである。

## 第五篇 恩給年金に對する要求の合法不合法

「國際政治に道義を適用する事は何より願はしき事である。又數百萬人の他國民と共に罪惡を犯し居るは余は多少肩身の狭きを感じる所である」とは「講和の經濟的效果」に對する某批評家の寄せた書簡の一節である。

前篇説く所に據り恩給年金及び遺族手當金の要求は、荒廢地損害の要求の殆んど倍額であるから、聯合各國の請求に此項を挿入するは、殆んど其要求を三倍にするに當る事を知つた。實に本項は應じ得べき要求と、應じ得べからざる要求との溝渠を作くるものであるから、重要な一問題である。「講和の經濟的效果」に於て余は此要求が吾人の本目的に反對であり、國際道徳に反對の行爲であると云ふ説に對し、充分に其理由を擧げたのである。爾後許多の論難が發表されたのであるが、余の結論は烈しく非難されたものと許容する事

は出來ぬ。多數の米國記者は之れを承認し、多數の佛國記者は之を無視し、多數の英國記者が擧げた論據は余に反對するのではなく、其觀察には少しは尤もらしき點あり、又見逃がすべからざる所あるを示さんと試むるのである。實に彼等の論争は第十七世紀の蓋然哲學者流の夫れの如きものであつて、聯合國が非理である事が絶対に確實ならざる以上は、彼等は正義であり、又疑點が少しにても彼等に有利であれば、彼等は道義上の罪惡より免がれ得るのである。乍併獨逸の舊敵國の人民の多數は、余の見解が承認さるゝにしても、決して激昂して居らぬである。本篇の冒頭に於ける一文節は尤も普通の態度を示すものである。國際政治は無賴者の競技である。又あつたのである。而して個人的市民は少しも其責任に付痛痒相感せぬのである。若し吾人の敵が規則を破る事あれば、其人の行爲は吾人の感情を發露すべき恰適の機會を吾人に與ふるのである。併し此れを以て斯る事は未だ曾て起つた事がない、將來再び起してはならぬと云ふ冷靜な意見を持せよと、吾人に強ゆるものと思つてはならぬ。深慮あり名譽ある愛國者は斯る事を好まず、却て其肩を縮むるのみ

である。此問題には常識を要する事は余も之れを否認せぬ。元來國際道義と云ふものを、未熟の遵法主義として解釋すれば、世界に取り非常な有害のものであるかも知れぬ。若し吾人が總ての事柄を能く考慮せなければ、吾人の判断は誤謬を來たす事は、吾人普通の私事に於けると同様、國際と云ふ大仕掛の交渉に對しても眞理である。而して所謂宣傳の爲めに一般公憤の絶頂に上ばり、利己心や、感情等が醸され居る時期に際し、迂回しても此手段に訴へんとするは至て淺薄である。成程人心の動機は何時にても、大關係あるには相違なきも、余は尙ほ以上の如き特殊の行動は誠に卑劣であり、且つ偽善的に道義の目的として宣傳するに至ては、尙更惡事でありと信するのである。余が本件に附き陳ぶるは、半ば歴史的であり、半ば實際的の見地よりするのである。事件の進行に付き、新たに興味を惹くべき材料は豊富である。若し吾人にして、實際的の理由の爲めに、此要求を抛棄する事が出来得れば、吾人は其解決を容易にする事が出来ると思ふ。

敵國に對し、恩給年金を課する事は、聯合國の交渉に反するものと信する人は、其説の基

礎を一九一八年十一月五日ウイルソン大統領より獨逸に通告し、獨逸も之れが爲め休戰條件を承認した條項に取るのである。又聯合國は若し之れを適宜と思考するならば、十分恩給年金を敵國に課するを得ると云ふ反對説は、二個の論據の上に立つのである。第一、一九一八年十一月十一日の休戰條件は、一九一八年十一月五日のウイルソン大統領の通知に基くものにあらず、寧ろ之れに超越するのである。就中賠償問題を然りとする。又ウイルソン大統領の通告書の言葉遣ひを適當に翫味するなら、決して恩給年金の事を除外して居らぬと云ふのである。此第一の論據は講和會議中クロツツ氏及び佛國政府之れを執り、近來に至りタル<sup>2</sup>デュー氏に據つて承認されたのである。併し巴里に於て、米國全權の全部は之れを否認し、英國政府は確定的に之れを支持しなかつた。又佛國記者を除く外責任ある記者

1、之れに關する原文は「講和後の經濟的效果」第五篇に載せて置いた。

2、「講和會議の眞事實」二〇八頁に據る。

3、國際事件協會の主唱の下に發行された「巴里講和會議の歴史」(第二卷四三頁)は左の如く判定を下した。講和條約に於ける聯合各國の賠償要求問題を如何に取扱ふべきは此公書(一九一八年十一月五日附ウイルソン大統領の通告書)に據らねばならぬ。聯合國の戰爭實費を回復するに付疑はしき權利を制限確立するは右の外解釋する事は困難である。

連は之れに賛同しなかつたのである。又講和條約最初の草案に於ける獨逸の觀察に對する回答に於て、講和會議は明らかに該論點を放棄したのである。第二の論據は講和會議中英國政府が提出した議論であつて、而かもウイルソン大統領をして、遂に改說せしめたのも此議論である。余は左に右二論を順次に取扱つて見やう。

其一、休戰條約の内容を従來は秘密に種々の方面に於て發行したのであるが、今各議論の段取を分解して見るに第一、一九一八年十一月一日各聯合軍評議會に於ける休戰條約の内容の事である。

1、一九二一年巴里發行のメルメーキス氏著の一書に左の如く記載あり、本書は驚くべき著書に拘はらず餘り大方の注意を惹かぬのであるが、休戰條件に關係せる各聯合國高等評議會の秘密を語る寫實的書取であり、其一部分はタルヂェー氏も承認したのである。其中には余が本論に關係なき事項に於ける非常に興味ある文章も澤山ある。即ち若し獨逸が反對するに於ては其艦體の引渡を強要すべきや否やの議論の如き是れである。フォッッシュ元帥の如きは此書に於て非常に傑出したものと稱揚されて居る。即ち元帥は不必要な事項を敵に求むべからず、小事故の爲めに血を流すべからずと主張したのである。又英國のサー・ダグラス・ヘーク氏も同説であつた。フォッッシュ元帥は米のハックス大佐に對して左の如く答へた。―若し獨逸にして我等の課する休戰條件を承認するならば、夫れは開城である、斯る開城の場合には我等が大勝利より得能ふ何物にても得る事が出来る、斯る状態の下に於ては此上一人の生命をも犠牲にする權利ありとは吾人の與せざる所である―と。又同十月三十一日

先づ第一の要點は、聯合國政府がウイルソン大統領の拾四ヶ條中賠償の解釋に付き與へた回答(其後に至り一九一八年十一月五日附獨逸に宛てた通告書の本文となつた)は高等評議會(十一月一日二日の開會)に於て其儘承認された事、即ち同一の會議中、休戰條件の關係事項が規定されたのである。又佛國の異議により、ウイルソン大統領への回答中の條件が更改されて、休戰條約中の條件となる迄は、聯合國がウイルソン大統領への回答を承認しなかつた事である。高等評議會の議事録は、佛國が抗議する様な表裏反覆の存在に何等の支持を與へぬ。之れに反し該評議會は、休戰條約中の賠償事項に關し、大

1、に於て答へたのには―吾人の條件が承諾されたら吾人はより以上何事をも望まず、吾人が戰爭をなすは吾人の目的を達せん爲めのみ、吾人は無益に戰を延ばすを欲せず―又獨逸が東方軍を引揚ぐる時武器の參分の壹を後方に残すを要すと云ふバルフォア氏の提議に對し、同元帥は―凡そ此類の條文を挿入する事は我々の公文記録を空想的にするものである、何となれば該提議の大半は實行出来ぬ事が多いからである、斯る實行不能の命令は宜しく取除くべきである―と言つた。奧國に對しても彼の態度は人道的であつた、而して政治家が提議せし封鎖の遷延を恐れたのである。右に付一九一八年十月三十一日同元帥は左の如く陳べた―余は嚴密に言へば軍事でない事迄に立ち入つて居る、吾人は平和迄即ち新奧國が成立つ迄封鎖を行ふ筈であるが、夫れは長い時日を要するかも知れぬ。然かせば其國は飢饉に陥り恐らく無政府の状態となるであらう。

2、此件はタルヂェー氏に依て確められた。

恩給年金に對する要求の合法不合法

統領への回答を變更せんとはしなかつた。今其記録の此件に關係ある點に限り左に摘要して見んに、一クレマンソー氏は、休戰條約の起稿中に掠奪財産の回復、又は賠償に關する事項のなき事を注意したるに、ロイド・ジョージ氏は休戰條約中には、必ず財産回復の事なかるべからず、併し賠償なるものは休戰條件よりは、寧ろ講和條件たるべきもの也と之れに答へ、ヒマンズ氏は之れに賛成した。又ソンニノ氏、オルランド兩氏は尙ほ進んで右二項とも休戰條項とすべきものでないが、併し財産回復の項を入れ、賠償の項を除くと云ふロイド・ジョージ及ヒマンズの妥協案を承認すべき意嚮ありと陳べた。斯くて討議はヒマンズ氏が公式文を起稿する迄延期され、翌日再會の時クレマンソー氏は「損害の賠償」なる語句より成立つ、公式文を提案したが、ヒマンズ氏、ソンニノ氏及ボナロー氏は、何れも休戰條約中に此項を入るゝ餘地あるや否やを疑ふと述べた。之れに對してクレマンソー氏は、右は原則を示すのみにて足る事及び若し此項なければ、佛

1、メルミーキス二二六―二五〇頁參照。

國の輿論は如何に驚くや知れずと答へたが、ボナロー氏は之れに反對して、左の如く言つた。「此事はウイルソン大統領宛我等の書柬に既に記載してあり、大統領は將さに獨逸に之れを送くらんとして居る故、今更らに繰返へすの要なし」と此評言には何等の反對もなかつたが、感情的の論據の爲め、又輿論の満足のため、クレマンソー氏の此語句を挿入する事に決したのである。斯くて評議會は他の問題に移つた。而して最後に彼等が開散せんとした時、クロツツ氏は言葉を滑らして「財政問題の最先に於て、聯合國將來の要求を保留する一句を挿入する事は用心深き事であらう。仍て茲に諸君に提議したきは、聯合國側將來の要求及び請求に對しては、尙ほ其權利を妨げず、との文言を挿入する事は是れである」と述べた。當時出席の人々は、此文言が他日具體的重要となる事とは思はず、即ち此數語を挿み置かざれば、聯合國の請求を保護する事は出来ぬとは思はなかつた、從て異議なく承認されたのである。後に至りクロツツ氏は誇つて曰ふに、此の些

1、ボナロー氏の重要な此批評はタルヂュー氏も之を引用し居るに付其確實なる事疑なきものである。

恩給年金に對する要求の合法不合法

少の考案の爲め、賠償及び財政の項目丈、所謂拾四ヶ條を廢棄に屬せしめ、聯合國の爲めに戦争實費の全部を獨逸に要求する権利を得たのであると。何ぞ知らん聯合國の同會議は、同時に拾四ヶ條を承認する公文を、ウイルソン大統領に發したのである。乍併最高評議會が右の文言に左程重きを置かなかつた事の正當であるは、世界が能く判決するならんと余は思ふのである。然るにクロツツ氏及び其與黨タルヂュー氏は、敏捷にも斯る藝等を演じて己れの名譽を誇り、何時迄も上品の紳士が捨てゝ顧みざる論辯を固執するのである。

茲に又一ツの挿話がある。夫れは、右の事項に關して近來暴露された、世の中の陥穽を例證するものである。右評議會が退散せんとする時、始めてクロツツ氏は言葉上の形式を持出したので、何等相當の注意を、拂つたものもなかつたらしい。然し惡運は何人にも附き廻はるものと見え、流石に學者の一人をして端なくも、用語を誤らしめたのである。夫れは署名の爲め獨逸に手交した公文書の中に、レヰインデイケーション（要求を

意味す）の代りにリノンシエーション（讓歩を意味す）と綴たのである。此の後の語の適當のものでないのは勿論である。併しクロツツ氏は此誤字の爲め、期待された程の不便には苦しまなかつた、何故なれば講和會議に於ては、何人も休戰條約の佛公文（即ちクロツツ氏が賠償委員會に於ける議論の時用ひたもの）がクロツツ氏の欲した意味に用ひられたものと注意しなかつたからである。而して獨逸が實際署名したものは、異つて居たからである。併し此リノンシエーションと云ふ語は、英獨兩政府の公文書中には今尙ほ嚴然として残つて居るのである。

其二、更らに今一面の議論は、本件はモット穿ち過ぎた理智上の結果を惹き起すもので、單に手品の問題ではない。若し一九一八年十一月五日聯合國の名により、ウイルソン大

1、余が此挿話を記すは只歴史的の興味の爲めのみである。余の考ふる所に據れば其本文が何れにせよ單に保護的の熟語としての形式であつて議論の骨子には具體的相違はないのである。けれ共リノンシエーションと云ふが正當とすればクロツツ氏の口巧者なる位置は確かに弱めらるゝのである。「巴里講和會議の歴史」の著者は右問題の相違を始めて發見して公表したのであるがクロツツ氏議論の價値に具體的影響相違を來たす事とならう。

統領の獨逸に宛てた通告書の用語に依て、我等の権利が左右せらるゝものとするなら、問題は此用語の譯文如何に據て起る事である。今やバラツチ氏及びタルヂュー氏は講和會議中起つた此問題の討議に關する公報(極秘の書面を含む)の大部分を出版したのであるから、聯合國案件の價値を評價するには以前より好位地に居る筈である。

ウイルソン大統領の宣言書は、講和條約の基礎となつたものであるが、其條項に據れば軍税とか、懲罰的要償とかは一切あるべからず、只白國、佛國、ルーマニア、セルビア、モンテネグロ等の侵略地を回復しなければならぬとある。併し是れは潜航艇、飛行機の暴虐による損害を含まぬのである。従て聯合各國政府が、ウイルソン大統領の公式綱領を承認した時、此回復なる語が何を意味するかに就き、左記の如く保留を附したのである。

此語(侵入地の回復)は獨逸が陸上、海上及び空中よりの侵略の爲め、聯合國の非戦人民及び其財産に加へられた總ての損害に對し、獨逸は賠償をなすべきものなるを意味す。

右語句の自然の意味及び目的は、「侵略地の回復」なる文節の解釋であると、讀者の了解を請はねばならぬ。而して海上に於ける潜航艇及巡洋艦の侵襲、陸上に於ける軍隊の侵略、空中に於ける飛行機及び飛行船の襲撃等を一樣に意味するもので、若し其事を前以て通知さるゝに於ては、何れも其文節中に含まるべきである。けれ共侵略地の回復と云ふ事を聯合國が其儘の意味にて承認する事ならば、夫れは陸上よりする軍隊の侵略より生ずる損害に限られたかも知れぬ事は、聯合國が正さに領解する所である。

右の如く聯合國各政府の保留の解釋、詳しく云へば海上、空中又は陸上より攻撃を合せ意味するも「侵略地の回復」中に、恩給年金及び夫婦別居手當金を含ましむべからずとは、巴里に於ける米國代表達が執つた解釋であつて。彼等は獨逸の債務は右の如き侵略によりて與へられた非軍隊的財産の直接損害と非軍人に對する直接の傷害より成立すべきである<sup>1</sup>とした。又今一ツの債務はウイルソン大統領宣言書の他の部分に記さるゝもの

1、バルツチユ氏の著書一九頁参照。



で、白國に於ける中立條約の破毀とか、戰時俘虜の不法取扱とか云ふ如き、國際法違反に關するものである。

右の如き次第であるから、若し英國總選舉の時、英國首相が獨逸より右解釋以上に何物かを攫取すると云ふ約束によつて、勝<sup>2</sup>を制さなかつたなら、又若し佛國政府が右と同様に不義の期待を贏ち得なかつたなら、何人も右の解釋に異議を挾まなかつたと思ふ。此約束は實は不注意になされたのである。けれ共一旦約束した後、間もなく該約束は我々の實際の交渉に反するものであると云ひ切るには、仲々容易な事でないのである。

斯くて右議論は米國を除く各國代表間に盛んに行はれ戰爭より生じた直接間接の損失損害を獨逸に要求する上に妨碍となる様な何事をもなした事はないと主張するのである。

バラツチエ氏の言に據ると、或る聯合國代表の如きは、一層進んで一休戰條約は如何に

1、バラツチエ氏は左の如く記した。休戰條約及び講和條約の基礎條件協約後行はれた選舉に於て、英國人民は其多數を以て講和條約の條件、就中賠償條件の限度を擴張すると云ふ基礎の上に、首相を再び局に當らしめたのである。

も突然に締結され、敵對行爲の終熄の爲め、財政上の損失となつた事實があるから、其損失損害をも要するに至つた—と迄言つたと云ふ事である。

講和會議の初期時代には、種々の論戰が闘はされ、賠償委員會の英國代表者ヒューズ氏、サンマー卿、カンリツフ卿の如きは、單に損害の賠償のみならず戰爭の實費全部を要求すると云ふ議論を支持したのである。彼等の立論は第一、ウイルソン大統領の言明せる原則の一に、講和條約の各項共必ず正義でなければならぬ。仍て戰爭の實費全部を獨逸に投げ掛けるは、正義の原則に従ふものであると云ふ事。第二、英國の戦費は獨逸が白國の中立條約を破毀したより起つたのだから、英國は國際公法の原則に従ひ、其賠償全部を要求するを得(其他の聯合國に對しては、必ずしも此議論を主張せず)と云ふのである。斯様の議論は又米國代表としてジョン・フォスター・ダルス氏が、演説した其中に度々陳べた所である。左に氏の演説の拔萃を掲げて見やう。

賠償の原則が苛酷であると云ふ事が、吾人の感情に基くものとするならば、又此等の原

則を總て適用すると云ふ事が、吾人の具體的利害によるものとするならば、何故に此等の動機を無視して、賠償問題を只制限的方法として提出したのであるか。そは他にあらず、吾人が自由のものとして、吾人自からを考へぬからである。吾人が此席に立つは正義上如何なる賠償を敵國が支拂ふべきやを、珍奇なる提案として考へる爲めではない。吾人の前にあるものは、吾人の欲する所を吾人が、自由に書き下だす事の出来る空白のページではない。吾人の前にあるページは、已に書き下されたページである。而かも其末端にウイルソン氏、オルランド氏、クレマンソー氏、而してロイド・ジョージ氏の署名があるのである。余の言ふ書付とは、已に諸君の總てが承知する所であるのは確かである。即ち獨逸も承認した講和の基礎である。

ダルス氏は之れが關係の條文を列擧して、尙ほ左の如く演説を續けた。

此協約には制限があると云ふに對し、疑問の餘地何れにあるや。其賠償の條項は一九一八年十月十一月の交渉の際、聯合國政府が講和の一條件として、敵國より得る事の出來

る賠償に限ると云ふ事は已に承認され、至て明瞭な事である。獨逸國の全目的は、講和條約の條項に於て、該國へ要求の出來得る最高額を知らんとするのであつて、賠償に關する當初の提案を擴張せんとする聯合國の行動は、一旦定めた以上は、最早獨逸が執行せねばならぬ賠償事項を規定する事は、自由でないこと云ふ理論の上で、始めて解釋されるのである。吾人は斯くして、若し獨逸が規定された條件を執行するならば、獨逸に平和を與ふべしと承諾したのである。然り、併しながら爾が平和を得る前に、爾は更らにシカジカの事をせねばならぬ」と云ふべき道が、今尙ほ吾人の前に開かれあるや如何。吾人は已に獨逸に對し斯く言つた。爾が他の事柄と共に、假へば壹千萬弗の賠償金を支拂ふべき行動を執るならば、平和を得させて遣らう。——而して吾人は更らに左の如く言つて妨げなきや如何。——爾は若し原と約諾した金額の數倍となる様。他の賠償行爲を完了するならば爾は平和を得る事が出来る。——右の如きは賠償をなし得る敵の能力如何に拘はらず、今や已に晩しである。今や公平なる解決と、實行的適用を行ふのみである。

茲に差すべき記憶は、英國代表者が一九二一年三月賠償要求問題が、高等評議會に移された時、尙ほ決して其の要求を撤回しなかつた事である。當時米國代表者は、航海中の大統領に發電して自説の維持に援助を乞ふたに對し、大統領は不同意の旨を回電し、尙ほ若し必要なれば公然と一旦敵をして期待せしめた事に矛盾する様な手續には反對せよ、我々が勢力を得たからとて、名譽に掛けても變更する事は出来ぬと、聲明せよと命令したのである。

此事あつて後、議論は更らに新方面に入つたのである。即ち英佛兩首相は各自代表の爭議を拋棄して、一九一八年十一月五日の通告書にある言句の拘束力を是認し、其中より議論の争點にして、然かも其要素を遺す様な文句を抜き去つて、落着を付けたのである。「非戦人民に加へられたる損害」とは如何なる要素より構成せられたのであるか。其要素は軍事上の恩給年金と、非戦家族の別居手當金に限る様、規定する事は出来なかつたのであらうか。果して然らば獨逸に對する要求案は、何人をも満足せしむる金高に増額する事が出来

たであらう。けれ共バラツチエ氏の指摘する所に據れば、一家の給料取りの不在より生ずる財政的損失は、軍備品や戦争費に充つる税金の損失以上には、非戦人民に取り大損失にはならないのである。實際別居手當とか、恩給年金とか云ふものは、戦争實費より生ずる許多の國庫費の一項たるに過ぎぬ。若し斯る費用が非戦員の損害として數へらるゝなら、此等の費用は税金支拂者(即ち大抵非戦人民)に歸せねばならぬと云ふ論據の上にては、取りも直ほさず戦争實費の全要求に含まるべきである。右様議論の牽強附會なる事は、論理的歸結に上り遂に暴露されたのである。尙ほ又恩給年金及遺族當手金とは、「侵入地の回復」なる文句の解釋によつて、其意味を盡くし得べきや不明瞭である。而してウイルソン大統領の良心は、今日にては變化するのを願ふも(當時彼と同僚との間に他の係争問題あり、氏は其方に多くの利害を感じたのである)當時にありては、其儘變化する所はなかつた。

米國代表の記する所に據れば、ウイルソン大統領の踟躇の態度を壓服した最後の議論が、

恩給年金に對する要求の合法不合法

一九一九年三月三十一日附スマツツ將軍の覺書中に記載しあり、其議論を簡單に云へば、茲に一軍人あり、除隊の後再び非戦員となりたるに、除隊後に至り負傷未だ癒えず、されば其傷害は非戦員に加へられたる損害であると云ふのだ。此れが則ち「非戦人民に加へられた損害」と云ふ字句が、軍人に加へられた損害をも含む事になる議論である。此れが則ち終局は吾人當面の案件が基く議論である。此の一片の藁をウイルソン大統領の良心が攫んだのである。斯くて本件は落着いたのである。而して此れが四大國間の秘密室に於て、協定されたのである。余は茲に最後の光景を米代表の一人なるラモント氏の言葉を借りて述べて見やう。――

余はウイルソン大統領が、賠償案中に恩給年金を加ふる事を、決心した其日の事を記憶

1、此覺書はバラツチエ氏に依りて其全文の儘發行され最も秘密の公文書に屬するのである。而して右は附帶の事情を書添へる事なく其儘世間に顯はされ各種の議論の正否を云ふ事なきも尙ほ個人的の心理には光明を與ふるのである。エコーノミストが「巴里の講和會議史」を批評する時若し此覺書が發行の事情を説明する事なく斯く無限に轉載公布されるならスマツツ將軍の名譽上非常の打撃であると評したのは余の同意する所である。されど世間が此公文書を有するは善い事である。書中個人登場人物の心理や名譽よりはもつと重要な事を世界に與ふるのである。

する。我等代表の數人は、大統領の書齋に集會して居たるに、恩給年金問題を討議すべく喚問を受けたのであつた。其時我等は米國代表中には、此恩給年金の一項を加ふる事に賛成する一人の法律家を見出す事は出来ぬ、所有論理法ありゆるが之れに反對であると説明したるに、大統領は叫んで――論理法！論理法！余は論理法の事は頓着せぬ。余は恩給年金の一項を含ましむる事にした。

余は恐らく餘りに右様の事實を陳べ過ぎた。而して感情に捉らわれたのである。併し多少とも余の肩を縮ます事は出来ぬである。余の態度は果して適當であるや否や余の問ふ所でない。余は只我英國人及び聯合國人の爲めに、獨逸國に對して三分の二を占むる、要求權の所謂道義的基礎の如何なるものなるやを陳べたに過ぎぬのである。

1、ラモント氏は尙ほ左の如く附加へた。――夫れば單に論理法の耻許りでなく、専門學の爲めに許すべからざるものである。冗辯を排して直ちに事實の根柢に觸れんとする決心であつた。當時其室に居つたものは何人も余と同様の感情に打たれぬものはなかつた。――此等の言葉は昔に現代便宜主義者流の不足を買ふのみならず、如何にも當時困敗の情況と何人も速かに事件を終結せんと希望した實相を語るものである。然るに拘はらず、米國代表は其名譽を維持せん爲めに飽く迄法律擁護の爲めに堅く立つたのであつた。故に政治上の權變の爲めに捉はれたのは大統領自身であつた。彼一人のみであつた。

恩給年金に對する要求の合法不合法

## 第六篇 賠償、聯合國間の債務及び國際貿易

現今の有様にては、獨逸に對する聯合國の要求も、聯合國に對する米國の要求も、總て其要求を減額する方が、有利とする事は一般の流行である。其論據とする所は、斯る支拂は目下只物貨引渡のみを以て實行さるゝから、若し其要求を強行せば、却て積極的に要求者に有害とならんと云ふのである。聯合國も米國も其要求額を軽減するが、各自の利益であると云ふ事は余も其眞實を認むるものである。併し夫れにしても、口賢なき議論をせぬが善い。而して何等の理由なしに物貨を受け入れるは、一概に有害とするは正當でない。余は本篇に於て、獨逸をして我々の方に物貨を投げ掛けしむるは、有害であると云ふ現今の輿論の當否を解剖して見たいのである。

本論は少しく錯雜して居るから、讀者に少しく忍耐して貰ひたいのである。

(一)債務國が其債務に對し、直接に物貨を送つて決済するのと、彼等自ら其物貨を賣放つて

其代價を現金にて送金せしむるとは、其間著るしき差違はないのである。何れの場合に於ても、其物貨は世界の市場に顯はれ、競争的に、或は債權國の工業品と相提携して賣却さるゝのであるが、其競争と否とは市場の情况より、寧ろ其物貨の特質に依るのである。

(二)競争品が債務國の爲めに、輸入品代價支拂として賣放たるゝ限りは、債務の支拂に對し無競争品を指定するは無益の業であつて、只所謂頭隠さずである。例へば獨逸が輸出を強制さるゝ場合に於て、自然的に輸出する物貨の内より、無競争を指摘撰擇するは可ならんも、債務の支拂に仕向くるは某々特別品にして、決して他品にあらずと詐稱しても、少しも其場合に影響を與へぬである。從て何の途輸出さるゝ物貨であるのに、某々物貨にて債務の支拂に向くべしと、豫定するは無益であり、又獨逸が輸入品の支拂に供せん爲め、他の市場に向くるものなれば、某々物品にて支拂ふべからず、と指定するも同様無益の事である。されば特定の物貨を以て獨逸に支拂はしむるにしても、我々が米國に支拂ふにしても、如何なる便宜方策も實際の場合に影響を及ぼすものでない。但し只其國の輸出物貨に

對する全體支拂の形式を變更するのみの相違である。

(三)之れに反して若し其物貨が、何の途世界の市場に賣出さるゝならば、假ひ競争的に賣却さるゝにしても、其貨物の賣上高を受取る事は何等我々に害はないのである。

(四)若し債務國に支拂を強要する結果が、競争の爲め低下せる價格にて、提供しなければならぬなら、夫れと同等品を生産する債權國の特殊工業は、之れが爲め債權國全體に取り他の利便はあるとも、必ず大なる影響を受くべきである。

(五)債務國がなした支拂が、競争販賣の行はるゝ國でなく、却て第三國の利益となる様な結果とならば、第四項に述べた直接不便を打消すべき、他の便利の點は明かでないのである。

(六)前記の如く債權國に於ける他の便利點が、其國內の特殊工業の損害に超ゆるや否やの問題は、債權國が其支拂を受くるに要する相當期間の長短に依るのである。最初の間は該競争の爲めに蒙る工場と、之れに使用せらるゝ人々との損害は、必ず受取つた支拂金の利益より大なるべきも、時日の経過するに内には、資本と勞働は他の方面に吸収され、他の利

便が生起する事となるのである。

上記の一般的原則を我々聯合國と、獨逸との特殊の場合に應用する事は容易である。獨逸の輸出と我々の輸出とは、其競争は非常に偏重的のもので、若し彼國の輸出を強制的に刺撃するに於ては、彼は必ず我々に對抗して物貨を賣放たざるを得ぬ。而して此事はポツターシュとか、砂糖とかの如く、非競争の特殊商品を指摘する事の出来る事實の爲めに變更されぬである。若し獨逸が輸入品に對し、輸出品の超過巨額なるに於ては、彼は必ず其競争的販賣を増加せねばならぬである。「講和の經濟的效果」(二七五頁)に於て、戦前統計の基礎に依り、或る程度迄此事を表明して置いた。即ち余は該書に於て、獨逸が賣らねばならぬ商品のみならず、亦其賣らねばならぬ商品の市場は、我々聯合國商品との競争非常に激甚なるべきを示して置いた。戦後貿易の統計は、前段の議論が今も尙ほ有効なるを示すのである。左表は獨逸の輸出貿易が、(一)一九一三年(二)一九二〇年の前九ヶ月、即ち詳細に計數を得られたる最近の期間(三)一九二一年六月より九月に涉る四箇月間に於ける、重なる

商品の分布比例を示すのである、但し最後の計数は實際の比較でなく豫想である。

獨逸輸出品	輸出金額の百分率		
	一九一三年	一九二〇年九月	一九二一年六月
鐵鋼製品	一三・二	二〇・〇	二二・〇
器械(自動車を含む)	七・五	一一・〇	一七・〇
化學工業品及び染料	四・〇	一三・〇	九・五
燃料	七・〇	六・五	?
紙製	二・五	四・〇	三・五
電氣器具	二・〇	三・五	?
絹製	二・〇	三・〇	一・五
綿製	五・五	三・〇	?
毛製	六・〇	三・〇	?
硝子器	五・〇	二・五	二・〇
革製	三・〇	二・〇	四・〇
銅製	一・五	一・五	?

右表に據れば、石炭を除き他の粗原料、即ちポツターシユ、砂糖及木材等は、産額些少其

に過ぎされ共、鐵、銅製品、化學工業品、染料、纖維製品、石炭等は獨逸國主要物品なれば、其價格は頗る巨額に上ぼす事が出来るのは明白な事實である。又大戰以來此等の輸出貿易品の比例的重要な點に於て、何等變更する所のないのも亦明白である。只爲替の關係の爲め、鐵製品、器械、化學工業品、染料、硝子器等は稍々輸出を刺撃増加したに過ぎざるも、是等は粗原料としての重要價值を含まぬのである。

右の如き事情なれば、獨逸に餘り巨額の償金を強求する事は、前記輸出品の全部又は幾部分を従来より大仕掛に擴張増加する事を要求すると同様である。左れば此擴張を行ふ只一の方法は、他の競争國より低價に物貨を提供するより外途がない。仍て獨逸國たるものも半は勞働者の能率を低減する事なくして生活の程度を卑くめ、半は直接間接に殘餘の社會の費用を以て輸出品に補助金を與ふる等、所有方法にて低價に物貨を提供する位置に就かしむるを必要とするのである。

右様の事實は従前は等閑に附せられたるも、今や寧ろ社會の輿論として誇張さるゝのであ

る。是に於て前記の第三項が注意を要する事となる。我聯合國の工業は、吾人が賠償を要すると否とに拘はらず、戦前同様獨逸と激烈なる競争を要するもので、何の途生じ來る不便利を賠償政策に歸してはならぬ。此際の救済法は獨逸の支拂ふべき形式に對する處方秘藥にあらずして、實に其要求額の合計を相當の額に減下するにあるのである。何となれば獨逸の支拂をなす方法を指示せばとて、彼國輸出全體の形を隨意に支配する譯に行かぬ。又賠償の目的の爲め、特殊輸出品の全部を吸収せば、彼國の他の輸出品を膨脹せしめて、輸入品又は其他國際的債務に充てしむる様強要する事となる。然るに若し特に輸出を奨勵する事なく、今日迄外國放資の方法として、彼國が築き上げつゝあつた限度に於て、適當の支拂を許すなら、我等は最も安全に支拂を得るのであつて、彼國自身の利益の見地よりして、我英國に取ても至當の方法である。

又前記第五、第六の主義の實際的適用の事も明白であつて、第五項に就ては、英國は其債金の全部を受取るのではなく、只五分の一に止まり、第六項は余の常に的確の議論と信ずる

ものである。賠償支拂を長期に涉り、且つ大仕掛に強要する永久的の性質は、決して期待し得べきものでない。聯合國が十二世紀の長きに涉り、獨逸政府に對し全力を費やすと云ふ事は、果して誰れが信するや、又獨逸政府が大仕掛に強制労働の結果を毫ぎ取る様な不斷の努力を、其人民に用ひ得るものと果して誰れが信するや、何人も衷心之れを信するものなかるべく、余は最終迄之れを頑強に固守する可能性は殆んどなしと思ふ。若し果して斯る可能性ありとすれば、二三ヶ年間我英國の輸出貿易を攪亂し、我工業の均衡を破る必要はないのである。斯くして歐洲の平和を危くする必要は尙更らないのである。

右と同じき原則を少々の變更を以て、聯合國が米國に負ふ債務の請求に適用し得るのである。米國の工業は聯合國が米國に對する債務の支拂として、低廉なる物貨を競争的に米國に輸出する爲めに影響を蒙る事なく、却て聯合國が米國の輸出品を従來通り購入する能はざる爲めに影響を受くのである。言を替て云へば、聯合國は購入する事少く、賣渡す事多くして、債務の支拂方法を看出さなければならぬである。之れが爲めに米國の農夫は、製



造者よりも影響を受くる事大なるものがあらう。其故は米國に於ては、輸入の増加は關稅を設けて之れを防遏するを得べけれ共、減少したる輸出は、之れを獎勵する便法とはないからである。乍去此處に奇妙な事には、ウォール街及び東方製造地帯にありては、債務の改變を考慮して居るのに、中央、西部及び南部地帯は之れに反對して居る事である。二ヶ年間獨逸は聯合國に對し、現金支拂の要求を受けなかつたのであるが、其間英國の製造者は若し其支拂が始つたとすれば、彼等が蒙る影響の如何には、彼等は全く盲目である。聯合國は未だ米國より現金の支拂を要求されぬであつて、米國の農夫は若し聯合國が其債務の全支拂をなさんとするなら、其影響の如何は英國の製造者が、自家の損害に盲目であると同様に無頓着である。余は敢て米國の上院及び農業地方の下院議員に獻議せん、彼等は早晚我が高等賠償論者と同様の道義と理智上の汚辱に陥らざらん爲め、ハーディング政府に對し、時論の進行に従ひ、適當の計畫を立つる事を要求努力せられたいと希ふのである。乍併、米國に對する決定的議論は、英國に對すると同様、特殊の利益（時と共に減少

する）に於ける損害にあらずして、僅少期間内に支拂ふべきものとするも、債務の要求が永續する傾向のある事である。余の斯く言ふは、歐洲各聯合國の支拂能力を疑ふ爲めのみでなくして、亦米國が歐洲と商取引を決済する問題の困難大なるが爲である。

米國の經濟學者達は稍注意して、戦前の地位からの統計的變化を研究したのであるが、彼等の見積によれば、米國は聯合國の債務の利子を全く別として、彼國の受取るべき利息よりは、多額の利子を外國資本に對し支拂ひ居り、又其國の商船は其運賃を外國人より受取る事、外國に支拂ふよりも多額である。而して彼國の輸出超過額は、一ヶ年實に參拾億弗であるのに、歐洲へ支拂ふべき差額、重もに旅行者、移民の送金等は一ヶ年拾億弗以上は昇らぬである。斯る次第なれば、上記の如く其差額を平均せしむる爲めに、米國は種々の形態によりて、一ヶ年約貳拾億弗より少からざる金額を、世界に貸附けねばならぬ。其

1、一九二〇年六月迄の大景氣時代には貿易合計の内（百參拾參億五千萬弗）輸出の超過は實に貳拾八億七千萬弗であつて、一九二一年六月迄の不景氣時代の一部に於ては貿易合計百〇壹億五千萬弗の内出超過貳拾八億六千萬弗である。

上に歐洲各國の戦時公債に對する利息と、償還基金は約一ヶ年六億弗となるのである。右の如く近來米國は歐洲に對して、一ヶ年約貳拾億弗づゝを貸付けて居つたのであるが、歐洲に取り幸ひなる事には、其内相當の額は下落し行く紙幣の思惑買ひの爲めであつたので、一九一九年より一九二一年迄に、米國投機者の損耗は自然に歐洲を養つた事になる。併し此れは一時的の事で、永久の勘定とはならぬである。一時の間は公債政略は時局を救済する事が出来るも、過去の債務に對する利子は、累積して大袈裟となるのである。

元來商業國民と云ふものは、常に海外貿易に大資本を用ゆるものである。併し外國に投資する事は、極めて最近の事業で、甚だ不堅固のものであるから、特殊の状態にのみ適するのである。新國が自國の資源のみにては、改良する能はざる場合に、一時舊國の放資を得て、改良發達を圖るのであつて、其計畫は相互共便益を感ずるのであるが、其利純の内よりして放資者は漸次償却を受くるのである。併し其位置は互に轉換するを許るさぬ。若し十九世紀時代の歐洲に於て、米國債を發行したと同一筆法を以て、歐洲債を米國に於て發

行するとすれば、其模倣は虚偽である、其故は之れを總括的に論じて、歐洲債には富の自然的増加なく、又眞の償却基金の餘利がないからである。而して其利息なるものも新に募債が出来る限り、新募債を以て支拂はれ、財務的組織は益々擴大するのみにして、後には斯る基礎なき空想も最早や維持する價值なきに至るであらう。故に米國の資本家が歐洲を嫌ふのも實は常識論からである。

一九一九年末、余は「講和の經濟的効果」に於て、歐洲の改造公債を米國に於て募集すべき事を主張したが、過去二ヶ年に於て、歐洲の反對あつたに拘はらず、米國は非常に巨額の公債を募つたが、其總額は余の献策したより以上の金高であつて、其形式は普通の公債ではなく、何等特殊の條件を附する事はなかつた。而して終には大損失をなして終まつた。斯くして其募金は一部分空費されたのだが、兎に角休戦後の大切なる時期に於て、歐洲を援助したのであつた。併し該公債が今日に至る迄繼續して居ても、國家貸借の不公平に對する解決の一助となる事も出来ぬのであらう。其解決の一助としては、從來英佛獨諸國が

自國より發達の少き方面、即ち南米又は英領諸州等の新國に對し、資本を供給したと同様の位地を米國が執るに於ては、或は幾部其効を奏するやも知り難いのである。歐亞二洲に跨る露西亞帝國の如きも、亦處女邦土と考へらるゝもので、今後の時代に於ては、外國資本の相當なる出口となるべきである。故に米國資本家たるものは、歐洲の舊國土に對するよりは、寧ろ英佛兩國が從來貸付け來つた事業の上に、右の如き邦土に貸附くる方聰明の方法と云はざるを得ぬ。乍併、目下横はれる缺陷は、斯くして一切解決し終るものとは思はれぬであつて、終局或は頓がて輸出輸入の差額に付き再整理の必要必ず起るべしと思はる。米國たるもの、宜しく今後ヨリ多く買ひ、ヨリ少く賣るべし。—是れぞ歐洲に對し米國の與ふべき年々の貢獻の只一方策である。米國の物價を常に歐洲より早く高くせねばならぬ。(此れは米國聯邦地金準備局が地金の流入を自由状態に任かせるに於て、爾くなるべきである)或は其事出來ぬとすれば、對歐洲爲替相場をして現時以上に下落せしめ、歐洲をして必需品の外、何等買物をなす事不能とならしむれば、前記同様の結果を得る事となるのである。最初の間こそ米國の輸出者は、突然に輸出品製造を中止する能はざる爲め、其製造品の代價を低下して時局に對峙し得るかも知れぬが、斯る事情が二ケ年間も繼續して生産實費以下となれば、後には已むを得ず其事業を縮少し、或は全く放棄する様に立至るであらう。但し米國たるもの、貿易の平均は目下の輸出現狀を基礎として達し得られ、同時に輸入は關稅を以て制限し得るものと想像するのは無益である。聯合各國は獨逸に對して巨大の支拂を要求しながら、獨逸が之れを支拂はんとすれば、巧みに之れを妨げんと務め居ると同様、米國政府は一方に於ては、輸出品の金融方法を計畫し、他方に於ては、其代價支拂を益々困難ならしむる關稅を設けんとして居る。大國民たるものが、吾人各個だもなすを屑しとせざる、馬鹿の骨頂を屢々演ずるに至つては驚くの外ないのである。

世界各國の金塊を悉く米國に送り、其處に天を摩する様な金の犢牛でも築かば、暫時の延期は夫れにて得らるゝやも知れぬ。然るに米國たるもの、金塊は拒絶するが、代價の支拂は要求すると云ふ如き時期來らぬとも限らぬ。現代の金神は自身が約束した堅き金屬より

は、今少し多汁質の食物を空しくも要求するのである。何れにしても再整理は重なる關係者には苛酷で有害である。加之若し米國にして聯合國の債務を催促する様な事あれば、時局は實に捨置かれぬのである。若し米國が忍耐して其輸出品の工業を極端迄削り苦しめ、從來之れに使用した資金を他に轉用する事あらば、又歐洲に於ける米國の與國が、如何なる犠牲を拂ふても、其債務を償還せんと決心するなら、其終局の結果は米國の利益となるかも知れぬ事は、余の打消さざる所であるが、併し其事は實に一片の空想に過ぎぬであつて、左様な事實は起るべきものでもなく、米國たるもの斯る政策を最後迄遂行せぬ事は明かであつて、一たび其効果を経験せば、必ず斯る政策を抛棄するならんと思はる。又假し米國が左様な政策を執つたとするも、聯合國は其債務を拂はぬであらうし、其局面は丁度獨逸の賠償問題と同一であつて、聯合國が目下の問題たる、賠償要求の取立を執行する以上には、米國は聯合國の債務の取立を強行せぬであらう。何れにしても長い間には大事な政治問題とはならぬと思はるゝのであつて、殆んど凡ての消息通は、各自私話の間に此事

を許容して居る。然るに吾人は珍妙な時代に生れて居て、新聞界の論議は、的確な根據あるものよりは、常に不確實な論據の方、世間に行はるゝのである。之れが爲め紙上の論説と、私話上の口語とは可驚可笑差違が可なり長い間成立つのである。右の如き事情であるから、歐洲との關係を澁滞せしめ、二ヶ年輸出工業を擾亂する様な事は、米國に取り策の得たものでなく、其政策は何等利益する事なく、抛擲さるゝに至るは明かである。茲に抽象的説明を歓迎する讀者の爲めに、上記の議論を、左に概括して見るなら斯うである。

國際貿易の均衡は、世界各國の農産物と、工業品との錯綜せる釣合の上にあるもので、又其勞働及び資本の使用上、各自の特色特質の上にあるのである。若し一國が代金の支拂を受けずして、巨額の物貨を移轉する事を要求さるゝなら、所謂均衡は破壊さるゝのであつて、資本と勞働とは一定の事業に對し組織され、決して隨意に他の事業に流出さるゝものでないから、右均衡の擾亂は勞資の一致に取り破壊的である。此組織は現代世界の富が一